

参議院社会労働委員会会議録第五号

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○育児休業法案(糸久八重子君外七名発議)

○委員長(浜本万三君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨五月三十一日、菅野喬君及び深田鑒君が委員を辞任され、その補欠として堂本暁子君及び菅野久光君がそれぞれ選任されました。

○委員長(浜本万三君) 去る五月二十五日、予算委員会から、六月一日の一日間、平成二年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、厚生省所管、労働省所管及び環境衛生金融公庫について審査の委嘱がございました。

本委員会といたしましては、理事会で協議の結果、厚生省所管及び環境衛生金融公庫分を四時間四十分、労働省所管分を二時間三十分それぞれ審査することにいたしました。

○委員長(浜本万三君) 平成二年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、厚生省所管及び環境衛生金融公庫を議題といたします。

○委員長(浜本万三君) まず、参考人の出席要求についてお諮りいたします。

本件審査中、環境衛生金融公庫の役職員を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(浜本万三君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○委員長(浜本万三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(浜本万三君) 予算の説明につきまして、厚生大臣から既に聴取いたしておりますので、これより直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○堂本曉子君 私はきょうは女性の健康の問題として、避妊、そして妊娠、出産について伺わせていただきますかと思っております。

数年前になりますけれども、新宿の駅の裏にやみ中絶専門の診療所があると聞いて、実はそこへ参りました。そうしますと、本当に若い高校生が肩をすり寄せるようにしてやってきて、しかし中に入るの女の子だけでした。一人で来る女の子もいました。中に入って医師にも話を聞きました。ほとんど翌日は来ない、後大変悪い影響が体に残るのではないかといいようなことも言っていました。そのときに、私は同性ですから思ったのですが、そういうことを女性が心と体で味わわなければならぬという前に、やはり正しい性の知識とか教育とか避妊の方法とかを学んでいる必要があるのではないかといいふに思いました。以来、女の子たちというだけではなくて、女性の健康という観点からこの問題を考えていると思っております。

まず、厚生省に伺いたいんですが、避妊の失敗とかそういうことの原因、それから望まない妊娠によって女性が受ける精神的、身体的な影響などについてお調べになったことが今までにございますでしょうか。

○政府委員(古川貞二郎君) 思春期の男女が避妊に失敗する原因の調査等について調査したことがあるのかというのを御指摘だと思っておりますが、率直に申し上げますと、思春期のそういう男女が避妊に失敗する原因については調査はいたしておりません。事柄の性格上プライバシーの問題等々がございまして、なかなかい

ゆる行政調査には非常になじみにくいんじゃないかというようなこと等で原因の調査は行ってないわけでございます。

○堂本曉子君 私が大変に難しいことだと思えます。隠すことで、簡単に調べられない。しかし何らかの方法がございましたら、行政調査にはなじまないかもしれませんが、民間への委託とかいろいろした上で、もし調べられることができればまた次の施策につなげることができるとはいいか、そのように考えております。

それから次に、平成二年度予算の中で避妊に、プロバビリティで、予算がどのくらいあるか。それから優生と一言葉は私は好きではございませんが、今優生相談所というふうに一応優生保護法の中で呼んでいる優生相談所の予算についてどのくらいあるか、お聞かせください。

○政府委員(古川貞二郎君) 先生の御指摘のような避妊等の対策につきましては、一つは市町村、もう一つは保健所、それから民間との三者によつて事業が推進されているわけでございます。市町村につきましては、市町村母子保健事業の一環といたしまして受胎調節実地指導員を活用する等の方法によりまして家族計画に関する相談指導を行っているわけでございます。

予算ということでございますが、妊婦、乳児等保健相談事業それから家族計画指導事業、これ合わせまして、事業費ベースで十六億八千六百万、それから国庫補助ベースで五億六千二百万、こういうふうな状況でございます。

それから保健所につきましては、妊婦、乳児等保健所におきましては家族計画等相談事業といたしまして、新婚生活全般についての学習活動である新婚学級等の一環としての家族計画指導等を行っているところでございまして、これの予算としまして平成二年度予算で事業費ベースで二千七百九十二万四千円、国庫補助ベースでは千七百七十七万七千円、こういう状況でございます。

また、民間といいますが、社団法人日本家族計画協会におきましても、家族計画特別相談事業と

いたしまして、家族計画についての相談事業及び相談担当者の研修を行っている、こういう状況でございます。その予算は八百二十八万九千円、国庫補助ベースも同じでございますが、そういう状況に相なっております。

○堂本曉子君 今伺ったように公的な予算、公的な施設での予算、保健所とか市町村、十六億ということですが、実際に、最初に申し上げたように余り公的なところに子供たちは行かれません。それから結婚している女の人も、さっき局長が言われたように秘め事と言われるような領域でなかなか行かないわけです。今、外国なんかでは小さいクリニックのようなところがたくさんできているように思いますが、日本ではそういった相談業務というか、相談所というのはまだ大変立ちあがっているように思えます。

一方で、性暴力とかどぎつい性描写、それは御説明するまでもなく嫌というほど私どもの目についておりまして、若い人の考え方とか、それから意識がどうしてもゆがんでしまったり、知らず知らずの間に間違った考え方をしているということともあると思えます。こういったニーズの中で、何とか正しい知識、そしてつらい思いを特に女性がしなくて済むような施策をぜひ打ち立てていただきたいと思うのですが、大臣の御所見を伺えたらと存じます。

○国務大臣(津島雄二君) 次の時代の日本の国民をつくるのは、主として申しますか、まず健全な母親を育てるということであり、そういう意味では女性の役割は極めて大きいと思えます。そういう立場から考えますと、受胎、出産ということについて、いろいろの意味で社会的に健全に若い娘さん方を育てていくことは大事であろうと思っておりますが、そういう問題について、今委員の御質問を承っておりますが、私もはまず心がけなければならぬのは、婦人の方々の御意見に耳を傾けると申しますか、もう少し、これまで以上に女性の意見に行政としても耳を傾けながらやってまいらなければならないというふうに今感じて

おります。

○堂本曉子君 女性の意見を聞いていただきたい、それは本当に念願でございます。とても理解してくださる男の方もいっぱいいらっしゃいますけれども、女性でないといわれないということも多々ございます。そういった女性の希望としては、保健所とか産婦人科、あるいは病院のようなどころに相談できるようなところが設置されるということだと思います。しかし、こういったところでは、なかなか経済的に若い女性には力がありませんが、相談をしても、逆に助産婦さんやなんかにとっては収入にならないという、ダブルになかなかそれが実現しないというふうなことがあると思えます。局長にこの点を伺いたいと思えます。

○政府委員(古川貞二郎君) 先生御指摘のように、避妊とか妊娠、出産等につきましては、女性の健康を守る上で大変重要な問題であると、こういうふうにも私も考えているわけでございます。特に、社会環境というものが大きく変化してきている中で、単に妊娠、出産という一時期に限定された対策ではなくて、生涯にわたる健康管理という観点から議論しなければいかぬ。特に御指摘のような若い女性、そういった方々については、先ほど申し上げたプライバシーの問題ですので、簡単に例えば医療機関とかそういったところに相談に行くというふうなことはなかなか恥ずかしいとかというふうな問題がある。したがって、妊娠中絶なんかも、どうしても初診がおくるとか、そういう巡回といいますか、病院にかかる頻度といいますが、そういったものも少ないという点では御指摘のとおりだと思います。ただ、いかにしてそういった相談を、いわばプライバシーを守りつつ気軽に相談を受けられる体制をどうつくるか、これは相当工夫が要る問題であらうというふうに考えております。大臣からも御答弁がございましたが、私も今後研究をしてみたい、かように考えておるわけでございます。

○堂本曉子君 ぜひお願いしたいのは、やはり大きい病院とか保健所、なかなか入りにくいという

点がございます。ですから、民間の小さいクリニクとかそういうところで相談と、なおかつ避妊の実地指導、これができるようにしていただきたい。その点はいかがでしょうか。

○政府委員(古川貞二郎君) ただいま申し上げましたように、問題の重要性というものはよくわかってございますし、先ほどちょっと申し上げた市町村等での受胎調節実地指導員の活用ということも考えられますけれども、しかしそれは家庭に入っていくとかあるいは助産所でそれをするとかというようなことであって、若い女性が気軽にかというのとはなかなかできないという問題だろうと思うのでございます。したがって、どういふうな形で、今家族計画協会あたりをお願いしてそういうこともやっておるわけでございしますが、全国的な問題、電話の問題、しかし電話だけでは解決つかない問題、本当にひきを突き合わせて相談を受けなきゃいかぬという問題、そういう問題がございしますので、今後の工夫といいますが、そういうことが必要でございしますので、非常に重要な研究課題だといふふうに認識させていただき、検討してまいりたいと、かように考えております。

○堂本暁子君 ぜひ、時間もかかるといいますし、新しいことですので、特に人の問題は五年、十年、二十年かかるかもしれませんから、スタートがとてでも大事かと思ひますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

そして、一番問題はやはり言いにくいことを言うのですから、一時間、二時間、時には三時間も相談にかかります。そのときに経済的にどういふふうにならざるを得ないかということも一緒に御研究いただきたい。理念と方法だけではなくて、もう一つそこには何か、大臣おっしゃってくださったように、将来への一つの展望としてそこももう一つ押さえていただけたらということ要望させていただきます。

そしてもう一つは、そういう相談所の機能よりもっと早く、今実際に避妊の問題としては具体

的にいろいろ細かいことで進んでいないことがございします。そういった例えば避妊の用具とかそういったものも大変普及していないようですので、その辺は早急に手当てをしていただきたいというか、善処していただきたいというふうに思ひます。

最後に大臣に、心身の健康というのは大事な施策だと思ひます。人間性の回復のようなことだといふふうには私は考えております。男女のそういうた尊敬と申しますか、尊敬の中にある平等、その中で本当の性というの豊かになることだと思ひますし、そういうことなしにそのひずみが、社会のひずみと申しますか、そういうものに将来なつていきかねない。その辺のところでも長期展望を持ってこれが実現できるかどうか、もう一度だけ伺わせてください。

○国務大臣(津島雄二君) 女性の健康、そして健全な男女関係の上に立つた明るい社会をつくっていく、そしてその結果として低下をしつつある出生率についてももう少し積極的な方向に変わって、活力のある福祉社会ができていくといふことが我々の念願するところでございしますから、そういう意味で今御指摘のいろいろな点は十分に真剣に検討しなければならぬ課題であらうと思ひております。

いろいろな御質問を総括いたしましたして、私が感じておりますことは、第一に、先ほども申し上げましたように、女性の御意見をよく聞く何か仕組みをつくったかどうかということございします。それから二番目に、とかくこういう問題というのは何と申しますか、科学的な事実の究明が行われない、そのことからしっかりした対策がとられないということもございします。先ほど政府委員から申し上げましたように、政府が直接乗り出してやる調査にはなじまないかもしれせんけれども、何がしかの専門的な方々のお力を得て信頼の置ける実態調査など考えてみたかどうか、これが二番目の印象でございします。そして三つ目に、やはり相談と実地指導ということについて、今までもやってまいりましたけれども、

これで十分かどうか、それもまた若い方々を中心に本当に相談に乗れるようなものでなければなりませんので、その点についても予算の確保とともに工夫をさせていただきます。

以上、三点を申し上げる次第でございします。○堂本暁子君 どうもありがとうございます。○日下部博代子君 きょうは環境衛生金融公庫の理事長さんが見えなくなっていらつしやるので、一つだけ御質問をさせていただきますと思ひます。

環境衛生金融公庫の融資内容の改善について伺ひたいと思います。

環境衛生金融公庫は、公衆衛生の向上、国民生活の安定に寄与すべく環境衛生関係事業に対する資金の融通を行つておりました。ところで、前回昭和六十一年の法改正によって運転資金の貸付制度が導入されましたけれども、本年度予算におきまして運転資金についてはどのような改善が図られておりますでしょうか。お伺ひいたします。

○参考人(山下眞臣君) お答え申し上げます。環境衛生金融公庫の運転資金につきましては、御指摘のとおり昭和六十一年度導入されたわけでございますが、その後昭和六十二年に貸付期間を五年から特に必要がある場合には七年に延長する。それから、昭和六十三年には貸し付けの限度額を二千七百万円から三千五百万円に引き上げるといふような条件改善を行ってきたわけでございます。平成二年度予算案におきましては、設備資金の方の貸付限度額を大幅引き上げを図るというふうなことを中心にいたしておりました。

運転資金につきましても格別の条件改善をいたしておらないわけでございますが、今後とも営業者の実態等を踏まえまして努力をいたしてまいりたいと考えておるところでございします。

○日下部博代子君 大変お忙しい中をどうもありがとうございます。

次に、児童に対する給付の改善について、一点お尋ねしたいと思ひます。

先日、私母子家庭、母子世帯のお母様方の集い

にお伺ひすることがございました。そこでおっしゃいましたことが、児童に対する各種の社会保障給付を十八歳の誕生日までとしているけれども、その児童が高等学校在学中の場合は卒業まで給付するようという、そういう要望を何度かしてまいりましたというお話がございました。

それで私、調べてみましたところ、一九七九年の国民年金法等一部改正案の採決に当たつて国会で附帯決議がなされているわけでございします。そのことに關しまして、一九八六年四月十五日の参議院社会労働委員会が永久議員が御質問なさいまして、当時の坂本児童家庭局長がこういふ御答弁をなさつていらつしやいます。「いろいろ今日まで検討をしておりますが、この実施については困難であるというのが結論でございします。」という、そういうことが議事録に載つていられるわけでございしますが、どういふ点でそれが困難なのか、どのような検討をなさつたのか、その辺のところをまずお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(古川貞二郎君) 児童扶養手当の支給期限を満十八歳到達時から高校を卒業するまで延長したかどうかという御指摘でございます。これは、先生先ほどお話がございましたように、前から問題になっている問題でございします。

どういふ理由かという議論でございしますが、それは一つは公的年金等、他の社会保障制度との均衡というものが一つあるわけでございします。これはすべて押しなべて同じような扱いになつていふということが一つあるわけでございします。それから、いま一つは、中学校を卒業されたりして就職をしていられる児童がいらつしやる。その方々は働いて自分で一生懸命頑張つておられる。その辺の均衡というふうなこともある。だから、そういうふうな二つの理由でなかなかそれは横並びなり実態の面からいっても非常に難しい、いろいろ工夫しているわけですが難しい、こういうことでございします。

ただ、そうすれば、それじゃ非常にこれは福祉が行き届かないんじゃないかというふうな御議論

もありますので、私どもとしては制度の筋論としてはこれは一つ崩せない。しかしながら、実情に何か沿うような方法がないものかというように、高校で、高校在学中に児童が十八歳に達したことに、児童扶養手当の支給を受けることができなかったというような場合につきましては、高校を卒業されるまでの間の児童扶養手当と同額の母子福祉貸付金という、これは修学資金の特例加算というものを設けて、無利子で貸し付けるというようにをいたしまして、筋論、制度論としてどうしてもカバーできない、クリアできないものについて、そういう実態的な配慮をしながら、少しでもそういった母子家庭の助けといえましょうか、実情に沿うような対策を講じている、こういう状況でございます。

○日下部禮代子君 今おっしゃいました母子福祉貸付金というのとはやはり他のさまざまな申請と同じように、大変手続が面倒だというふうなことをその集いで私耳にいたしました。ですから、なかなか申請をする方は少ないということもそこで承ったわけでございますが、そういったものと、一九七九年に国民年金法等一部改正案の採決のときにつけられました附帯決議というのを実践する、実行するというのは、いわゆる附帯決議に示された改善というのは、現行法のもとでは無理だと、法改正が必要だということに解釈してよろしいのでございましょうか。

○政府委員(古川貞二郎君) 高校を卒業するまで延長するかしないかといういわゆる内容、実態の問題が一つあるわけでございますが、非常に形式的に申し上げれば、今御指摘のような、もしそういうふうなことをやるということであれば、これは当然立法上の問題になるということでござい

ます。○日下部禮代子君 例えば高校在学中の場合に、卒業までということになった場合には、財政負担というのはかなり困難なものでございまいしうか。その辺の財政問題について、一言お答えいただけますか。

○政府委員(古川貞二郎君) ただいま申し上げましたように、この制度を、今先生のような御議論というものがあるわけでは、他の公的年金との関係というものがあつたわけでは、ひと

りこの児童扶養手当だけをそういうふうなことにするのかわからないかというふうなことは、それはなかなか難しい議論があるわけでは、それがな

が、いまして、財政的な理由というふうなことは、

ございまして、また御指摘のような財政的なこ

とに、財政的な理由というの、私は想像するの、児童

が、財政的な理由というの、それは、それほどの対

まず最初に、これは質問というよりは確認させていた

○政府委員(岡光序治君) 間違つた数字をどうも

○日下部禮代子君 わかりました。私が計算いた

と、どうも、今いた

そのことはさ

ただいました政府委員御提出の資料というの、

○政府委員(岡光序治君) どうも各国の社会的な

○日下部禮代子君 確かに今お答えくださいまし

たように、国際比較というの、私が持つてお

は、日本国民による日本の国民のための世界に類

はもうどうな

たりに置くのかというふうなことを考えますのも、他の国と比較してみてもいいかも知れない大きな意味があるのではないかとこのように思うわけでございます。

ところで、十カ年戦略、ゴールドプランの大きな柱の一つである寝たきり老人ゼロ作戦につきまして、厚生省の厚生科学研究特別研究事業の「寝たきり老人の現状分析並びに諸外国との比較に関する研究」という国際比較が基礎資料としてかなり重要な役割を果たしたのではないかとこのように私は思っておりますが、そのことも含めまして御所見を承りたいと思っております。

○国務大臣(津島雄二) 委員御指摘のとおり、福祉の問題を考えてまいります場合に、他の社会あるいはほかの国で貴重な経験があるわけでありまして、それをも十分に参考にしなければならぬわけでございます。そういう意味でホームヘルパーの数、人口割合というものが全く意味のないものとは考えません。確かに、高齢化が速く進んだ一部の先進国におきまして、非常にたくさんさんのホームヘルパーを養成をし、また活動させておられるということも事実であります。またそのことは、それなりに私はいいことであると思っております。

しからば、日本の場合どうかということを考えてみますと、私は二つの事情があると思うんでございまして、一つは、これは相対的にという意味でありますけれども、家庭で家族と同居しながら介護してもらいたい、あるいは老後の生活を送りたいという方が多い、少なくともそういう希望を漏らされている方は多いわけでございます。そういう意味では、そういう家庭基盤というものが幸甚な長寿社会を支えてくれるのであれば、それはそれなりにやっぱり大切になさなければいけません。一方、何でもかんでも家庭でやりなさいとか、お嫁さんに負担をかけていいことになってはいけません、家庭で支えることができないようなケースについては、公の手でいわゆる社会の親孝行と

いうようなことをしなければならぬというふうな考えでおります。いずれにしても、第一点は家庭の役割について、例えば西欧社会と日本とは伝統的にや違うということを頭に置いておかなければならないわけであります。

それから、もう一つ私は注目しておりますのは、ホームヘルパーの仕事の領域の問題であります。領域と言ふ言葉は悪いかもしれませぬけれども、政府委員から折々御答弁申し上げておりますけれども、地域社会でホームヘルパーの方を家庭に呼ぶということについてためらう風潮もあつたりいたしまして、質のよいホームヘルパーのマンパワーが育つていくのにこれまで若干マイナスの要因になっております。社会全体が大いにホームヘルパーの方の仕事の評価しどんどん活用するという風潮が出てくると、仕事としても広がっていくし、また参加をしてくれる方々もふえていく。そういう角度から見ますと格段の努力をしなければいけないなど。

ですから、我々としてはホームヘルパーの方の仕事について高い評価を与えていただけるような普及活動もしなければならぬし、また仕事そのものも質のいいもの、それから勤務条件も改善をしていってあげないやならないという問題があるわけでございます。これまで十分にそういう社会の、何と申しますか機能が働いていない、ホームヘルパーをめぐる環境が整備されていないというところから現実には今三万台の方々という状況になつていくわけでございます。これを十万人に持つていくということ、委員のお立場から言われれば外国と比べて十万人でも少ないじゃないかというお気持ちは理解できないわけではないのですけれども、この十万人を育てていくこと自体私どもは今の段階では相当努力しなきゃならないというふうな思っております。ですから、それはほかの国の例のようにたくさんの方がどんどん参加していただけるということがいいことかもしれないと思っておりますけれども、まず我々がやるべきことは目標として立てて、しかもその目標というの

はかなり高い目標でございますから、これを実現するために全力を挙げてやっていくということが行政としての姿勢ではないだろうか、こういうふうな考えておるところでございます。

○日下部補代子君 どうもありがとうございます。今、大臣はホームヘルプサービスについておっしゃっていただいたわけでございますが、私はもう一つお尋ねしてみたいのは、国際比較についての資料というものをもう少し御用意いただきたいという御要望をしたいなということでございます。ホームヘルプサービスの比較、ホームヘルパーさんの数だけではなく、またホームヘルパーさんを含めまして介護職員あるいはまた看護婦さんの看護職員、あるいはOT、PTなどのリハビリの専門職あるいは福祉施設あるいは福祉サービスの利用率、そういったことに関する国際比較の資料を、これからグローバルな時代でございます、やはり世界の中でどのような日本が位置づけかということとは福祉の中でも位置づけしておくことが必要だと思っております。

私なんか国際会議に出ましたときには、そういう発想をしながら自分の国の資料を御報告申し上げるというふうな機会がたくさんございます。したがって、そういう国際比較に関する資料を御用意いただくというのは大変にさまざまな条件つきということがあり得ると思いますが、この政府答弁のお言葉に於いて、前向きにいうと、これ政府答弁のお言葉に於いて、前向きにいうと、このように御対応いただければ幸いです。

その点、政府委員でも、どなたか。○政府委員(加藤栄一) いろいろと御要望もあられますし、私どももやはり国際比較についてはその前提条件をはつきりと認識しながら、その数字自体が同質のものとしてひとり歩きしないように見るといふことが必要だと思ひながら使うということであると意識のあることであると思っております。そういうことで、国際比較も厚生行政、非常に

範囲が広がりますから、いろんな面のものを用意しなければならぬので、常に手元にあるということとはとても難しいことでございますが、できるだけそういうものは私どもとしても準備をいたしたいと思ひます。そういうふうな努力をいたしたいと思ひますし、また何かそういう御注文でございますれば、前広にお申しつけくださればその面でも努力をいたしたい、かように考えております。

○日下部補代子君 ありがとうございます。私、ECに加盟している国にいたものですから、EC関係の国のものが全部並んだという中で自分のいる国を眺めているという習慣がついておりまして、殊さらそのことを感じておられるのかもわかりませんが、これからどうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移りたいと思ひます。やはり前回御質問させていただきましてに、ホームヘルパーさん十万人体制になった場合に、寝たきり御老人に対して週四回ないし六回程度の利用が可能になるというお答えをいただいたわけでございます。寝たきり老人の問題はとても深刻であるということも確かでございますが、これからは痴呆性老人の問題というのがますます大きな課題になっていくだろうというふうに思ひます。政府の資料によりますと、一九八五年の在宅の痴呆性老人約五十九万人、将来推計で見ますと二〇〇〇年には約百十万人というふうな、私にいただきました資料ではなっておりますが、それでよろしいでしょうか。

○政府委員(岡光彦) おっしゃったような数字として推計をしております。○日下部補代子君 そういたしますと、在宅の百十万人の痴呆性老人に加えて、さらに入院あるいは福祉施設に入所なさっている方々もいらっしゃるわけでございますが、今回は在宅のことにとり限らせていただきます。そうしますと、この約百十万人の在宅の痴呆性の御老人がすべて介護を

要する方々だということも言えないと思います。その中で大体何割ぐらいを介護を要する方々だということにみなしていらっしゃるのか。そしてさらにもう一つ、寝たきりと重複する割合というのはどのくらいと見ていらっしゃるのでしょうか。それを両者合わせまして介護を必要とする数をどのくらいに見積もっていらっしゃるのか、お伺いさせていただきます。

○政府委員(岡光序治君) 昭和六十年度で申し上げますと、痴呆性老人五十九万人程度というふうに考えておまして、寝たきり老人との重複が十二万人くらいというふうにカウントしております。したがって、五十九万から十二万を引きますと四十七万人ぐらゐが痴呆性老人というふうに、つまり寝たきり老人と重複しないという意味での痴呆性老人数というふうに把握をしております。

そのうちの程度の方がいわゆる要介護なんだろうということもいろいろ推計しておるのでありますが、私も大体八〇%弱、七八%ぐらゐが介護を要する方々ではないだろうかというふうに考えております。もちろんこの痴呆性老人として考えております御老人のうち、軽度の方もいらっしゃると思いますので、いわばその中から軽度の方を外して、そして要介護率も考えないといけないだろう、そんなふうな発想で私も推計をしておりますが、四十七万人の痴呆性老人のうち半分ぐらゐがいわゆる中、高度の状態ではないだろうか、それに對して八〇%近くが介護を要するのではないだろうか、そんなふうな数字として把握をしております。

○日下部權代子君 今これは一九八五年次の場合をお答えいただきましたけれども、二〇〇〇年のときの百十万人についてはいかがでございますか。

○政府委員(岡光序治君) 正確な推計もできませんものですが、昭和六十年当時のこういった状況を前提に将来の必要数というのをはじいているところでございます。

○日下部權代子君 とすると、大体何人ぐらゐということになりますでしょうか。

○政府委員(岡光序治君) 百万人を前提にいたしまして、そのうち中、高度の痴呆状態にあるものを五〇%ぐらゐに見込んでいますから、かつその八割ぐらゐが要介護であろうということでありますので、ベースの数字としましては四十万人という数字になろうかと思えます。かつ、その中からホームヘルパーの派遣を希望するかどうかというふうな数字もカウントしなきゃいけないと思えます。そのほかに、寝たきり老人に対するホームヘルプサービスであるとか、ひとり暮らし老人とか、あるいは重度の身体障害者でホームヘルプを必要とするというふうなものを全体をカウントしまして、私も必要数というんでしようか、必要数を想定しているわけでございます。それははおおよそでございますが、五十万人程度になるのではないだろうかというふうに推計をしております。

○日下部權代子君 百万のうち五十万人程度というふうなお言葉でございますか。

○政府委員(岡光序治君) その百万というのは痴呆性老人というグループでありますので、そのほかのタイプの方も含めてという意味でございます。

○日下部權代子君 その他のといいますと、先ほどおっしゃいました障害を持った方々ということでございますか。

○政府委員(岡光序治君) 寝たきり老人とか、それからひとり暮らし老人とか、それから重度の身体障害者とか、ホームヘルプを必要とする方も含めてという意味でございます。

○日下部權代子君 今の数字ですと、これは痴呆性の老人の方々が在宅だけで百万人という推計を出していらっしゃるわけでございますから、寝たきりも痴呆性の方々も、そして障害を持った方々もということと五十万というのは、かなり低いというふうに思いますが、いかがでございますか。

○政府委員(岡光序治君) 要するに、そういった対象のすべての方がホームヘルパーの派遣を希望なさるわけではございませんで、要するにまずベースの数字があつて、それに対して必要な、要介護状態というもの、要介護状態になっているということとを想定し、かつその上にホームヘルプサービスを希望するという、そういうことを想定しているわけでございます。

そういったことで、現在の希望状態を踏まえまして、将来もう少しそれが伸びるであろうというふうな推計をしたりしまして、今申し上げましたようにトータルで約五十万人程度になるのではないだろうかというふうに判断をしているわけでございます。

○日下部權代子君 私、もう一度確認させていただきましても、ホームヘルパーを必要とする方々ということの前に、痴呆性の老人の百万人のうち、介護を要する方々だけでは幾らぐらゐというふうに見積もっていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(岡光序治君) 介護を要する状態にある人の割合というのを七八%程度ということとつかまえております。

○日下部權代子君 大体、数で言う、私ちょっと頭がすつとまいりませんので、済みません、何人ぐらゐになりますか、百万で。

○政府委員(岡光序治君) 百万人でございまして、百万人のうちの約八〇%ということとで計算をしているわけでございます。

○日下部權代子君 九十万人ぐらゐ——数出していただけますか、その数を。

○政府委員(岡光序治君) 百万人のうちの中、高度の痴呆状態にある人が約五割ということとでございますから五十五万人になります。そのうちの八割程度ということとでございますので、四十四万人ぐらゐという数字になろうかと思えます。

○日下部權代子君 はい、わかりました。

いわゆる介護を要する方、そして寝たきりとオーバーラッピングしない方々というのが四十四万人程度というふうにとらえてよろしゅうござい

ますか。

○政府委員(岡光序治君) 大体そういうような数字として把握をしております。

○日下部權代子君 それでは次に、今度はホームヘルパーさんが必要とする方々というのは、先ほど岡光さんもおっしゃいましたように、心身障害児者も、いわゆる障害を持った方々というのも含めるわけでございますが、今在宅でホームヘルプサービスを利用している心身障害児者の数あるいはもしそれがございせんでしたら、心身障害児者を対象としているホームヘルパーさんの数でも結構でございます、どのくらいでございますか。

○政府委員(岡光序治君) 重度の身体障害者の方々の数が百一万人というふうに把握をしております。

○日下部權代子君 ホームヘルパーサービスを利用している方というふうに伺いました。それでよろしいんですか。

○政府委員(岡光序治君) 要するに、在宅での重度の障害者の数でございます、その方々にホームヘルプサービスが提供されるという、その対象数ということになります。

○日下部權代子君 わかりました。

そうしますと、寝たきりのお年寄り、そして痴呆性のお年寄り、それにいわゆる心身障害児者を含めましてホームヘルパーを必要とする方々というのはいかほどの数に上るのではないかと思うわけでございますが、そういうことを考えまして、将来の、いわゆる十年後におきまして、前回お答えいただきました寝たきりの御老人が週四、五回ホームヘルパー制度を利用できるといことが言えるのでございましょうか。

○政府委員(岡光序治君) 私ども、繰り返すになりますが、寝たきり老人、それから寝たきり老人を除きます痴呆性老人、それからひとり暮らし老人、そういう方々を対象に、要介護状態になった方にホームヘルプサービスが必要だと思っております。それにプラスをしまして、重度の身体障害

者の方で、在宅で生活をされている人で介護を要する人、そういった人もホームヘルプの対象にならなければならないということで対象を把握しております。

それに対して、先ほど申し上げましたように、要介護状態にどの程度なっているか、それからひとり暮らし老人の場合ですと、いわゆる病弱な状態にどの程度の方がなっているんだらうかというふうな、そういう身体状態を勘案しまして、それでホームヘルプサービスの対象数を限定して、その上にホームヘルパーの派遣を希望されておるといふ、その希望状態も勘案をして、総需要数として先ほど申し上げましたが、二〇〇〇年現在で五十万人程度になるであろうという推計をしているわけでございます。

それに対して、十万人のヘルパーさんで対応しよう。大体一人のヘルパーさんが一日三時間程度一人の人にサービスをするというしまして、大体平均をいたしますと、一人のヘルパーさんで五人程度の方を対象にできるといふふうに考えておりますので、そういったことを勘案いたしますと、先生おっしゃいましたように、在宅の寝たきり老人の場合には週四ないし六回は派遣できるであろう、そういう想定をしているわけでございます。

○日下部権代子君 それでは、次の問題に移りたいと思います。

前回は、社会保障関係費に占める老人福祉サービス費の割合というのを伺いまして、約二・四％というふうにお答えをいただいたわけでございますが、今回は社会保障給付費について少しお尋ねしてみたいと思います。

特に、高齢者関係の社会保障給付費に限って見ますと、その構成費というのは年金が七七・六％、医療二〇・五％、福祉サービス一・九％、これでよろしいでしょうか。

○政府委員(加藤栄一君) 今の数字は六十二年度の数字だろうと思いますが、そのとおりでございます。

○日下部権代子君 申しおかれて申しわけございません、昭和六十二年でございませう。

そういたしますと、この構成比を見ますと、年金と医療が九八％を占めております。福祉サービスは一・九％ということでございます。この一・九％をわずかと見るのかこんなにも見るのか、これはそれぞれ違ってくると思いますけれども、私は医療、年金に偏り過ぎているのではないかとこの感じがいたします。これは福祉サービスが立ちおいていてということにはならないのでしょうか。一般的には非常に日本では福祉サービスが占めていてということの方がちまたでは言われておりますけれども、この数字からはそういうふうにはおとりにならないのでしょうか。

○国務大臣(津島雄二君) 社会保障給付費をブレイクダウンして見ることはそれなりに意味はあると思いますけれども、その数字の評価についてはやはりいろいろなことを考えなきゃいかぬ。特に日本の場合に医療保険が皆保険になっておりまして、これは私はいわゆる工業国、先進工業国の中でも少数派だと思います。完全な皆保険を持つていないのは、そうなりますと、どうしても医療の給付というものは国費の比率が多くなってくる。それからまた、高齢化のスピードが非常に速いということであれば、これはまたふえていく。そういう社会的な要因もあるわけでございまして、日本の場合に医療、年金、それぞれしっかりした制度を構築したということから、高齢化と相まってそちらの方の何と申しますか給付がふえているという面は頭に置いて見なければならぬと思います。

ですから、そちらと比べて老人福祉サービス給付費が小さいということだけで福祉全体を私は評価していただくことと何とこのか納得できないわけでありまして、ただ申し上げることができるのは、今後はこの分野、老人福祉サービス分野でもっとも努力をしなければならぬだろうと。現実には社会のニーズもそちらの方が大きいであろうという実態を踏まえますと、委員のおつ

しやる点は当たっている面はあると思っております。ただ、これから例えばふやしていきたいとしても、高齢化の比率が高いものですから、予算としてはどれが膨れていくかということ、これはまた別問題でございまして、そういう意味でこの数字の推移だけからすぐに判断をしていただくたくないなというところだけ申し上げておきます。

○日下部権代子君 それでは、時間が本当に少なくなつてしまひまして、もう一つだけ質問させていただきます。

やはり前回の委員会におきまして大臣、政府委員の御答弁の中に、そしてまたきょうの大臣の御言葉の中にもございましたけれども、日本の家族の問題が高齢者の問題と非常に密接な関係があるというふうにおっしゃいました。これはどこの国でも同じことではないかと。ただ、家族のあり方がかなり違うということがございます。ヨーロッパにおきましては、親が病気のときにはみんな飛んでやってくるということにおいては変わりございません。むしろ、同居していない、別居している子供たちとの接点の頻度というのは、ある調査によりますと日本よりもかえって濃厚であるというふうな調査も出てくるくらいでございますから、親子の情というものは、これは洋の東西を問わず変わりはないのではないかとこのように思います。

それはさておきまして、日本の高齢者の同居率というのは高いのは確かでございます。しかしながら、同居率の高さというものがいわゆる介護能力の高さというのには必ずしもつながらないのではないかとこのように、私さまざまな調査結果などを見ましても思うわけでございます。また、日本の家族の形というものが急速に変わつてきております。高齢化世帯の増加、それからひとり暮らし老人の急増、一九八四年に七十五万人であつたひとり暮らしの方たちが一九八七年には百二十万人、二〇二五年には三百八十八万人になろうというふうな推計も出ております。また、老夫婦のみの世帯もどんどんふえてきております。平均世帯人員というのもしだん小きくなつてくる。今平

均世帯人員は四人を割つていっていると思ひます。都市部ではもう三人を割つているところも出てくるわけでございます。

それに加えて女性の就業率の上昇、そういったことでのいわゆる家族機能の脆弱化ということも否定できないと思ひます。さらに、後期高齢者人口の増加ということもございまして、家族が家族で支え合うということでは、家族が共倒れになつてしまふということもこれは目の当たりに見ることでございまして、テレビや新聞の報道でもそういったケースを多々私たちは目にしているわけでございますが、まさに私的扶養の限界というものは明らかに来ているように思ひます。

それで、ことし、三月二十日の厚生省の発表なさいました老人保健施設経営等実態調査を見ましても、その入所者の内訳を見ますと、子のいる世帯という方たちが七〇・六％を占めて第一位なんです。そしてまた、寝たきりや痴呆性のお年寄りの介護に当たっている御家庭の苦勞というのも大変なものがございます。

例えば全国社会福祉協議会が一九八七年に発表いたしました在宅痴呆性老人の介護実態調査というのを見ましても、もういかに大変な御苦勞をなさつておられるのかということがよくわかるわけでございます。本当に自分が自殺や心中を考えた、そしてまた家出も思ひ描いておられることもございまして、四分の一の方たちが生活が苦しいと言つていらつしやいます。しかも、介護者の八割が女性なんです。そして、そのうちの三分の一が四十歳以上、六十歳以上も五分の一ということ、介護者の高齢化ということもどんどん進んでおる。そして、まさに女性の立場からいいますと、介護のためにお勤めをやめたという方が、この調査によりまして十人中四人もいらつしやうというところがございます。片方に雇用機会均等法というのがある。しかしながら、現実から見ると、女性が老親の、しかも日本の場合には息子夫婦との同居が多ございまして、自分の夫の両親、そしてまたその両親をみると、そういうこ

のために自分の人生を変えようという、自分の人生を選択できないということも出ております。

こういうことを考えますと、いわゆる日本型福祉ということの中において家族の位置づけというものを変えていかなければならないんじゃないか。公的サービスと家族についても、やはり大分変わってこなければならぬんじゃないかなというふうに思うわけでございます。時間が過ぎてしまいましたが、御所見をいただくとこの時間はなさそうでございますが……。

○国務大臣(津島雄二君) 今委員が御指摘になったいろいろな点は、すべて私も頭の中に入れておるわけでございまして、その反面にあるのがやっぱり在宅の介護がなお改善の余地があるということが事実としてあるわけですから、つまり家族ぐるみで介護をしているということについても限界があるとか、それから施設は子供さんのある方々がいっぱい入っているというの、その裏にあるのは在宅介護が不十分だということがあるわけでありまして、したがって、今おっしゃった問題点に対処するについても、施設の介護とあわせて在宅介護を特段に強化をしていかなければならないという認識を私も持つて取り組んでおるところでございます。御理解をいただきたいと思ひます。

○堀利和君 私どもにとって大変大きな問題であります国家公務員の点字受験の実施についてでございます。残念ながら人事院の見解では、本年、点字受験が実施できないような感触を受けておるわけですが、これにつきまして、私やはり重要な問題だろうと思っております。国際障害者年でも社会への「完全参加と平等」というテーマで今まさに実施されているわけですが、そういう社会に参加するためにも、参加の機会の平等というのはきちんとして保障されなければならないと思ひます。

この問題をめぐりまして国会でも私以外の先生方に取り上げていただいているわけですが、三月二十六日に下村泰先生が質問された際、

橋本大臣が大変な答弁といいますが、大変力づけられる答弁をいただきましたので、先般労働大臣にも伺ったんですが、もう一度読ませていただいて、大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。大蔵大臣はこのように答弁されております。

「今私はここで一番申し上げたいことは、「何よりも社会そのものが、障害を持つておられる方々に對して、その障害を越えて挑戦する機会を公平に与えること、そしてそれを受け入れること、それが何よりも大切なことだと思ひます。」障害者の方々に對して一番大きな問題として公平な競争のチャンスが社会が積極的に与えてくれること、という大変すばらしい御答弁があるわけですが、私も、厚生大臣としてひとつ御所見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(津島雄二君) 堀委員の御指摘の三月二十六日の委員会審議、私も参加をしておりましたが橋本大臣の御答弁を聞いておりましたが、その前に私は答弁しております。下村委員の御質問の最初が、障害者に対する基本的な考え方を問われたんでありますが、私は、民主社会の質の高さは、ハンディキャップのある方々がどれだけ平等に参加できるかどうかで決まると思ひます、こういう御答弁を最初にしていいと思ひます。

そのような意味で大蔵大臣と全く同じ認識を持つておるわけでございますが、より具体的に申し上げますと、やはりノーマライゼーション、つまり社会には常に障害者の方あるいは高齢者の方々が、そういう方々がおられるのが自然な姿であるということをすべての国民が理解をしてくれることが大事であると思ひます。それをみんなが理解いたしますと、公平な競争をしてもらおうという多くの方々の創意工夫が生まれてくるわけでございまして、私も担当大臣としてそのような方向に真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

○堀利和君 ありがとうございます。それでは次に、ADAについてお伺いしたいと思ひます。昨年の九月八日に上院を通過しまして、本年五

月二十二日に下院を通過したADAなんですからけれども、決議内容が二つの院で違うというように聞いておりました、そういう点ではこの場で公式な見解を聞くというのなかなか難しいかと思ひますが、このADAについて厚生省の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(長尾立子君) 今お話がございましたアメリカのADA法案でございますが、この法律が成立をいたしますと、アメリカにおきます雇用や移動に関するアクセシブル性の確保を通じて障害者の方々の社会参加が非常に大きく促進されるというふうな期待されるわけでございまして、大変喜ばしいことであると思ひます。私もでも障害者の完全参加と平等という国際障害者年の理念、これは多くの各行政機関がこの理念のもとにいろいろな対策をやつていかなければならないということとございまして、心身障害者対策基本法、私どもの所管では身体障害者福祉法ということで、こゝういった方向に沿ひまして努力をさせていただいておるわけでございます。

今ADAの法律の、私どもの立場で今後の課題と思つておりますことは、このアクセシブル性の確保ということにつきまして大変画期的な法律であると思ひます。こゝういったアクセシブル性の確保、機会の均等ということの達成のためには、多くの方々の御理解と御協力ということが必要であると思ひますので、その面につきましても心して仕事をやらせていただきたいと思います。

○堀利和君 今御答弁にもありましたように、大変画期的な法律であると思ひます。直接我が国にそれが適用されるかどうか、アメリカと我が国の社会的ないろいろな事情、施策というのがございまして、そういう簡単にはいかないと思ひますけれども、そういう方向に沿つた施策をぜひ厚生省としても御努力をお願いしたいと思ひます。

それで、ADA、アメリカンズ・ウィズ・ディズアビリティーズ・アクトということでございまして、我が国もこれをいわゆる日本語訳にいろいろ

の立場の方がされているわけでございます。例えば障害を持つてアメリカ人法とか米国障害者差別禁止法あるいは障害者保護法というような形で訳されているわけですが、下院をちやうど通過しました折のニュースで、五月二十三日だったと思ひますが、新聞やテレビで障害者保護法というふうに報道されておりました。

私は、障害者保護法という場合、この保護、障害者の権利、保護あるいは養護するということは構わないと思ひますけれども、どうも障害者保護という表現はいささかどうもこのADAの趣旨からいってどうかと思ひます。その辺のことについて厚生省はどのようにお考えか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(長尾立子君) 私どもは、この法案につきましましてはアメリカ障害者法という形で、いろいろな私どもの内部の資料でございまして、皆さんとお話をするときに使わせていただいておりますわけでございまして、今先生がおっしゃいました保護という言葉を使うということは私も考えておりません。

先ほども申し上げましたように、障害者対策の基本を考えますときに、障害者を保護とか援助の対象というような形ではなくて、社会に貢献していただける一員として社会参加できるようにこの法律の趣旨を十分わきまえて仕事をやらせていただきたいと思います。

○堀利和君 次に、総務庁の行政監察局から身体障害者の福祉・雇用に関する調査というのが出されて、これは労働省と厚生省における障害者の問題なんですけれども、その中でいろいろなことが指摘されておりました。こゝは労働省ではございませぬけれども、私も以前から労働省には障害者の雇用率未達成企業名を公表してほしいと、これは法律でも未達成企業名については公表できるとうたわれておりますから、そういった点でぜひ未達成企業名を公表してほしいと再三にわたつて労働省に訴えてきたところですが、なかなか

か、伝家の宝刀というものは抜いたらおしまいだと、抜くぞ抜くぞと言いつつ中々雇率を上げるといふことをずっと言われてきましたけれども、とうとうといふますか、この調査によつて公表しなさいといふところまでかなり強い調子で書かれておりました、これは労働省についてでございますけれども。

それで、厚生省の所管ということでは授産所の問題もその中に指摘されておりました。授産所といふのは非常に大変なといふますか、大きな問題抱えておりました、授産所の設置の精神からいまして一般雇用につながるように努力しなければなりません、そういったための通過施設というのが本来の姿だと思つておりました。ところが、調査の中にもありましたように、入所者が次第に重度化しておるために授産施設が本来の訓練の場から自活、就労の場としての役割に重点が移つてしまつておるということでございます。そういう意味では本来の姿に戻すような運営といふますか、努力が必要だと思つておりました。そういう点、現状の授産施設、今後どのような見通しあるかは将来図を持っておられるのかお伺いしたいと思つておりました。

○政府委員(長尾立子君) 今先生がおっしゃった問題点、私も非常に大きな問題であるといふふうにお話をいたしました。お話のように、身体障害者の授産施設は身体障害者で雇用が困難な方に必要な訓練を行うということでございまして、おっしゃる通りに通過施設という性格のものでございまして、障害者一般が最近重度化傾向にあるといふような状況を背景といたしまして、訓練中心のものから福祉的就労の場へとその役割の重点が移つてきているといふことがあるように思われます。御承知のように、福祉的な就労という観点では私どもの体系の中でも身体障害者福祉工場という形の対策を始めておるわけでございますが、これにつきましては、その意味ではなかなか経営といふますか、運営について難しい問題があるといふふうにも伺つております。

今回の総務庁の調査結果に基づきます改善意見の中で御指摘をいたしております公共職業安定所への連携が十分ではない、つまり雇用がつながるはずなのにそういうものが連携が十分ではないとか、適切な更生援護計画の策定ということが十分でないという御指摘は、これは制度の運営の上で基本的な問題といふふうにお話をいたしました。まして、授産施設の入所者の自立を促進するため適切な更生援護計画を策定をいたしまして作業能力の向上を図るとともに、雇用につながると思われものにつきます。まして、労働省とも十分御相談をしながら就職促進を図るということを考えてまいりたいと思つております。こういう時期に応じまして授産施設の内容についてもっと勉強をしろという御指摘かと思つておりますが、十分に受けとめさせていただきますと思つております。

○堀利和君 厚生省が労働省と緊密な連携をとつて、授産施設の入所者が一日も早く一般雇用につくようにしていただきたいということを強く要望したいと思つております。

私自身思うに、授産所というのは、やはり今申しましたように、本来の姿からいへば訓練を受けて一般雇用に入っていくわけですが、現実にはなかなかそうはなつておらないといふのがございまして、十年あるいは十五年授産所でいけば訓練を受けていてもなかなか一般雇用につながるという、言ふなれば授産所でずっと働いておるという姿になるわけですね。そうしますと、重度者であるがゆえにそこら辺は難しいと言われるでしょうが、三十にならぬといふは四十になり、健常者ではりばりに世の中に出て働いている現役の方々からの比較でいへば、そういった三四十代、四十代の大人がいわば訓練という形で、あるいはこういう言ひ方もおかしんでしょうけれども、福祉という枠の中で大人の大人が働いている、働かざるを得ない、こういうことは障害者の自立あるいはそういった精神といふものに照らして望ましいかどうかといふことを非常に私は感じるわけですね。十代の学校を卒業した程度の若い人でありました

ら、それは訓練であり福祉的な就労といふますか、そういうニュアンスで受けとめることもできるんですが、二十代、三十代あるいは四十代の者が十年あるいは十五年ずっと働いていて、しかしそれが社会的に一般雇用としてのそういった労働として認知されないうまま訓練という形、これは非常に残念なことだと思つておるわけですね。

そういう点で、本来の姿としては授産所から民間企業なりに出ていくということがまずこれは基本的なことでなければならず、現実が授産所でそういうように長く働かざるを得ない障害者にとつて、これはなかなか法制度上難しいことは重々承知なんですけれども、十年、十五年働いている三十代、四十代の障害者に対していつまでも訓練という形ではなくて、働く者の生活保障の立場から、あるいはそういったものもろもろの権利の問題から、例えば労災が発生した場合に通常の労災保険が適用されるような形で、単に訓練生、訓練している入所者といふことを越えて、何とか一般社会で働いている人たちと同じ権利が守られるといふますか、確立するような方策はないものだろうか。それによつて三十代、四十代の大人が自信を持つて働くことも可能だと思つておる。そういうこと、生きていく姿といふことも考えていただきたいと思つておるわけですね。授産所ですから、厚生省と労働省との関係の法制度の枠組みといふのも確かにわかりません。しかし、そこを何とか働く者の側で解決、見通しが立たないものかと思つておるわけですが、その点についての御意見を伺いたいと思つておる。

○政府委員(長尾立子君) お話は大変ごもっともであると思つておる。おっしゃる通りに、基本的には障害者の方が適切な就労の場が確保できるような、障害の程度に応じていろいろな条件はあると思つておるけれども、就労の場が確保できるような、そういった基本的な方向を労働省と十分御相談しながら、私どもの立場でも十分に考えていくということが基本であると思つておる。そういう基本的な方向は別といたしまして、

現実の授産施設において労働関係の法規の適用の問題についてのお尋ねでございますけれども、法律の基本的な趣旨が通過施設のものといふことでございますので、一概にここで申し上げにくいことであると思つておるが、御趣旨はよくわかりましたので、労働省と十分相談をさせていただきますと思つておる。

○堀利和君 よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、ハンセン病患者の方々の問題についてお伺いしたいと思います。

差別、偏見といふのは社会の、歴史の進歩の中で徐々に解決されていくわけですが、けれども、同時に社会の進歩の中で新たに差別や偏見といふものも生まれてくるというように私は考えるわけなんです。したがって、社会が、歴史が進歩したから差別、偏見がそれにあわせてなくなつていくんだといふように短絡的にいふわけですが、単純に考えることはできないのだからといふふうには私は認識しているわけなんです。そういう点では差別、偏見をなくするために一人一人が努力しなければならぬ、そういう一つの社会の土壌といふますか、そういう環境、社会そのものを差別が生まれないように変えていく、そういう日々の努力といふことが必要なことだと思つておる。

ハンセン病患者の皆さんにつきましては、過去の誤った情報等により今なおいわれるの、あるいは全く考えられないほどの差別の中に置かれておるというものが現状であるわけなんです。私自身、視覚障害者として長年生きてきたわけですから、この問題を取り上げる際、ハンセン病患者の方々ともいろいろお話ししたり、私なりに勉強もさせていただいたんですが、私自身の言葉で話すことが残念ながら今の段階ではできません。何とか訴えさせてもらいたいながらと思つておるけれども、今の段階では私自身の言葉でハンセン病患者の皆さんの置かれておる立場を語るということがどうしてもできません。北条民雄の文学あるいは川端康成等も批評も含めていろいろなことが文学として書かれ、表現されているわ

けですけれども、しかしこういう場で私が仮にもある実態を訴えた場合に、非常に厳しいのは、そのことがかえって新たな偏見を生み出すかもしれないという、そういうおそれもございます。そういう点で、私はこの問題を取り上げるについてはハンセン病患者の方と御相談しながらきょうの質問をさせていただくことにしたわけでございます。

そこで、大臣は議員懇談会の一員であるというふうに向つておりますし、私も議員懇談会の一員でもあるわけです。それで、既に大臣にはハンセン病患者の方々の議員懇談会を通しての陳情というのみなされておると思います。ただ、こうした場で大臣の御発言をぜひお願いしたいというのがハンセン病患者の皆さんの願いでもあります。私はもちろん質問する形ですけれども、先ほど言いましたように、私の言葉で質問することについては非常に私は自信がございませんので、異例だと思ひますし、問題があるかとは思ひますけれども、ハンセン病患者の皆さんからぜひ私の言葉をといますか、私の話すことを通して大臣に御発言をいただきたいということでしたので、問題があるかと思ひますけれども、ハンセン病患者の皆さんの私に寄せてきた文章を読ませていただきたながら、大臣の御発言をいただければと思ひます。

私たちハンセン病療養所の入所者は、高齢化とそれに伴う障害度がますます進みつつあります。

平成二年及び三年度以降の予算編成に当たりましては、昭和六十二年十月齋藤厚生大臣が約束いただいた内容に沿って、医療の充実、介護の拡大、改善、職員の増員、施設整備の促進について津島厚生大臣も格段の御尽力と、将来にわたる御配慮を、堀利和議員の言葉をかりまして切にお願い申し上げる次第です。

ということを私のところに寄せていただきまして、大臣も大変御理解があるというふうに向つております。ぜひハンセン患者の皆さんが将来にわ

たつても不安がないように、大麥皆さん不安に
思っておりますので、ぜひ御発言をいただきたい
と思います。

○国務大臣(津島雄二君) ハンセン病の患者の皆様の御訪問を先日大臣室にいただいたわけですが、そのときにも申し上げました。私の地元国立療養所が一つございまして、私も時々お訪ねをしております。そして、何よりもうれしく思いますのは、その療養所の周囲の地域社会で昔とは随分変わって正しいハンセン病に対する知識が普及をしておるといふことを見ましてうれしく思っております。

さて、大臣室においてになりましたときにも、委員の御指摘のような御質問がございました。昭和六十二年に齋藤大臣が、現在給付されている医療を初め生活など全般の諸待遇については将来にわたつて維持継続させることに変わりなく、さらに一層の改善を図るべく努力していきますと、こういうお答えがございましたが、これに変わりないかという御質問だと思います。私も全く同じ方針でやつてまいりますし、後任の大臣にもこれは引き継いでいくつもりでございます。我々の不動の方針として受けとめていただいて結構でございます。

○堀利和君　どうもありがとうございました。

ハンセン病患者の皆さんも大臣の御発言に大変心強く思われるかと思うんです。高齢化が進んで療養所の入所者の方々の平均年齢も六十七歳程度度というふうに聞いておりますし、高齢化の中で年々二百名から三百名の方が亡くなっていく。そういうことで、やはり将来に対する不安というのは大変大きいものがありますので、ぜひ厚生省としての努力をお願いしたいと思います。

ハンセン病患者の皆さんの差別の中に生きてきた重さということは非常に大変なものがあろうかと思うんです。だからといって、そこにどまつてはいけなとも私は思います。障害者の仲間たちでは、雑誌の名前にもありますけれども、「そよ風のように街に出よう」、そんなふうに生き

てきたし、これからも生きていくつもりなんです
ね。そんなふうに障害を持っている人、持ってな
い人も、いろいろな人がともに生きていける社会
をみずから努力してつくっていきたい、そんなふ
うに私自身も思っております。

次に生活保護に関連した質問をさせていただいたんだけど、
「きたいと思いますが」、「資産保有者の生活保護上
の取扱い」についてということで、近年大都市圏
を中心にしまして地価高騰が目覚ましいわけでご
ざいます。生活保護受給者の中には土地、家を
持っている方も当然あります。そういう点から、
この資産の問題が注目されるといいますが、問題
にされてきている状況だと認識しております。三
月に厚生省としまして、これについての通知、
通達といいますか、関連して各都道府県に對して
いろいろなことを施策といいますが、実態調査含
めてですか、指示されたというふう聞いており
ますし、新聞にもその辺のところがまた載って
おったと思います。

それで、私が資料請求していただいたものを読みまして、今年度中に調査票をつくるなりいろいろされているような形で進んでいるようなんですけれども、この辺のまず概要をお聞きしたいと思っていますが。

○政府委員（長尾立子君）生活保護法の原則では

その保有されておられる資産を活用するということを前提といたしまして、それで足らざる部分を保護の適用の対象としていくという考え方でございますので、被保護者の方が資産を保有されるということは原則としてはないわけでございますけれども、居住用の資産、お住まいになっております資産に限りまして近隣から見て適切なものを認めてきたわけでございます。しかしながら、今お話をございましたように、最近の事情から見まして土地、家屋を保有しない一般の納税者の方の御納得をいただけないような状況になっているのではないかとということで会計検査院等から御指摘がございまして、どういう方向でこの問題の適切な処理をしたらいいかということを部内で、外部の

方にも入っていただきました検討を続けてきたわけでございます。

今回各都道府県に對しまして私どもが申したことでございますが、まずある程度の検討を各都道府県にお願いをしてみたいということでございます。それで保有しております資産全体を問題にしていくということではございませんで、ある程度の規模、検討を要する素材といたしましては、保護の約十年分に相当するぐらいの価値のある資産というものにつきまして、当然今申しましたよう
に居住用の土地、建物でございますが、こういうものにつきまして資産調査票を十二月ぐらいまで整備をさせていただきまして、各福祉事務所に外遇検討会を設置をしていただき、不動産鑑定士等の依頼をいたしまして、この中でいろいろな検討をしていただくということでございます。

こういつたある程度の資産を持っている方につきましまして、どういつた方法が考えられるかということにつきまして御検討いただくわけでございますが、なかなか解決の困難なケースもあるので、はないかと思っております。また、そういったケースの実例を国の方に、私どもの方に御連絡をいただきましてマニユアルというものを私どもとしましてはつくりたいと思っておるわけでございます。つくるに際しましては、当然各ブロック会議等で細目についての検討をいたしたいというふうな私どもとしては考えておるわけでございますが、平成三年の三月にこういつた取り扱いマニユアルの作成を私どもとしてはいたしたいと思っております。四月に実施要領の改正の通知をしたと、こういふようなおおむね一年がかりの準備をして本格的な実施に取り組みたいと思っております。

○堀利和君 ただいまの答弁で私が少し気になりましたのは、実施は平成三年度ですか、来年の四年度月からだと思うんですね。それに際しての本年度いろいろな調査、処遇検討会の設置等があるかと思うんですけども、ただいまの答弁の中で不動産鑑定士の依頼ということも言われておりました

が、これは本年度のそういった調査票作成なり、検討する過程において鑑定士も加わるといふ御答弁でしょうか。

○政府委員(長尾立子君) 本格実施の場合の前に試行的なことをやらしていただきますので、その部分につきましては、今申し上げましたような不動産鑑定士への御依頼ということも考えております。

○堀利和君 私はこの問題、きょうは時間もありませんので、九月に取り上げたいとは思っておりますけれども、深入りはきょうはやめまして指摘だけさせていただきます、不動産鑑定士の依頼、委嘱といふことについてはかなり問題が今後生じてくるのではなからうかと思っております。何うところによりますと、本年度の調査、こういった作業については実施ではないから不動産鑑定士を含めた具体的な実地調査はしないというふうに向っているんですね。つまり、保護台帳を点検して税務関係の方々の協力を得て行くと、つまりは福祉事務所等あるいは税務関係のいわば公の人たちの構成によって本年の準備をするんだというふうに向っているわけですね。ところが、この準備の段階で不動産鑑定士が加わるといふことは私は大変大きな問題にならうかと思ひますし、実施以降もこれは大きな問題だということに感じております。その点のことだけきょうは御指摘させていただきますか。

それで、この点について秋の臨時国会なりに取り上げさせていただきますけれども、私の聞くとところによりますと、来年四月の実施以降における不動産鑑定士の何といふか、委嘱における雇入れといふか、の費用ですね。これが生活保護運営対策費等に含まれているようにお聞きしているんですけれども、これが平成三年度の予算において国が全額持つというように都道府県の担当の方に言われているかのように聞いてもおります。これは本年度においても不動産鑑定士に依頼ということですから、少し話が違ってきまして、不動産鑑定士の全額費用

を負担するということについてはどうなんでしょうか。

○政府委員(長尾立子君) 不動産鑑定士を依頼するということにつきましては問題点でございますが、確かにプライバシーの問題でございますとか、そういう御指摘になると思われまふ問題があることは十分承知をいたしております。その点につきましては、十分に留意をしないではいけません。思いますし、また不動産の鑑定評価に関する法律によりまして、鑑定士につきましては当然秘密を守る義務が法定化されておるわけでございます。そういう意味の指導は徹底をさせていただきたいと思っております。

この費用でございますが、生活保護臨時安定運営対策補助金ということによって対応するつもりでおるわけでございます。来年度の予算のことは私も現在の段階で確定的に申し上げることははばかられるわけでございますが、こういった方向で同じように措置をしていきたいというふうに向っております。

○堀利和君 そのプライバシーの問題ですね、お触れになりましたけれども、私大きな問題だろうと思ひます。もちろん不動産鑑定士にもそういったいわば守秘義務というのがあるとは思ひます。ただ、地番とか規模等、周辺の価格の動向を見るわけですから、不動産鑑定士が守秘義務を守ったからといって、そういった調査といふことも、周辺との関係を見るわけですから、どうしてもそれは情報漏れるわけですね。簡単に言つてしまえば地価高騰の中の地上げ屋の問題がありましたけれども、生活保護を受給しているだれだれさんがこういうような事情で土地を売りそうだと、売るかもしれないということが漏れないと

も限らない。そうならば極端な言い方ですけれども、地上げ屋が動くかもしれない。そういう点非常に私は問題を感じておるわけでございます。これは次の国会の場で、機会に取り上げたいと思ひます。それで聞くとところによりますと、今年度のこういったことに対して公文書によらず口頭で指示を

するということなんかも伺っているんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(長尾立子君) さっき申し上げましたように、こういった正式な指示ということになりますと、当然のことながら文書で責任の所在を明確にした形の文書の指示ということになるわけでございますが、現時点におきまして私どもはいろいろな意味で内部の検討を積み重ねてきた過程を、さらに地方の方をいわば巻き込んでいいますか、お願いして検討を次の段階にしてきたと、その結果をいたしまして、明年度から本格実施ということを考えておりますので、ある意味でことしは準備の段階の範囲でございます。そういう形でございまして、こういう方向でという形の指示をいわば私の名前ですと出すという形をとっておらないわけでございます。そういう意味の御理解はいただきたいと思います。

○堀利和君 私は、準備の段階だといつても非常に大きな問題だろうと思ひます。

時間がもう来ましてしたので終わりにしますけれども、私はこの問題で資料を請求しました。そうしましたら、B4というんですか、大きい用紙に五枚いただいたんですね。これだけではなくて、まだスケジュール等のこともあるだろうということも言いましたところ、改めて二枚持つてきてもらいました。これはスケジュールなり連絡事項だから事務的なことであつて大したことはございませんで、最初に持つてきませんでしたということなんですけれども、それが大した問題になるのかならないのかは私が判断することであつて、ワセットとして出すべきかと思ひます。要するに一ページから七ページまであるうち四ページと六ページが抜けた形で私にまず手渡されました。しかもページのところはホワイトが何かで消してコピーして持つてきてあるわけですね。ページを隠してあるわけです。ですから、一ページから七ページが本来ワセットなはずなのに四と六が抜けて、それを隠して、すべてページを隠してくるということは私は極めて遺憾だと思ひます。準備

の段階であらうと、生活保護に関しては非常に大きな問題になるわけですから、資料を請求した場合にはきちんとして、ページを隠したのかよくわかりませんが、とにかくきちんとして資料を出していただきたいということをお願いして、これは次の国会でも取り上げたいと思ひますので、ぜひその辺はお願いしたいと思ひます。

以上で終わります。

○政府委員(長尾立子君) ただいま、私どもの方で御説明を申し上げるにつきまして、大変申しわけないことがあつたというふうなお話でございます。気をつけさせていただきます。

○木暮山人君 お忙しい大臣にまことに恐縮でございますけれども、質問させていただきます。

厚生省の施策にはいろいろございまして、時間も相当短縮されておりますので、一つだけまとめた将来構想をお伺いしたいと思ひます。

それは国際協力の問題でございますが、我が国の海外援助の役割はますます大きくなってきているところでございます。開発途上国に対して保健福祉の分野での国際協力はまことに大切なこととございまして。今特に地球の温暖化によるところのいわゆる南方特有の病原菌の北上、こういうものに対する対策といふものを考えながらのいわゆる海外援助機構の整備ということを考えていかねばいけないと思ひます。

まず、南方にありますところの大変な伝染病といふものと、挙げられるものはデング熱、マラリア、ハンセン、こういうものが今の日本の国内においてはほぼ完全に抑止した現状にあります。しかし、この病原体が地球の温暖化と同時にどんどんどんどん日本の国に伝播してくるわけでありまして。そういうような観点から、特に開発途上国に対するところの保健、福祉、これに力を入れられる厚生省、特に医療技術の協力、そしてまたそういうものの抑止を含めた国際協力というものに対するところの御見解をひとつお伺いしたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○政府委員(加藤栄一君) それでは私の方から、まず、現在どういふことをしているかということについてお話しして御説明申し上げます。

厚生省としては、外務省あるいは国際協力事業団等の実施いたします国際協力に對して協力をするというほか、途上国からの保健医療、福祉分野の研修生の受け入れなど厚生省独自の国際協力をいたしております。またWHOの活動に對する協力なども、地球環境保全対策も含めまして積極的に進めさせていただいてるところでございます。

具体的には、途上国の人づくりに資するために、東南アジア諸国等の福祉、薬事担当官などを対象といたします研修を実施しておりますし、また熱帯地域に有効な耐熱性ワクチンの開発など、途上国の自然、社会、経済条件等に即した国際協力のための技術開発を進めております。さらに途上国の研修生の受け入れ、特に国際協力のために医師、歯科医師の方を初めといたしまして、そういう専門家の方もお迎えをしております。また、これを進めるための中核施設といたしまして国立病院医療センターに国際医療協力研修センターの整備を進めるなど、各般にわたりまして努めております。

○木暮山人君 その問題につきまして、もう一つつき進んでお伺いしたいと思います。

いわゆるそういう受け入れ体制は非常にいいということでございますが、この六月からまた入国の査証というものが非常に厳しくなっていくということになりますと、それと今のおっしゃられたことの関係というのはちよつと、明快に御答弁ちょうだいしたいと思ふんですが、いかがなものでございましょう。

○政府委員(加藤栄一君) 六月からの入管法改正等に関連いたしましては、いわゆる研修でありましか、そういうものにつきましては従来どおりということと特に厳しくなつてはおらないといふふうに理解しております。

○木暮山人君 関連しまして、それはやはり法務局、それともう一つ文部省、それと外務省、この関

連がまことに今総務審議官のおっしゃった話とは、實際問題としては難しくなっております。そこら辺をちゃんと、特にこういう問題についての目標達成のための明確な体系というものを確立しておいていただきたい、かように思ふんでございますが、いかがなものでございましょう。

○政府委員(加藤栄一君) 特に私どもの方で扱っております保健医療関係の専門技術者の養成あるいは研修といったこと、あるいはその他会議等につきましては、事前にWHOあるいは国際協力事業団あるいは私どもが直接にやっております各種の研修会については、相手国政府から直接厚生省といったふうに連絡が来まして、そういう受け入れの証明等につきましても十分スピーディーに処理しておりますところでございます。そういう面では私どもも先生おっしゃるようになら今後とも留意してスピーディーな処理ができるように努めてまいりたいと思っております。

○木暮山人君 それはオフイシャルな感じのことをおっしゃっておりますか。それともプライベートル、個人的な問題とかいろいろなものを含めた上で、目標がこういうものかということについての御発言なんでしょうか。あくまでもオフイシャルという感じがございましょうか。

○政府委員(加藤栄一君) 私どもの方で所掌しております仕事と申しますのは、いわばオフイシャルと申しますが、そういう政府ないしは公的な機関が絡んでおるものであると思ひますが、あるいは関連の団体等も含めまして私どもの方ではお世話をしていくわけでございます。全く私人と私人との関係につきましてはちよつと私どもの方でも把握できないわけでございますが、今申し上げましたのは、そういう意味で国ないしは地方公共団体、さらに関連団体までということだと思ひます。

○木暮山人君 そういう感じでございますと、これはある現象が起きてからの対応になると思ふんですね。結局やはりもう現象が起きてしまふときは、迷惑するのは日本の国内に何にもわからなくて政治を騒がしている安住した国民だと思ふんで

ございます。そこにいろいろな病原菌が入ってきて、いろいろな病気が伝播し始めたから、これに對してそういうことでは私ちよつとまだ不行き届きな点があると思ふんですね。それは、例えば国外のものに本當の僻地に変な病気が起きた、そういうものに對して研究したいというグループがいる。そういういわゆる日本の国是に沿った目標を持って研究したいというプライベートな人に対して、やはり厚生省、文部省、外務省、法務局という横の関連をよくしていただきまして、何とかそういうものがスムーズに処理できますように、これはお願いでございます。質問じやございせんが、そこらもひとつお考え願ひたい、かように思ふ次第でございます。

次に、もう一つ質問させていただきますと思ひますが、現在、日本に外国からたくさんのお学生が入っております。これがいろいろと、まあアルバイトということでもないと思ふんですが、どちらが主か分からないような状態で、堀先生等にお考えにならるるとかいようなお立場の人がたくさんいるわけです。それがまた、加えまして相当いろいろな病気にむしばまれている、そして志半ばにして倒れていく。しかし、その周辺にいる日本人もそれに罹患しないとも限らないというような状態でございまして、在日の外国人の特に結核患者の全国調査をなされたようでございます。しかし、これはどんな目的で調査することになったのか、またその動機等についてはどんなことで、将来はどういう方向でこれに對処しておいでになりますものか、そこら辺の御説明をちょうだいしたいと思います。

○政府委員(長谷川健重君) お答えいたします。

在日外国人、特に日本語学校の生徒の中で結核患者が多いというようにいろいろ言われていくわけでございますが、一般的に在日外国人の結核患者の全国調査に関するお尋ねでございますが、結核の専門家の方で、最近の結核患者の発生はそういう外国から来られた方が多いんじゃないか、それが日本の新患者をふやしておる要因に

なつておるんじゃないかという御指摘等がございまして、それに加えて、そういう在日外国人、日本語学校、日本語の教育施設の就学生について東京都の方で健康診断をやりまして、他の学校健康の場合と比べますと結核罹患率が高いというような報告が出されたわけでございます。

そのような状態を踏まえて、厚生省といたしましては、外国人の就学生の結核罹患率が高いということが我が国におきます結核対策上放置できない問題であるといふぐあいに考えておりました。平成元年の六月に在日外国人の結核登録患者の調査を実施したところでございまして、この結果で、公衆衛生審議会の結核予防部会にいろいろお諮りいたしまして、在日外国人対策専門委員会といたしまして、在日外国人の結核対策についていろいろ検討していただけたところでございます。

中身といたしましては、この専門委員会の中で検討の結果、財団法人日本語教育振興協会によります認定校制度に基づきます日本語教育施設の健康診断が適正に実施されるように啓発普及を図ること、それから日本語教育施設の経営者等を通じて、入学時に国民健康保険等に加入するよう啓発普及を図ること、それから英語以外の言葉で相談等が行えるような体制についても整備を図ることというような結論をいただいているわけでございます。これらをいただきまして、今後はこの意見に沿ひまして就学生の結核対策を進めてまいりたいといふぐあいに考えているところでございます。

○木暮山人君 よろしくひとつお願い申し上げます。

まだ六分ばかり時間があるようでございましてけれども、野呂政務次官にひとつ御所見をちょうだいしたいと思ふことは、かなり前に新聞の調査等でいろいろがんのことについて調査があったようでございますが、やはり末期がんといふものの苦しさからがんに對する認識、恐怖といふものは大変でございます。しかし、昭和五十九年でござい

○政府委員(野呂昭彦君) 今先生の方からがんの問題についてお尋ねをいただいたわけでありすけれども、もうこれは先生もよく御承知のとおり、がんというものは昭和五十六年、脳卒中を抜いて死亡原因の第一位となっております。しかしながら、全がんででは減少傾向等も見られるものの、部位のがんにおいては著しい増加をしておるものの中に、こういうようなことでございまして、そういう状況の中で昭和五十八年にがんの十カ年戦略というものが始められたわけであります。実はちょうど半ばを過ぎまして、本年入れましてあと四年というものが残されておるものでございす。そういう中で今日まで、例えば胃とか肝がんの遺伝子の発見とか、あるいはこれらの遺伝子が発がんに関与する機構の解明だとか、あるいは温熱療法の確立だとか、あるいは多くの発がん物質の同定、特定ですね、これを抑制する物質の同定、こういったものを行う等の着実な成果を一応見せてきておるといふに私ども思っております。でございます。

しかし、特にがん対策につきましては、がんに対する正しい知識の普及だとか、あるいは医療施設の整備や専門技術者の養成、あるいは研究の充実、推進、こういったことが大事でございまして、今後とも十カ年総合戦略の成果を踏まえながら、

午後零時八分休憩
午後一時三分開會

午前引き続き、平成二年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、厚生省所管及び環境衛生金融公庫を議題といたします。

ましたけれども、将来の我が国の社会保障制度と国民負担率のあり方、これについて何点かお伺いしたいと思っております。

の現行の制度を前提としたしまして高齢化がピークを迎えることになります二〇二〇年ごろの国民負担率をどの程度になると厚生省では見込まれて

あわせて、政府として少なくとも二〇二〇年を展望した新たな推計を国会に提案する用意はないでしょうか。この点につきましては、大臣も出て

おられましたけれども、参議院の予算委員会の中で、この問題を私たちの同僚議員が質問をいたしました、大蔵大臣の答弁でございましたけれども、院の要請があれば見直しの労を惜しむものではな

さて、二〇二〇年における国民負担率がどうなるかという点につきましては、政府全体の歳出の

あり方また国債残高の水準等いろいろな要素で左右されるものであり、また社会経済の状況についても今余りはっきりした明確な見通しを立てることは難しいと考えられますので、見通しを算出するに至っていないわけでございます。

いずれにいたしましても、本格的な高齢化社会においても安定的に機能する社会保障制度をつくり上げていかなければなりませんから、負担の趨勢については絶えず念頭に入れると申しますか、視界に入れてやっていかなきゃならないことはそ

のとおりでございます。しかし、一方、二〇二〇年を展望した新たな推計を示せ、こうおっしゃられますと、今二〇二〇年という三十年先に向けて自

信を持ってお示しできるには余りにも課題が多過ぎるというのが私の感じでございます。

大蔵大臣のあの御答弁のすぐ後で私が申し上げておりますけれども、明確な推計ができるためにこ

そ社会保障制度の残された課題について御議論を積み上げ、給付と負担のあり方についても少し明確な国民のコンセンサスを得て制度の一層の安

定化を図っていかねばならないでしょう、こういうことを私申し上げてございます。ですから、まずはそれを一生懸命させていただいて、そういうことの中からだんだんだんだん先に向けての数字

たんだと思うんですけど、確かに今言われたように、状況を整えていく面も大切でしょうけれども、逆にコンセンサスを得るためにこそそう

いった一つの方向を示すことも大事じゃないかというふうにも感じるんです。

それはそれとしまして、今大臣がおっしゃいましたように、二〇一〇年の国民負担率の問題につ

いては昭和六十三年政府が資料を提出しており、この資料を見る限り二〇二〇年ということは

何も触れてないんですけれども、あのまま推計していくとピーク時の二〇二〇年には五〇%を超え

るんだろーというふうなことを、あの資料を見る
だけでは何かそういうことが示唆されているん

じゃないかというようなことを私は感じました。その一方で、先月の新行革審の最終答申でござい

ますけれども、高齢化のピーク時の国民負担率は五〇%を下回ることを目標とするというような表

現をいたしております。先ほど言ったように、今年度既に四〇%を超え

ようとしている今の現状、それから今後の経済動向、複雑なものがあるかもしれませんけれども、

それを考えた場合、いわゆる高齢化のピーク時の二〇二〇年、この時点では五〇%を下回るとい

ことはどうか。新行革審が言いました五〇%を下回るといふこの数字に対する御認識をお伺い

したいと思ひます。

○國務大臣(津島雄三君)見通しを示してみんな

で考えた方がいいんじゃないかという御指摘でございますけれども、そのためには誤解のないよう

な見通しでなければいけないわけでございます。数字がひとり歩きするというのはよくありません。

ちなんです、二〇一〇年に向けての、先ほど申し上げた推計を見ましても、国民負担率の推計、

例えば租税負担率をどう見るか、あるいは社会保障系の負担の増大をどう見るか、特に年金、医

療についてどう見るかということについて、大変

粗い推計でございましてね、例えば成長率がこれまでのトレンドと、趨勢と変わってきたという場合には、私は途端に狂ってしまう要素をはらんでおると思います。そういう意味で、今の推計自体がそういう、何と申しますか備考的な問題点、こういう点に留意しろ、こういう点に留意しろという問題点を頭に置いて読んでいきたいと思います。私はましてさらにその十年先となりますと、私がかえって危険の方が増してくるんじゃないかという認識を持っていてございします。

御質問の後段の方で、いずれにしても、国民負担五〇％を上回らないようにという御要請が出ておる以上、今の二〇一〇年に四四％から四七％まで、これは明らかに上がっていったるわけでありまして、これをそのまま伸ばせば危ないじゃないかという、その点はそのとおりでございしますから、それだけに努力をしなければならぬ。国民負担が過重なものになって社会の活力を失わせてしましますと、かえってやりたいこともできなくなる、福祉にも十分な予算が配分できなくなるということもまた頭に置いておかねばならないということとでございします。

○木庭健太郎君 今五〇％の問題、未満におさめるといのはなかなか厳しいというような大臣も御認識だと思ひます。

五月二十一日の記者会見で、これは厚生省の吉原次官だっと思ひますけれども、年金や老人医療費の将来を考えるとなかなか難しい要素が多いというようなことを記者会見でもおっしゃっております。厚生省としてはどういふに未満ということを抑えるための対策をとっていかなければいけません。ぜひ見解をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(津島雄二君) 全体としての国民負担の目標水準は今申し上げたとおりでございします。もう一つ我々がどうしてもやらなければならぬ仕事は、社会あるいは国民が求めております福祉の充実を図らねばならない。これも厚生省としては至上の命題でございします。そういう意味で、大変難しい仕事に取り組まざるを得ないわけ

けであります。そのためにこそ私どもは給付と負担というもののあり方について絶えざる国民との間の対話が必要であらう。つまり一般的に申しますと、より多くのことをして差し上げるためには、また社会全体としてそれだけの負担を求めるということになるわけでありまして、一体どの程度の給付、そしてその給付をいただくためにはこの程度の負担は認容しようという国民のコンセンサスを得ていくことが大事だろと思ひます。非常に難しい仕事でありますけれども、辛抱強く一つ一つやっていく以外にはないであらうというふうにしてございします。

○木庭健太郎君 今福祉の充実、それこそ厚生大臣が最も取り組むべき仕事だと私も思ひます。また、それは国民負担率、低ければ低いほどいいのはもうわかり切ったことでもあるんですけれども、ただ何か今の政府の議論を聞いてみると、印象的に一番前面に押し出されてくるのが、国民負担率の上限引き下げがまず先にあって、それを前提にしてしまつて、そのためであれば社会保障水準の切り下げが出てくるようなこともあり得るんじゃないかと、またなかなか将来展望が見えてこない中で、そのときどきの財政事情で社会保障制度が左右されるんじゃないかな、そういう危惧も正直抱くようなときもあります。大臣おっしゃったとおり、社会保障そのものというのは重要な使命、機能というのがあるわけですから、それが優先されるべきだと思ひますし、今おっしゃった国民の福祉を守る厚生大臣の立場からすれば、五〇％未満に抑えるということではなくて、まず必要な福祉水準にこだわって、それが基本であると思ひますけれども、その点いかがなということ、いつも言われるんですが、私なかなか、何となくばやつとはわかりますけれども、五〇％を超えるとすぐ言われるのが、経済社会の活力が急に失われるという表現が来るんですね。この点について、もしわかりやすい説明ができるならしてください。

○国務大臣(津島雄二君) 第一点でございしますが、

社会保障制度あるいは福祉の充実を第一に考えてやるべきであるというお考え、私は十分認識をしております。何と云つてもいい福祉制度、いい社会保障制度を構築することが我々の第一の任務でございします。

ただ、先ほども申し上げましたように、国民負担の水準というのは国民の生活、それから福祉にも間接的には関連をしておりますから、そこを等閑視してやるわけにはいけません。それは適正な水準に抑えていくことが必要だという意味で無視できない課題であるというふうにとめていられるわけでありします。

それから、五〇％と別の世界に入るのかのごとく問題にするのかとおっしゃるのであります。五〇％負担率が超えたと途端にというものは、五〇％負担率を超えたと途端にというものは、やはり国民総生産の半分以上を公的部門が支配してしまつていくことは、それなりに別の世界に入ると言われても仕方がないような水準ではないであらうか。これは何と申しますか、抽象論やっても仕方がないと思ひます。世界各国の例とかいろいろな我々の経験とかを積み重ねてみる以外にはないわけですが、一般的に五〇％というのはこれは随分民間の部門を圧迫しちゃうなと。よく経済学者なんかは言うんですけれども、資源配分について一体どういふものかという議論は、実際あるんだろと思ひます。ですから、確たる理論的根拠をどういふことでなくて、常識的な意味で今度の臨調最終答申で示されたあのラインというものは私どもは受けとめてもいいんじゃないだろうかというふうに考えております。

○木庭健太郎君 ちよつとも一つ、午前中もちょっと出ていました日本型福祉というやつですね。どういふやり方かというのはいつとも御説明いただいて大体理解しているつもりではございしますけれども、ただよくわからないのは、この日本型福祉で最低限必要な保障を公的サービスで受けることができるのかどうかという点がよく見えないうのが、私を含めて国民の不安だと思つてお

ります。だから、そういった意味じゃ日本型福祉というのは具体的にどのレベルの保障をしてくれるのか、例えば医療分野ではこうだ、所得保障ではこうだ、福祉サービスの部門ではこうだというふうな、せめて私たちが必要としますミニマム水準といひますか、それは社会保障制度でカバーできるのかということをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(津島雄二君) 日本型福祉の最終的な姿がなかなか見えてこないというのは、ある意味では当然でございまして、高齢化のスピードがこんなに速い例というのは世界にそんなにないから、それから日本の社会では初めてでございします。そういう意味で、我々自身の英知を働かせて、要はそれぞれの地域社会で、また日本の社会全体として国民に好ましいものとして受けとめてもらえる状況、社会保障制度、それから福祉の水準というものをこれからつくり上げていくものであらうと思つております。

そうは申しますものの、全く何にもないかといつたら、そうではございしません。例えば年金につきましては、これまでの、例えば先ほど申しました六十三年の長寿・福祉社会を実現するための基本的考えと目標の中で、年金についてはおおむね現在の給付水準を維持すると、そして公的年金制度の全体の一元化に向けてやつていくと、そして今の何と申しますか負担を過重なものにしないためには、支給開始年齢について見直しをしなければならぬであらうというように示されておるわけではございしますし、それから医療保険の点につきましては、医療保険各制度の給付と負担の公平化、一元化に向けた措置を段階的に実施して、それで給付水準は八割程度を目標にして適正なものにする、それぞれの制度について一応の目標を示している。それから、在宅介護等についてもゴールドプランというものを示している。ですから、そういうものを目標に進みつつも、さらに適時適切に見直しをする、改善を

加えるということで、結果として最終的に日本の福祉社会というのはこういうものだというのでき上がってくるのではないだろうかというふうに思っております。

○木庭健太郎君　もう一度ちょっと再確認なんですけれども、そうすると、せめてミニマム、最低水準というのをどこに置くかという問題あるんですが、少なくとも現行制度程度の社会保障は、日本型福祉社会であつてもその一定レベル、現行レベルといえますか、これから変更あるにしても、最低水準は保障してくれるということですか、そこをちょっともう一回。

○国務大臣(津島雄二君)　そのとおりでございます。今程度ということではなくて、例えば長寿福祉社会に対する対応などは、これは抜本的に充実をしたいというものを示しておるわけでございまして、それから年金についても一元化の方向で今よりも確固たるものをつくりたいと言っておるわけでありますから、そういうそれぞれの分野について私どもが示しているものをもう一度よく見て評価をしていただきたいと思ひます。

○木庭健太郎君　そうすると、また五〇％論とのあれになってくると思ふんですね。今言われた守っていくということ、五〇％という上限を見ていったときに、何か一つの矛盾が出てくるんじゃないかなという、正直言つて思ひがするんです。だから、ある意味では、厚生省としてはもう五〇％未満ということ言われて、それに努力していくけれども、本当に国民が必要なサービスをすゝめなければ、あるときには五〇％超えてもやむを得ないという考えも持つていいんではないかなと思ふんですけれども、その点大臣の考えをもう一回伺ひします。

○国務大臣(津島雄二君)　私はまだそういう段階ではないと思ひます。それは、現在の段階でも国民負担全体の中で租税負担の方が大きいわけでありまして、社会保障の方の負担の事情から全体がもうコントロールできないところまでいくという状況ではないと思ひます。そして租税負担とそ

れの配分という面で随分いろいろ工夫をしていく面もあると思ひます。だから是非でもこれはやらなければならぬし、また今からみんなで努力をしていけばできない問題ではないというふうに思つております。

○木庭健太郎君　私はなかなか難しいというふうな氣もしているんです。できれば厚生省で五〇％に抑えるという考えをお持ちなら、そうやっていかなくちやいけなないのであれば、逆に言えば、今言われた日本が今からかつてない高齢社会を迎えようとしている、そういう体験をせざるを得ないわけですね、国民は。そうすると、二〇二〇年という一つのピークを目標にして、社会保障給付と将来の国民負担率についてもできるだけ具体的、そして詳細に明らかにしたようなわかりやすいビジョン、そういったものを作成して、負担の上限、そして社会保障制度の保障レベル、これはどうなるのかということ、ある意味じゃビジョンを提示した上で国民の選択にゆだねることが今大臣が真つ先にやることじゃないだろうかと思ひます。ぜひその点をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(津島雄二君)　重ねてお答えをいたしますけれども、国民に選択を求めるときに、それこそ抽象的に五〇％以上いいですか、どうですかという聞き方をしたつて国民はわからないんですよ。ですから、私どもは国民に選択を求めるといふのは、それぞれの福祉の分野で、年金ではこういう給付を差し上げます、したがつてこういう負担をしてください。医療保険ではこうですと。それぞれの分野で中身のある、わかりやすい選択を求めていく、これが絶対必要でございまして、私はだから申し上げておるわけです。我々の仕事の一つ一つにはすべて国民の選択、国民のコンセンサスの形成というものを目指しての努力をやつて、その努力を積み重ねていく中で、五〇％未満に国民負担全体として抑えるということがまだ十分可能性の中に入つていふのが私の認識でございまして。

○木庭健太郎君　まだやりたいんですけれども、もう時間がこの分なくなりましてので、午前中も生活保護の不動態保有の問題が一点出ておりました。この制度来年からということございましてけれども、都市部を見ましたら、これわづかな土地でもすぐ最低生活費の十分分という基準は超えてしまふのが実態だとも思ふんです。もちろん厚生省としても機械的な事務処理ではなくて、個々の実態に即した慎重な制度運用をやられるでしょうけれども、その点をぜひ確認しておきたいのと、例えばそういう不動産を活用する場合でも、公営住宅への優先入居などきめ細かな自立援助の配慮が必要だと思ふんですけれども、その点だけちょっと伺ひします。

○政府委員(長尾立子君)　生活保護におきます資産活用の問題でございまして、今先生がおっしゃいましたように、保護を受けておられる方のいろいろな御事情、いろいろな周囲の御事情もあるわけでございまして、きめ細かな配慮ということが必要であるということとは十分わきまえてやらしていただきたいと思います。そういう趣旨で、福祉事務所におきます方向決定ということを慎重にしてほしいということが基本的な考え方であるわけでございまして。

今具体的に御提案のございました公営住宅への入居の措置といった例をお示しになつたわけでございまして、確かに今の問題になつております資産は居住用の土地、家屋の問題でございまして、これは確かにその方にとりまして生活の基盤でございまして、お年寄りでございまして、住みなれた地域社会から動いていくことは非常に大きな困難があるということは十分承知しておるわけでございまして。したがつて、例えばその地域に御利用いただけるような形の公営住宅があるというようにございまして、それは今先生おっしゃいましたように、その被保護者の方の御納得はいただけたということをもろん前提といひまして、そういったものの活用を十分に考えていきたいと思つております。

○木庭健太郎君　運輸省の方がお見えですので、鉄道の駅における障害者用のエレベーターの件をお伺ひしたいと思ひます。もし調査されたことがございましたら、こういう障害者用のエレベーターがある駅というのは日本の全体の駅のうちどれくらいあるのか、そんな調査があれば教えてほしいんですけれども、またその数字に対する運輸省としての認識をぜひお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(齊藤孝雄君)　お答え申し上げます。御質問のエレベーターの設置状況につきまして、最近平成元年度末の数字がまとまつたところでございますけれども、これによりまして、JRにつきましては百四駅、それから民鉄につきましては五十四駅、このようになっております。

この数字でございまして、例えばJRにつきましては、昭和五十年で見ますと九駅でございまして、順次進んでおるといふことはございまして、一方で同じような身体障害者の方のための施設でございまして誘導・警告ブロック、こういったものは例えばJRにつきましては千三百五十五駅と、あるいは民鉄は千三百三十一駅というように整備が進んでおまして、そのような数字と比べますと必ずしも十分な状況とは言えないと、このように認識しております。

○木庭健太郎君　障害者の方たちが自立するため、またそういうふうに行動するため、さつき厚生大臣もおっしゃつていましたけれども、ノーマリゼーションという立場からいへば、今一番重要なのはこういう公共輸送機関の設備だと思ふんです。

実は、私の地元の福岡でも、福岡県の高宮町というところがありまして、そこに身障者用のエレベーターつけてほしい、これは駅が改修された際にやろうということで運動が起きたわけなんです。ところが、これは町の方は協力して外側から上るエレベーターつけたのに、JRの方はつけられないというところで、今一生懸命運動もなされていふんですけれども、せめてこういう駅が新しくできる場合とか改修される場合、こういった場合はぜ

ひ福祉の面からも運輸省が積極的に私は取り組む必要があるだろうと、最初から全駅やれといってそれは無理です。だから、例えばそういう新築改修、そういう際から始めてはどうかと思うんですけれども、この見解をお伺いしたいと思います。

○説明員(齊藤孝雄君) 私ども運輸省といたしまして、身体障害者等の、いわゆる交通弱者の方々、社会活動を営む上で交通機関をできるだけ利用しやすくする、こういったことは重要な課題であると考えております。このため、従来から運輸省におきましては、公共ターミナルにおきまして身体障害者用施設整備ガイドライン等々のガイドブック等を年々作成しております。各交通事業者に對しまして、必要な施設の整備等につきまして配慮するよう指導してきているところでございます。

エレベーターの設置につきましては、先生の御指摘のとおり、特に既設駅の場合は駅舎の構造面とかスペース面、あるいは駅舎改造に伴います費用面の制約等々がございまして、短期間ではなかなか飛躍的な改善は困難であるわけでございまして、駅の施設改築等の機会は、そういう困難性がそれに比べますと低いわけでございまして、そのような駅の新築、改築等の機会にあわせて整備を進めるよう指導してきておりまして、今後ともそのようなことで促進を図ってまいりたいと、このように考えております。

○木庭健太郎君 そのが運輸省の残念なところで、指導しているんですね、一応話しているんだけれども、だからといって運輸省さんとしてはまだ手伝ってないんですね。だから先ほど私が指摘したように、形として地方公共団体は一生懸命そういう障害者の申し出があれば積極的に取り組んできちんとつける。ところが、JRになると、また民鉄になるとなかなかできない。これはもう本当に私も一回その駅に上がって寂しかったのは、高架の駅なんです。そうすると、外から来た人は車いすのままエレベーターに乗って高架の駅のところまで行けるんです。じゃ駅からホームにお

りるためにどうすればいいか。階段があるわけですから、障害者の方たちは駅員に手伝ってもらったり、いろんな方に手伝ってもらわなきゃできないんです。

そういう意味では、私はこういう問題、地方公共団体はようやく取り組み始めたところでございますし、もう御存じでしょうけれども、神奈川県では民営鉄道駅舎へのエレベーター設置について、市町村の申請に応じて補助するような制度も実際にできつつあります。そういう意味では運輸省としてもこうした、最初から全部やれとは言いませんけれども、先ほど言われた駅が新築とか改築とかになる場合、ぜひそういう補助制度みたいなものまで踏み込む必要があるだろうし、そこまでできないとおっしゃるなら、その前にまずモデルケースをぜひどこかで何かに取り組みむとか、そういうった運輸省としての姿勢を見せてほしいと思うんですけれども、一言お願いします。

○説明員(齊藤孝雄君) 施設整備に伴います費用負担の問題でございますけれども、まず一般論といたしましては、このような身体障害者の方とか、あるいは高齢者の方々のための施設整備につきましましては、一般の利用者の利便の増進にもつながるということから基本的には利用者全体の御負担をお願いする、このようになっておりますけれども、同時に、国といたしましては、利用者全体に過重な負担をかけるに所要の施設整備が促進されるように、例えば現在では開銀の民鉄融資対象工事の中に、そのような施設整備の工事につきまして、それを含めてございまして、それからまた、一般的に鉄道の建設の際に補助制度が若干ございまして、そのような補助の際にはこのような施設もその対象になってございまして、新しい補助制度をつくることはなかなか難しいわけでございまして、現在ありますようなこれらの助成措置によりまして、身体障害者等の交通弱者の方々が安全かつ身体的な負担の少ない方法で移動できる必要な施設の整備の促進に今後とも努めてまいりたい、このように考えております。

○木庭健太郎君 できれば私は、運輸省としてもそういう福祉という面で一生懸命乗車するときの問題については取り組んでいきたいと思いますけれども、こういう施設の面にそろそろ取り組む時期が来ているだろうと私は指摘しておきたいと思っております。

大臣、お聞きになったとおりでなかなか厳しいですね。こういうエレベーターの問題というのは、障害者の問題もございまして、運輸省はちよっとおっしゃいましたけれども、高齢化社会を迎えるときに、そういうエレベーターができて喜ばれるのは御老人なんです。階段を上がると、それは、ああできてよかったというようなことを、実際にいってしまったり、そういう意味で、ぜひこういう問題についての厚生大臣として一言お伺いして、私の質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(津島雄二君) 障害者の問題を考えますときに、いわゆるノーマライゼーション、つまり社会に障害者の方や高齢者の方々がいるのが自然である、そういう方がおられる社会をみんなで作っていくという方向で多くの方々に協力をいただくことが大事であろうと思っております。

そういう意味で、障害者の移動におけるハンディキャップの軽減ということ是非常重要的な課題となっておりますので、厚生省は障害者の問題を解決するための先頭に立ってこれからも努力をしてまいりたいと思っております。運輸省、それからいづれも申し上げておりますけれども、住宅問題なんかも建設省であるとか、関係のあるところにはみんな御協力をお願いしておるところであります。

○木庭健太郎君 ありがとうございます。

○香取タケ子君 それでは、最初に花粉症対策についてお伺いをしたい。花粉症というのは一九四五年くらいまではほとんどなかったと言われている。一九六五年ごろから漸次ふえてまいったわけでございまして、これは特に花粉症が、杉花粉症が大変深刻被害も極めて深刻でございました。医療機関に通院

する患者は急増して、売薬も昨年の四倍も売れたと言われて報道されております。

東京都の調査によりますと、都民の一〇％が罹患している。これ、その割合で全国的に見ますと、約一千万人という人が何らかの被害を受けているということになるわけです。そういう点で考えますと、一つは国民の健康の問題、健康への影響で、社会活動参加への影響、医療費に対する影響等々、ちよっとこれははばかっておけないのではなからうかと思っております。この事態について厚生省は患者がどのくらいいるかというふうなことを推計をされておられますか。医療費もこの現象によつてどのくらい影響があるかというふうなことを、こんなことはつかんでおられますか。

○政府委員(長谷川慧重君) 花粉症の患者数についてどのくらいかというお尋ねでございますが、先生のお話ございましたように、東京都の調査によりまして推計があるというところは承知いたしておりますけれども、全国ベースで患者数などのくらいいるかという数の推計あるいは把握等はいたしておりません。したがって、医療費の関係についても試算等はいたしておりません。

○香取タケ子君 それでは、まだつかんではないと思っておりますが、今後の対策どうなされます。ちよっとはつけないんじゃないですか。

○政府委員(長谷川慧重君) 花粉症を含めまして、国民の疾病予防という観点から厚生省いろいろやっているわけでございますが、この花粉症につきましては、六十年より予防、治療に関する研究といえますものを推進してまいっているところでございます。しかしながら、先生のお話ございましたように、こゝし特に花粉症の患者さんが多いというふうなこともございまして、いろいろ問題になっておりまして、本年度からは林野庁、環境庁、気象庁という三省庁との間におきまして連絡会議といいますものを設けて、今後はこれらの省庁と緊密な連携を図りつつ花粉症の対策を進めてまいりたいというぐあいには思っているところでございます。

○沓脱タケ子君 本年度から関係各省庁連絡会議を持ってお進めになるということですね。考えてみたら、原因 実態把握とか、あるいは予防や治療の研究というのは厚生省ですが、原因究明ということになれば、ディーゼル車の排ガスも影響があるのではないかなどと言われているという点もありますから、当然環境庁などもかみ込んでいただいて、これははつきりさせていくというふうなことが必要だと思うんです。

いずれにしても、国民生活に非常に影響します。恐らくここにおいでの方の中にも罹患をしておられる方々が何人かおられます。私どもの部屋でも秘書が一人かかってますし、秘書の奥さんがかかっているというふうなところにあるわけです。それは影響しますよね。国民生活への影響、そして国民の健康に対する影響、ひいては医療費に対する影響等、非常に大きいわけでございますので、実態把握は極めて大事だと思いますけれども、東京都で既に五十八年度にちゃんと専門家による対策委員会を設置して、五十八年から平成元年十二月で一応のまとめ等までやっておられるわけで、東京都でやっているのに肝心の厚生省が何にもやってないと、何にもやってないわけじゃないけれども、四、五百万の研究費をちよつと出しているというのでは、ちよつとお粗末過ぎると思いますが、そういう点で専門家による対策委員会の設置をやつて、これしばらく続くそうですからね。二年や三年では終わらぬそうですね。専門家の意見によると、二十年続くか、三十年ぐらい続くんじゃないかと言われているわけですから、そういう対策をおとりいただく必要がありはしないかと思いますが、大臣の御見解を伺いたい。

○政府委員(長谷川慧重君) 各省庁がそれぞれの分野におきまして、その範囲内におきましていろいろな調査研究等を行うわけでございます。厚生省におきましては、先生お話しございましたように、そういう花粉症の患者さんなどの程度おられるのかとか、あるいは有病率なり疾病症状等の把握をやらなきゃならないというぐあいに思っています。

また、環境要因なり宿主要因なり、花粉の抗原性等からの発生原因の究明等、いろいろ調査研究を行うわけでございますが、そういう調査研究に当たりましては、それぞれ専門家の先生方にお入りいただいた研究班等で研究をやっているわけでございますので、そういうことで厚生省は専門家の御意見を聞きながら調査研究をやる。各省庁も同じような形で、それぞれの専門家の御意見を聞きながら調査研究をおやりになつていらっしゃるというぐあいに思ひまして、そういうところで四省庁集まつてお互いの連絡交換をやるということでございますので、現時点におきまして、四省庁またがった形での専門家会合ということにつきましては、ちよつと考えていないところでございます。

○沓脱タケ子君 時間がないから突いたり押ししたりしませんが、来年花粉が少なかつたら結構ですけども、ことしみたいにまたどんと来たら、一体厚生省何しているんだということになりかねないので、大臣、御感想だけ一言。

○国務大臣(津島雄二君) 委員に申し上げて恐縮ですが、私の家内も大変な花粉症でございます。今お話を伺つてみて、なるほどこれだけの問題であるとなれば、少し御担当の方に強くお願いをするべきかと今感じているところでございます。一生懸命取り組むように申し伝えます。

○沓脱タケ子君 ぜひ事態の深刻さを考えていただいて対応していただきたいと思ひます。余り時間がありませんので、次に、在留外国人の結核対策についてちよつと伺いたいと思ひます。

同僚委員からも午前中に少し出しましたので、はしょつて伺いたいと思ひますが、在留外国人というのは、国際化と言われている時代でございますので、随分ふえてまいつております。在日就学生と言われている方は五万人ぐらいいるんですね。その結核その他の感染症対策というのは非常に大事だと思うんですね。厚生省の資料を拝見いたしますと、東京にある日本語学校九十二校に就学し

ている学生のうち、一次健診受診者一万三千百七人中、要治療者が五十七人、つまり発見率は〇・四三%です。この発見率の〇・四三%というのは、我が国の学校健診の発見率との比較をしてみますと、昭和六十二年の全国平均では〇・〇一%ですね。つまり、在日外国人の就学生の方は約四十倍の発見率になつておられるわけですね。出身者は結核患者の多いと言われているアジア諸国になつています。今後も就学生等が、在留外国人がどんどんふえることが確実だと思ひえるわけですから、我が国の公衆衛生上極めて憂慮されるべき問題があろうと思ひます。

そこで、朝もお答えになつておられましたが、そういう現状と対策について簡潔にちよつと先に伺つておきたい。

○政府委員(長谷川慧重君) 厚生省といたしましては、これまでも医療費の公費負担なり、あるいは結核対策特別促進事業によります健康診断等を実施してまいつておられるところでございます。しかしながら、先生お話しございましたように、いろいろ問題もあるわけでございますので、公衆衛生審議会の中でもいろいろ御議論いただいたところでございます。その結果、本年の五月に意見をいただいたところでございますが、その意見の中身といたしましては、財団法人日本語教育振興協会によります認定校制度に基づきます日本語教育施設が健康診断が適正に実施されるように啓発普及を図ること、それから、日本語教育施設の経営者等を通じて、入学時に国民健康保険等に加入するよう啓発普及を図ること、それから英語以外の言葉で相談等が行える体制についても整備を図ることという御意見をいただいたところでございます。

今後は、この意見を踏まえまして、就学生の結核対策を進めてまいりたいというぐあいに考えております。

○沓脱タケ子君 私は、今局長が言われました御報告、対策、対応ですね。この問題というのは、この方針の周知徹底を急速にさせるといふことが非

常に今大事だなと思ひているわけですね。なぜそのことを問題として重視をするかといいますと、もう御案内のように、在日外国人の就学生等が一番たくさん動いているのは飲食業ですね。飲食業、サービス業というのが一番多いわけですね。結核菌を排菌する患者さんが飲食業に従事をするというふうなことは常識で見ても極めて穏当でないわけですね。感染の可能性というのが高いわけですからね。国内の飲食業の従業員はちゃんと健康診断をやっているわけですからね。それがアルバイトに來ている人で感染性の患者が入つておつてもわからないということであれば、これは伝染の可能性というのは極めて高いと思ひますね。

そこで、学生などに対してパンフレットとか宣伝物等を作成なさるようでございますけれども、私は確かに就学生の健康診断、そしてその機会に国民健康保険に入れるということ、おっしゃつたように、同時に、我が国には医療扶助の制度があるんだ、あるいは生活保護の制度があるんだということも書いておく必要があると思ひます。だって外国人というのは、大体病気になつて発見されても、出稼ぎ半分に就学に來るわけですからね。お金をたくさん持つてくる人というのはないわけですからね。そうすると、これは治療中断をするのは確実ですからかえつて危険なわけで、そういう点を、健診結果やこの治療の状況の把握をしていくと同時に、その就学生の人のために、日本ではこういう制度があるんだということを周知させられるように、そのパンフレット類にはひとつ明記をするようにぜひやつてもらいたいものだと思うんですが、それはどうですか。

○政府委員(長尾立子君) お答えさせていただきます。

パンフレットの問題とちよつと外れるかと思ひますが、生活保護の適用の問題ということでお答えをさせていただきます。先生お話しでございますが、先生御承知のように、生活保護の適用関係につきましては、私どもはこういう原則でやらせて

いただいております。

生活保護は国民の皆様の税金で実施をされておる制度でございます。適正な運営ということが基本的な要請されるものだと思っております。でございますが、外国人の生活保護適用につきましては、日本人と同様な形で生活をしておられる、まあ具体的には永住状態で日本に生活しておられるという方につきましては、全く日本人と差別をしないという形で適用させていただきます。おりますが、今おっしゃいましたような就学生と、留学生という形の方につきましては、生活保護がその原則の上で適用できるかどうかということになりますと、大変微妙な問題があるかと思ひます。

原則的には、こういった就学生の方は学校へ行っておられるという形で日本にいられているわけでございますが、私も日本人の生活保護の適用の中では、生活保護は本来その能力、資産をすべて活用してかつその上で生活ができないという方々につきまして適用をするという原則的な考え方をとおしておりますので、例えば大学へ行っている方々の方々がアルバイトで生活に困られるという事態がありまして、私ももとしましては、これは生活保護という形で適用していくのではなくて、まず現実には就労して働いていただくということとを原則的には考えて運営をやっているわけでございます。今御指摘のようなケースにつきまして、生活保護が無条件に適用できるという形のものではないというふうに理解をいたしておりますので、今おっしゃいましたように、それをパンフレットの方で書いていただくということにつきましては、ちょっと御遠慮させていただきたいと思っております。

○審判タケ子君 その生活保護の問題に重点を置いて私は御要請をするつもりではなかったのですが、大変に親切過ぎる御答弁をいただいたので時間が割愛されたことを残念に思っております。

というのは、結核予防法で現に三十五条で入院している患者もおられるわけですよ。だから言うているんで、現におられるから、そういう制度がある

んですよということを知らせてあげたらよろしいということをおっしゃっているわけですよ。生活保護が難しいけれども生活保護を適用するのはよしならよろしいけれども、生活保護も適用されている人もおります。現に、もうそれは論議しません。

そこで、時間がありませんで大臣に最後にお聞きをしたいんですが、こういう在日外国人の結核対策というのは非常に大事な問題だと考えるわけですよ。

一つは、これは就学生の場合は、さっき局長が言われたやり方で、その学校に就学をしている人の登録した分だけはチェックできるというシステムはつくる。しかし、それ以外の在日外国人だとして随分おるわけですよ。それはどうするんだという問題になってくるわけでございますが、そこで考えられますのは、国際化時代における我が国のこの分野での責務という点を考えなくちゃならないんじゃないか。

といいますのは、結核に罹患している外国人の出身国というのはほとんどアジア諸国です。アジアはWHOの統計におきましても感染危険率、罹患率というのは非常に高く、世界の患者の七〇％近くがアジアに集中しているわけですね。これから就学生も来る、あるいは日本に働きにもおいでになる。いろんな形でお入りになってくるわけですから、これは考えなくちゃならない。WHOへ行っておられる事務局長の中嶋さん、一九九一年の総会では結核対策が提案をされるんだという御予定だそうなんです。結核対策のためにわざわざ厚生省から古知課長がWHOへ就任をされているということも聞いております。

そこで、私は国内対策をやると同時に、国際的な対策としてやる必要があるんじゃないか、ODAの問題に絡んで、ODAでたくさんお金を出して、いや公費の輸出だとか、いや十万人がダムに沈められるというような不評なようなことをやめて、結核の多発地域であるアジア諸国に、先進的な経験と技術水準を持つていて日本が本場に積極的な援助をして、結核をアジア地域から撲滅をす

るという対策というのがまさに国際化時代にふさわしい任務ではなからうかと思ふんです。こういう姿勢でひとつ厚生省としては対応されてはどうかと思ひますが、大臣の御見解を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(津島雄二君) きょうは参院委員と全く同じ意見でございます。東南アジア諸国を初めとして、世界で毎年八百万人も新しい結核患者が生まれてくる。発展途上国にこういう方々が多いという、またアジア地域に多い、御指摘のとおりでございます。

そこで、厚生省では国際協力事業団に協力いたしまして、ネパール等において実施しております結核対策に参画しているほか、アジアの結核多発地域の国々から研修生を受け入れたら、それから耐熱性のBCGワクチンを開発いたしましてWHOと連携して国際的な結核対策を推進してまいりたいと思ひます。

ODA全体の仕事の中で、保健医療分野は厚生省も大変力を入れてやっております。私も政務次官をやっておりますときに、例えばスリランカで厚生省の援助で建てた病院も見えております。一層力を入れてやってまいりたいと思ひます。

○乾晴美君 私大蔵大臣に対して失礼なんですけれども、先ほど参院委員へのお答えの中で、奥さんといましようか、妻と言ふべきところを家内というふうにおっしゃいましたけれども、これは女性の立場からいいますと、男は外で仕事、女は家で、ということの中での家内だと思ひますので、以後おっしゃるときには妻というふうにおっしゃっていただきたいということをお願いしていただいてから質問に入らせていただきたいと思います。

平成元年度の厚生白書におきましては、「長寿社会における子ども家庭地域」と題して、二十一世紀を担う子供と家庭の問題を正面から取り上げておられるというわけなんです。その中にあって、今日出生率は年々低下の一途をたどっているのではないかと。女性が一生に産む子供の数も

一・六六というところまで低下しているというわけなんです。本年一月に発表されました、「これからの家庭と子育てに関する懇談会報告書」におきまして、「古代ローマの末期がそうであったように、未来を担う子どもが減少し、人々が未来に夢を持たなくなることは、文明が衰退する一つの前兆である」というように述べておられるわけなんですけれども、この白書を見させていただきまして、国際的に見ましても、だんだんと出生率の低下傾向というのは先進諸国には共通の現象であるように思ひます。

けれども、イタリアとかのように我が国より低い水準でなお低下しているところもあるわけなんですけれども、その一方で、フランスのようには一・八程度の合計特殊出生率を維持している国があったり、それからスウェーデン、アメリカ、イギリス、西ドイツのように上昇傾向を見せておるところもあるわけですよ。ですから、わずかでもあるけれども上昇傾向にあるといった、こういった国々の要因をどのように分析されておいでしようか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(加藤栄一君) まだ各地に私も参つていろいろと研究しているという段階ではございません。私ももとしましては、特にスウェーデンなんかも最近目覚ましい出生率の回復状況もございまして、今後研究してまいりたいと考えております。

○乾晴美君 日本の出生率の減少をどのように分析されているか、そしてまた今一・六六なんですけれども、今後どうなっていくかという方向をどうお考えでしょうか。

○政府委員(加藤栄一君) 我が国におきます出生率低下の原因でございますが、やはり一つには我が国の晩婚化傾向といったものがかなり影響しているのではないかとこのように考えられます。またもう一つには、出産力調査等によりまして、現在出産年齢にありまふ夫婦の希望する希望子供数とそれから予定子供数との差がございまして、こういうことにつきましては、出生率の行いやすく

する、そういう環境条件の整備というものが今後とも努めていかなければならないというふうに考えられます。

○乾晴美君 環境整備が大事だということで、そこでまた尋ねていきたいと思うんですが、白書を読ませていただきますと、女性の就労と出産・子育ての両立支援におきましては、きめ細かな保育サービスの提供に加えて、育児休業だとか、または再雇用制度の整備、企業の側からの、従業員が家族と一緒に過ごす機会を確保するための時間的、経済的配慮、両親が共同して子育てをするということが可能となるような環境づくりをどうこうというふうな非常に厚生省としては踏み込んだ提言まで入っているわけなんです、私といたしましては、これは労働省と厚生省とが非常に連携をうまくやってこれからいっていただけるんだと、これ読ませていただいてうれしく思った箇所なんです。

そこで、育児保育ということについてなんですけれども、労働基準法では産後休暇というのは八週間になっておるわけですね。これに対して産休明け保育を行っている保育所というのは非常に少ないのではないかと、思うんですね。全国で八週間済んだすぐから保育している保育所というのはどれくらいあるんでしょうか。

○政府委員(古川貞二郎君) 結論を先に申し上げますと、委員の御指摘にびつたり合うような数字は今ございません。といいますのは、産休明け早々に乳児を保育所で受け入れるということにつきましては、乳児の身体的な問題、あるいは心理的、情緒的な問題、そういったものの発達という上から必ずしも好ましいことではないと、これは乳児保育を導入するに際しまして中央児童福祉審議会にいろいろとお願いをしておるわけですが、その中の意見具申の中にそういうことがございまして、そういった観点、専門家の御指摘もあると。それからまた、保護者の立場からいきまして、月齢の低い乳児については家庭において保育をしたい、こういうふうな御希望もあるというふうな

こともございまして、保育所における産休明けの保育のニーズについては把握をしてないのが、把握するということがむしろ困難であるという状況です。

ただし、ストレートではございせんけれども、昭和六十三年十月一日現在で保育所に入所しているゼロ歳児、一歳未満の子供さんは十一万七千人いらっしゃるわけですが、これらの子供さんについて入所時の月齢を見ますと、約三千二百人の子さんが二カ月未満、つまり産後八週間未満で入所している、こういう事実でございまして。パーセンテージにしますともう三%弱ということになるかと思ひます。

○乾晴美君 ということでして、これからまた育児休業法なんかも絡んでくるかと思ひますけれども、やはりせつかく労働省と厚生省が力を合わせてすばらしい連携をとうとうということですから、こういった雇用の実態と連動した保育制度の充実が急がれると思ひます。

その次は延長保育についてなんですけれども、徳島県の場合なんかでもほとんどの保育所は十八時までなんです。男女機会均等法だとか、週休二日制とかということが行われておりますので、平日の勤務時間が長くなっているわけですね。それにもう対応できていないのではないかと。こういう状況の中でありましたら、フルタイムで働いているお母さんというのはもう二重保育だとか、または無認可の保育所とか、ベビーホテルとかといったようなところへ預けざるを得ないというような状態だと思ひますね。認可されている保育所に比べて設備が悪い、整っていない、そういった無認可のところとか、ベビーホテルとかいうところがいわゆる乳児保育だとか、延長だとか、夜間保育とかといった実質的な受け皿になっているのではないかと。こういうことで、延長保育についての現状とか対策をちょっと聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(古川貞二郎君) 委員御指摘のように、保育所の開所あるいは開所の時間、それはそれぞ

れの地域の実情に応じて、保護者の労働時間とかそういったところを考慮しながら運営されているところとございまして、御指摘のように一般的にはおむね午後六時ごろまで保育が行われているというのが多くございまして。保護者の勤務時間あるいは通勤時間等によりまして、午後六時を過ぎても引き続き保育を必要とするような地域の保育所につきましては、今先生の御指摘がそういうこととございまして、そういうことにつきましては、私どもとしてもそういう御要請にこたえたいというふうなことから、延長保育特別対策というものを実施しているところでございまして。

特に、延長保育の特別対策を実施しておりますが、これは対象が二十人以上というふうなことがございまして、なかなか実施が進まない、こういうふうなこともございまして、平成元年にそれは六人以上を対象にしたいというふうなこともございまして、私もこのように延長保育の対策を地域の実情に応じて強く進めてまいりたい、かように考えておるわけでございまして。

○乾晴美君 強く進めてまいりたいという言葉に期待をかけて次の問題にいきたいと思うんですが、働くお母さん方にとって一番大きな悩みというのは子供が病気のときなんです。私も二人の子供を育て終わつたわけなんですけれども、私的なことで非常に恐縮なんですけれども、長女はわりかた健康でした。しかし次女がぜんそく持ちなんです、一応平常のときはどうってことないんですけども、秋とか春とかの季節のほんのちよつとの期間のときだけ、何というか非常に苦しいという、呼吸が苦しくなったり発熱があつたりということなんです。そういう病気にかかったときだけ預かってもらえるような病時、病後保育所というふうなことができませんでしょうか。もし全国的にできておるのであれば知らせてほしい、その医療体制はどうなっているか、ちよつとお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(古川貞二郎君) 御指摘の問題は非常に私は難しい問題だと思つておるわけでございま

す。病気に罹られたお子さんについては、私どもは一義的にはこれはもう保育者の責任によつて介護に当たるべきである、これはもう当然だと思ひわけでございまして。

ただ、今委員の御指摘のように、しかしどうしても働くこととの両立が難しい、何とかというふうなことでございまして。それを、病時の保育をしかし保育所で行うということにつきましては、私は軽い病気でございまして、やはり子供の場合は特に大きな病気に、緊急な状態に発展する可能性もある、そういうふうなことも等もある。それからまた、保育所に来ておられる他の子供さんたちに対する影響というふうなことも考えますと、私は率直なところ保育所で病時保育というふうなものを云々するということは極めて困難であらう。

そこで、問題はやはり両親がそういった病氣にかかられた子供さんの看護ができるような、いわゆる雇用環境、休暇制度の導入とか、休みやすいような雰囲気づくりという企業環境、労働環境の問題にもなるかと思ひます。先ほど申し上げたように私は極めて困難である。

実例として、私も若干承知しておりますが、例えば病時保育という名でスタートしておりますのは、むしろ医院の中に医師とか保育さんとか看護婦さんを常駐させまして一つのスタッフをつくりまして、そういった方はいわゆる保護者の方からお金をいただきまして、そして面倒を見る。つまり、保育というよりは医学的な管理のもとにお預かりをする。こういうようなことが一部の地域で、あるいは非常に熱心な医療機関、お医者さん等の主唱によつて行われているということを若干は承知いたしておるわけでございまして。

ただし、保育所については、繰り返してございしますが、非常に困難な、保育所というふうなものの対応というのは私は正直言つてやっではならないのではないかと、いう気持ちがございます。

○乾晴美君 ちよつと今の問題に絡むわけなんですけれども、私的な質問で失礼ですけれども、大

臣は共様でございますか。
○国務大臣(津島雄二君) 私が一生懸命働いておるだけでございます。

○乾晴美君 ありがとうございます。

今、ここにお見えの政府委員の方々の中でも共働きという方、恐れ入りますけれどもちよつと手を動かさなければなりません。——ほんとにどういふしやらない。まあこういう環境の中で手が挙げにくいということもあると思うんですけれども、共働きの中でもほとんど女性の子供にかかわっていると思うんですね。

そういうようにできませんとおっしゃいますけれども、私ももう何年前なんです、子供を育ててきました非常に悲しいというかせつない思いがあるんです。

ちよつと実例を申し上げたいと思います。私の下の娘はぜんそくと申しましたけれども、三歳ぐらいのときだったでしょうか、やつと三歳になるかならぬころだったと思いますけれども、私が、元氣なんですがたまに伏せておりましたら、やつてきました、お母さんどうしたのと言うから、苦しいのよ。徳島県ではせこいと言うんですが、せこいのよと言ったら、ばんばんせこいと言うから、違つと。頭と言ったら、そのもみじのような手を私のこへ置きまして、あら、お熱がある、あした休まないかぬかしらんと、こう言うわけですが、これは、熱があるときはそういうに言わないかぬというふうな子供が思っているということ、常には彼女が頭の上に手を置いてそういうふうな言っておつたということなんです。ですから、私が動いているときに、この子病気だけれども、またあす休まなきゃいけないか、行くべきかということに常に選択を迫られているんです。

もう一度は、その子が三歳ちよつとぐらいたったと思いますけれども、また秋口にぜんそくになつたわけなんです。長女は一年九か月ぐらいたつてよわりませんので、非常に物わかりといたつてよわからぬ。その長女をふろに入れて、次女は

寝させてありました。長女をおふろから上げるときに、今次女の方は病気だから泣いたらあかんのよ、お馬ちゃんバカバカしたらあかんのよと言ひ含めて出したわけですね。そうすると、やがてのことワーンと子供が泣いているんです。長女が泣かしたかなと思ひますと、次女がおふろまでやつてきて、母ちゃんの学校の電話番号教えて、校長先生の電話番号がどうしたの、学校の電話番号がどうしたの。私、学校で動いていましたから、どうしたのと言うと、私がこんなに苦しくて熱が出ていたのに、また母ちゃんあしたはつて行くんだろう、だからよう休まれへんのだったから私が校長先生に頼んであげる、学校に休ませてもらうように言つてあげるからと三歳の子が言うんです。

本場にこういう体験をして動いている人は幾らもいると思うんですね。ですから、簡単にお役所としてやるべきでないんだとかいうんでなくて、常に働いている多くの女性はこういうせつない思いをして動いているんです。それもうちの子のようにぜんそくというふうな形であれば、もう病気もわかつていますし、一日か二日一緒に寝とつてくれたら、ちよつと見とつてくれたらいいというふうなこともあるわけなんです。

ですから、やはり予算の補助とか医療機関とかというふうな連携体制を確立した上で、国でも病時、病後保育に対して取り組むべきときが来ているのではないかと、思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(古川貞二郎君) 私が先ほど申し上げたのは、全国で二万二、三千の保育所でそういう病時保育というが、今先生のおっしゃるような保育というものをやつた方がいのかどうかという見地から、私は今の保育所では難しいというふうなことを申し上げたわけでございます。

ただ、実情は大変私にはよくわかるつもりでございます。問題は、私は本場に難しい職場の問題、あるいは子供さん、家庭の問題、これはある意味

で言うと、基本にかかわるような話だろうと思うんですね。といいますのは、やはり子供が病気になる、しかもそれは子供の場合には、先ほど申し上げたように、どんな重くなるかわからないというふうな状況の中で、子供を置いて働かざるを得ない、行かざるを得ないから行かれるわけじゃない、行かざるを得ないから行かれるわけじゃないけれども、そういうふうなつまりそれは五歳も六歳も七歳もずつとというんじやないの、本場に小さいときの、そういうことがどうかという問題。

それからもう一つは、先ほど申し上げたような、いわゆるこれが有配偶の女子の方々も今はもう五〇％を超えて働きに出ておられて社会に進出しておられるというふうな実情、それからまた、これからどんどんそういう方々がふえていくだろうという場合のいわゆる企業の、あるいは雇用の場の問題とか、あるいは先ほど申し上げた地域の医療機関の問題、地域的な問題とか、いろいろとその辺の問題を詰めていくと、私はそういうものが必要でないということでも申し上げておきたい。ごさいませんが、保育行政ということでもそれを受け入れることが本場にいいのかどうかということ、難しい、しかし実情はそういう雇用環境なり地域の問題という形で解決していく事柄ではないかなと。しかし、私もまた研究したいと思ひますが、そんな感じがいたすということでございます。

○乾晴美君 この白書を讀ましていただきまして、二十七ページに「女性の就労と出産・子育ての両立支援」だということを高らかにうたっているわけですが、きちつとできているにもかかわらず実際には、現実には個々にわたつてはまだまだ行き届いていないというのが現状だと思ふんですね。子供を産む数が一・六六からつと下がつていくのではないかと、思うように思ひますのは、働く女性の環境をもつとよく思ひます。働いて、子供を産みたくても産めない状況にあるのではないかと、思うんですね。もつと本腰で女性の働く場

の、ここに書き込んでくれていることを実のあるものにしていただきたいというふうなことで、時間が参りましたので終わらせていただきます。ありがとうございます。

○勝木健司君 前回予算委員会でも取り上げた問題でありますけれども、厚生年金の国庫負担の繰り延べについて伺ひたいというふうな思ひます。

政府は厚生保険特別会計の業務勘定の中に厚生年金国庫負担繰り延べ措置の返済見合い財源の一兆五千億円を繰り入れて特別保険福祉事業資金を設置しておりますが、この問題につきましては、予算委員会でも取り上げましたけれども、この厚生保険特別会計に資金を設ける「当分ノ間」とは一体いつまでなのかということ。そして、これについて老人保健制度のどのような改正内容を想定されておられるのか、具体的にお示しをいただきたいというふうな思ひます。

○政府委員(岡光孝治君) 先生御指摘のように、特別保険福祉事業は、平成二年度から加入者按分率が一〇〇％へ移行することに伴ひまして当面の措置として講じたものでございます。この老人保健の問題は、今後の高齢化社会における最重要課題でございます。引続き老人保健審議会の場等を通じて幅広く議論が行われるということを期待しております。関係者の御意見を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。検討がうまう進みまして、結論が得られるまでの間というふうな私も認識をしております。

どのようなことを改正として考えておられるかというところでございますが、御承知のとおり、平成元年十二月に老人保健審議会から中間意見をいただいております。その中でいろいろな宿題がございます。それとあわせて保健と医療と福祉を総合的に考えなきゃいかぬとか、あるいはヘルス事業、保健事業につきましてもう少し充実をさせなければいけないとか、いろいろな課題もそれ以降出ておりますので、そういうものを幅広く検討していただくことになるのではないだろうか。いず

れにしても、審議会で御相談をいただくことだろうと考えております。

○勝木健司君 大蔵省、何かありますか。

○説明員(斎藤徹郎君) 平成元年度の補正予算におきまして、厚生保険特別会計に設けられました一兆五千億円の資金につきましては、第一にこれが過去に行われてまいりました厚生年金国庫負担の繰り延べ措置の返済見合い財源としての性格を有していると、いずれは厚生年金の国庫負担の繰り延べの返済に充てられなければならないという性格のものであることに加えて、この一兆五千億円の資金の運用益を活用いたしまして、平成二年度以降加入者按分率が一〇〇％になることに伴いまして被用者保険の負担増が生ずる、それに對しまして、この運用益を活用して新たな国庫補助制度を設ける。ただし、これは加入者按分率変更に伴う暫定的、激変緩和的な性格を有しているという両方の意味合いから、この資金は当分の間のものとして位置づけを行っていただこうと考えています。

○勝木健司君 逆の立場で今度はお伺いしたいと思いますが、この特別保健福祉事業は、厚生年金保険事業の長期安定を確保するために必要があるときは厚生年金国庫負担の繰り延べの繰り戻しとみなして年金勘定に繰り入れることとされておりますが、この「厚生年金保険事業の長期安定を確保スル為必要アルトキ」というのは一体どういうときなのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

○政府委員(土井豊君) 具体的な規定の仕方ではございませんが、この規定の趣旨は、厚生年金保険事業の財政の長期的な安定を図り、かつ年金制度に対する国民の信頼を確保するために必要がある場合というふうに考えております。したがっていまして、その際には特別保健福祉事業の必要性等も総合勘案しまして、年金勘定に繰り入れを行うかどうかということをお断すべきものであるというふうに考えております。

○勝木健司君 大蔵省、いかがですか。

○説明員(斎藤徹郎君) この一兆五千億円の資金をいつ取り崩して厚生年金国庫負担の繰り延べの返済に充てるかというのを具体的に申し上げることは、事柄の性格上困難でございますけれども、いずれにしてもいつまでも繰り延べの返済を行わないということとは適切なこととは考えられませんが、できるだけ早い機会に返済をする基本的な考え方で考えていきたいと思っております。その際、同時に平成二年度に設けられました老人保健の基盤安定事業、サラリーマン保険に対する新たな国庫補助制度をいつまで存続させるかということとの兼ね合いも含めて検討してまいりたいと思っております。

○勝木健司君 いろいろ言われておりますけれども、どうもはつきりいたしません。

厚生年金の保険事業、そしてまた老人保健事業の財政安定を総合的に判断することとなりますと、結局はあつちを立てるとこつちが立たないというふうなことの繰り返して、半永久的に返済されないまま終わってしまうんじゃないかというふうには大変不安を感じるわけであります。

厚生年金の国庫負担の繰り延べの返済についてはいつまでに、できるだけ早い時期とか早い機会とか、いずれはということでありまされども、いつまでに完了させるのか、この際明確な時期を明らかにしていただきたいというふうに思います。

○政府委員(土井豊君) まことに恐縮でございますが、具体的な返済時期について今日の時点でお答えするということは、現実問題としてできません。私どもとしては、今後の年金財政の運営に支障を来すことがないように速やかに返済を完了すべきであるという基本的な立場に立つて対処してまいりたいという考え方で臨んでおります。

○勝木健司君 大蔵省。

○説明員(斎藤徹郎君) 厚生年金国庫負担の繰り延べ措置につきましては、厳しい財政事情のもとで昭和五十七年度以降、何とか福祉の水準を維持すべくやむを得ずとられてきた措置でありまし

て、五十七年度から六十年までの繰り延べ分につきましては、年金について再計算が行われた平成元年度の直近であります昭和六十三年の補正予算において返済しております。それから、それ以降の繰り延べ分でございますけれども、六十一年度から平成元年度までということで、これも引き続き繰り延べが行われてまいりましたが、平成二年度におきましては何とか繰り延べを行わないということでは財政体質の健全化を図っております。

と同時に、平成元年度の補正予算におきまして一兆五千億円の資金を設けて、これを将来にわたる厚生年金国庫負担の繰り延べ措置の返済見合い財源として位置づけをしております。この厚生年金国庫負担の繰り延べ措置の返済を完了するかどうかについては、具体的に申し上げることは困難でございますけれども、こうした返済見合い財源を設けたということで、この問題について一歩を進めたということで御理解を賜ればと存じます。

○勝木健司君 時間の関係で、次に進ませていただきます。

救急医療体制についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

第二次交通戦争と言われております今日、交通事故の激増、そして高齢化の進展に伴いまして、救急隊による救急活動が年々ふえ続けておられるわけでありまして、救命率の向上のためには病院に到着するまでの処置、いわゆるプレホスピタルケアの充実が必須であるというふうに思うわけであります。我が国の救急体制はこの面では諸外国に比べますとはるかにおくれているように思われます。

このおくれの原因としては、医師が救急車に同乗する体制が整っていないこと、また救急隊員のできる応急手当の範囲が非常に制限されているということ等が挙げられておりますが、厚生省でも昨年度、救急医療体制検討会を設けられまして、こうした問題について検討を重ねているというふう

に聞いておりますが、まず、これまでの審議状況、そして審議経過の概要についてお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(仲村英一君) 救急医療体制検討会でございますけれども、昨年の九月に設置をさせていただきました。その後四回にわたり開催をさせていただいております。

内容的には、諸外国の救急医療の体制の検討でございます。国内の救急医療体制の問題点等につきまして関係者からヒアリングを行っております。本年度から具体的な審議に入るということから、その席上で、当面の課題でございます。今御指摘のあった部分でもございまして、現場の問題あるいは搬送途上の医療の確保の問題等についても検討すべきではないかという御意見が出まして、小委員会を設けて今後その方面からの検討をさせていただくということで、現在検討を急ぐように準備しておるところでございます。

○勝木健司君 東京消防庁の救急業務懇話会も先般、救急業務の範囲拡大について踏み込んだ答申を行っておりますが、救急車への医師の同乗システムの構築とかあるいは救急隊員の業務の拡大について、消防庁、厚生省、それぞれ見解をお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(仲村英一君) 救急医療は広く言いますと医療の一環としてとらえるべきだと考えますので、その国の資格制度でございまして、医療制度全体の問題とか、そういうものに根差す部分が非常に大きいのではないかと考えるわけでございます。

先ほど御紹介いたしました救急医療体制検討会でも外国の事例等を御紹介いただいておりますが、かなり、何と申しましようか、医療的な制度の差によって、アメリカのように、後ほど御質問があるかもしれませんが、救急隊員が特別な教育を受けてかなりの部分をおやりいただける国もございまして、やはり医療というのはお医者さんに任

せるべきだという観点から、お医者さんが同乗するシステムというのを考えにのっている国も非常にあるわけでごさいます。私も、その両面いろいろメリット、デメリットがあるのではないかと。それから、先ほど御紹介申し上げました小委員会での検討をさせていただくというところで考えてまいりたいと思うわけでごさいます。

先ほど出ました東京消防庁の御提言は御提言として私も受けておるべきだと考えておりますが、その背景となります医療法規との関係でございまして、事故があつた場合の問題でございまして、いろいろのことを考えながら検討を行うべきだと考えております。

ただし、今御指摘のプレメディカルケアと申しますか、その部分について改善すべき部分も私どもなりにあると考えておりますので、お医者さんの判断がどこまでそういうレベル、時期に到達するようにするべきかを工夫しながら、厚生省なりに検討をさせていただきたいと考えております。

○説明員(飯田志農夫君) 消防の救急は、年間約二百五十万人の傷病者を搬送して人命の救助をしているところでごさいます。いわゆる救命率の向上ということが現下の急務でございまして、

お話ししたドクターカーの導入につきましては、昭和六十三年に、医療関係機関等の専門家により調査研究委員会を設けまして調査研究を行い、その報告におきましては、ドクターカーの導入に当たりましては、地域の実情を十分に勘案し、地域特性に即した運営を行うことが重要であるとされております。特に、地元医師会、医療機関等の協力を確保することが不可欠であると、こういうことでごさいますので、消防庁としてもこうした点を配慮して、効果的な運営が行われるよう今後とも指導してまいりたいと考えております。

いずれにしても、消防機関がドクターカーを導入することについて、二十四時間体制で出動可能な医師を確保することが現実には困難である等の事情がございまして、これを全国一律に展開する

ことは限界があるわけでごさいます。消防庁としては、救命率を向上させる現実的な方策として、救急隊員の能力の向上による応急措置の高度化を図られるように努めてまいりたいと考えております。

○勝木健司君 救急車への医師の同乗は、既に西宮市でもその試みが今行われておるところであります。ぜひ早急に実現をしてほしいことでありますが、しかしながら、すべての救急車に医師が同乗するということは、マンパワーの面から、あるいはコスト、費用の問題、また後方の医療機関が手薄になるなどの問題があつて、現実には確かに難しい問題もあらうかと思われまして、

しかし、まずは消防署の救急指令室に医師が常駐することによって、救急車への医師の同乗が必要かどうかの判断を行っていくという判断業務、必要に応じて医師を派遣するようなシステムが必要ではないかというふうに思われますし、また軽症で医師の同乗が必要でないと判断された場合でも、搬送途上で容体が悪化する場合とか、あるいは自宅療養中で気管カニューレなどを装着していた者を搬送する場合など、現在の応急手当ての範囲を踏み越えた救急隊員の業務の拡大、そういうことが必要になってくるんじゃないかというふうにも思われます。アメリカ等ではパラメディックですが、この養成とかあるいは救急医療士などの資格制度についても検討が必要で時期にきておるんじゃないかというふうに思われますので、これについての考え方を伺いたいというふうに思います。

○説明員(飯田志農夫君) ドクターカーの運営は、救命率の向上を図る上で効果的な方策であると考へております。この方策の実現には、医師の常駐、出動の体制が医療機関の側で整備されることが不可欠でございまして、先ほど申し上げましたように、現実には二十四時間体制で出動可能な専門医師を確保することに限界があるということの事情もありまして、これを全国的に展開することには限界がある、地域の実情に応じて推進していくこ

とが適当であると考えております。

そこで、さらに現実的な方策としては、救急隊員の能力の向上による応急措置の高度化が必要であると考へておるわけでごさいます。救急隊員がアメリカのパラメディック並みの応急措置を行うことができるようにした場合に、これに対応した教育訓練が必要であると考えております。このためには、先日、厚生省との間で設けました救急対策連絡協議会において十分検討しつつ、具体的な内容については、消防庁長官の諮問機関であり、また救急業務研究会にも検討をお願いしたい、このように考へておるわけでごさいます。

○勝木健司君 最後に、厚生大臣にお伺いしたいというふうに思いますが、ドクターカーの普及とかあるいは救急隊員の業務の拡大、こういう問題については、要はどちらかを選択するという問題じゃないんじゃないかということ、両者が車の両輪のごとく一体となつて進めていくべき問題だろうというふうに思っています。厚生省もドクターカーの普及とか、消防庁は救急隊員の業務の拡大とかを中心に対策を考へられておるというふうな、なかなか施策がかみ合っていないというふうな話も伺つておるわけでありまして、こういう問題に関しては、それぞれの地域で、市町村あるいは病院、診療所、消防署など関係機関の連帯と一体化というものが何よりも必要じゃないかというふうに思われます。

その意味では、厚生省と消防庁長官で、先ほどありましたように、救急対策連絡協議会が設けられたことは我々も評価できるものであります。ぜひこの問題をこのようにして、厚生省と消防庁のより一層の連携をお願いしたいところでありますけれども、救急医療体制の充実につきまして、厚生大臣の御決意のほどをお伺いしたいというふうに思っています。

○国務大臣(津島雄二君) 決意を申し述べますに当たつて三つのことを申し上げておきたいと思ひます。

その第一は、委員は我が国の救急体制がかなり立ちおくれしているという御指摘がございましたが、これまでにかんがりの年月をかけて構成してまいりました第一次救急体制から第三次までの医療機関としての救急体制は、私は世界に誇るべきものであると思つております。昭和四十年代に大変強く指摘された患者のたらい回しというような問題はかなりもう解決をしたと思ひますし、またアメリカの救急病院の現状については、今発表されておりますタイムに特集記事がありますが、これは大変なものであります。それを見ますと、我が国の救急病院の実態はかなりいいんではないかと、私はそういう認識を持っております。

二番目の点は、いわゆる搬送途上の問題が残つておる、これはそのとおりでございまして、ただ、地域性がございまして、搬送途上の問題が起つてくるのは、やはり交通渋滞等、搬送に非常に時間がかかる大都市の問題と私は受けとめております。この問題についてはこれから解決を図らなければならぬんですが、それに関連して三つ目に救急隊員の方、つまり医師としての免許がない方々が一定の救急行為をされる場合に、私どもの方できちつと対応して差し上げないと万一の場合に医療事故の賠償責任の問題が出てまいりまして、これはもう大変深刻な問題でございまして、しかも救急の患者さんというのは実は生死の境をさまよつていられる方が多いものですから、その危険性もまた大きいわけでごさいますね。

この三つのことを申し上げた上で決意を申し上げるわけでありまして、本院における御議論も承つておいて、この問題を放置してはならないと私は判断をいたしました。自治大臣と話し合つた上でこの連絡協議会をつくることにいたしましたわけでありまして、すなわちこの問題の解決のためには厚生省の方で、全体として医療事故が起ることも対応できるような医師の判断というものを現場にお届けをする、それは届ける方法はいろいろあるわけでありまして、その中でどういう方がどういふふうなどういふ器具を使つておやりになるかという問題を次に検討していただくとい

うようなことになるんだろうと思いますが、自治大臣からも私に強く御要請がありますから、事務局を督励いたしましてできるだけ立派な結論を出したいというふうに決意をしております。

○勝木健司君　ありがとうございます。
○西川潔君　私は、本日は老人医療についてお伺いをいたします。

最近新聞によく載っておるんですけども、老人保健制度の見直し、患者負担を定率制に、厚生省は老人保健の改革へ、というような記事をよく目にいたしますが、この見出しを読まれたお年寄りの皆さん方から、病院代がまた上がるのかというふうなお話をよくお伺いします。定額制が定率制になる、こういうふうに変えると聞いただけで、病院代が安くなるのか高くなるのかどっちでねえと、新聞を読んで大変我々は心配をしておる、不安な気持ちになるんですけども、また一方お医者さんにお伺いしますと、定率制になったらひよっとしたら、そういうふうな心配をしていらつしやるおじいちゃん、おばあちゃん方、例えば体の調子が悪い、病院に行くにも病院代がどれほど上がるやら下がるやらわからぬ、そのあたりが大変不安である、行くのをやめておこうかというふうな方々もひよっとしてふえるのではないかな。

しかし、本当に悪い人たちには来てもらわなきゃいけないわけですから、政府といたしまして、この老人保健法の改正をどういうふうに検討していけるのか、いろいろ理由もあることでしょうが、きょうは今後どのようにするか、まず御説明をいただきたいと思っております。

○国務大臣(津島雄二君)　老人保健制度のあり方につきましては、本院におきましても数回の御質問が出ておりますけれども、審議会を検討をいたしましたものの、関係者の間でなお最終的な結論を得るに至らず宿題ということになっておるわけでございます。そして、その間これをめぐる被用者保険であるとか国民健康保険であるとかの制度の安定化の措置をとっているというのが現状でございます。

ざいいます。

さて、将来に向けてどのように安定させるかということは、これは大変難しい問題でございますけれども、医療費が増大をしていく、高齢者がふえてまいりますと、これはもうやむを得ない傾向なんですから、少しでもこれを有効に活用いたしまして、国民の皆様方に公平な医療サービスを実施してあげるということを目指して、老人保健制度の安定の議論を再開しなければならぬと私は思っております。まず本院におきますいろいろな御議論を拝聴いたしまして、今後審議会の場を通じて幅広い観点から議論が行われることを期待をしておりますのでございます。

○西川潔君　大変お年寄りの皆さん方、自己負担がふえるにいたしても、減るにいたしても、見直しの内容がどのように検討されるのかということが全くニュースソースとして入ってこないわけですね。ですから、何かマスメディアを使っていたら、徐々に皆さんの不安を解消していただけるように何か手だてをしていただけないものかな、こういうふうな思っんですけども、いかがなものでしょう。

○政府委員(岡光序治君)　先生御存じのとおり老人保健制度は健やかに老いるということを念頭に置いていける制度でございます。そういう意味でこの制度を適切に運営をしていくということはとても大切なことだと考えておりまして、常日ごろから国民の皆さんの御理解を求めていくということが不可欠だと考えております。

見直しがどういうことになるのかということでございますが、今大臣からお話がありましたように、今後幅広く検討されていくことだろうと思っておりますので、そういったものがある程度固まりましたら、国民の皆様方にわかりやすく説明を申し上げるか、PRをさせていただくとか、そういうことをさせていただきまして、誤解とか不安が生じないようにいろいろきめ細かな対応を心がけたいと考えております。

○西川潔君　ありがとうございます。

次に、ひとり暮らしのお年寄りのことについてお伺いしたいと思います。

これも寂しい言葉ですが、ひとり暮らし、僕は独居老人というよりはまだまだかなと思うんですけども、ひとり暮らしのお年寄りのことについて、現在元気でひとり暮らしになっている方々もたくさんおられますが、元氣なひとり暮らしの方を念頭に置いた国のこれからの施策としてはどういうものがあるか。現場を回らせていただいて寝たきり寝たきりの方々に幸せなお話を僕たちにもしていただきたい。また少し散歩のできるような方々、少しまた体の悪い方々、そういう方々はそれなりに幸せを感じておられるんですけども、実は健康者の人というのは本当に想像できないような寂しさを僕たちにもよくお話しをしてくださるんですけども、こういうひとり暮らしの方々をどういうふうな今後されていくものか。

○政府委員(岡光序治君)　まず、住みなれた地域で安心して生活を続けることができるようにということを考えておりまして、悩み事がまずあった場合には気軽に御相談をいただくようにということで、高齢者総合相談センター、いわゆるシルバー110番をセッティングしているところでございます。先生の御質問もいたしたり、あるいはPRをしていただいておりますが、例の短縮電話井型の八〇八〇で全国共通の番号をセッティングしたいたりしておりますが、そういうことでまず悩み事について気軽に御相談をいただく。それからひとり暮らしで生活ができない、日常生活上身の回りのお世話を願いたいというふうな方々もいらつしやるわけでありまして、そういう方にはホームヘルパーを派遣を申し上げる。それからひとり何か事故があったりしたときが大変でございますので、それで緊急通報装置をセッティングしてあげる、そして迅速適切な対応が図れるようにするということを考えておるわけでございます。

それからやはり住まいの問題が大切でございますので、いわゆる自立した生活が継続できるように

に新しいタイプの老人ホームでありますケアハウスを整備したいと考えておりますのと、あるいはひとり暮らしのお年寄りを念頭に置いた、安心して生活ができるような住宅の確保ということを私ども進めたいと考えております。

○西川潔君　僕もシルバー110番随分PRさせていたしておりますし、ひとつマンパワーというのですか、若い人たちに少しでもこういう高齢化社会のことを理解していただくと思っております。テレビ局の方にも日参をいたしまして、ひとつそういう人たちが夢を持っていたかどうかというドramaをぜひつくっていただきたいということ、今テレビ局にもお願いを参っておりますんですけども、今後ひとり暮らしのお年寄りはふえていくと思うんですけども、どうしても外部との接触が少なく、万一の不安を常に持つておられるわけですね。

最近では郵政省の全通岡山支部の組合の方々がボランティア活動として一声郵便、また東京では、小平市ですが、乳酸菌飲料のヤクルトさんがひとり暮らしのお年寄りに声をかける、一声訪問事業、いろんなことをやっておられます。さらに、老人の給食サービス、入浴サービスなどの回数をふやしたり、新聞配達の方々の協力を得まして、その町全体でひとり暮らしのおじいちゃん、おばあちゃんを支えていく体制を、皆さん方を合わせてやっていただいておりますが、国としてもそのような地域独自の事業への積極的な支援を僕はお願したいなと、こういうふうな思っております。

○政府委員(岡光序治君)　先生御指摘の事例につきましては、とてもすぐれたアイデアだというふうに聞かせていただきました。私どもとしては、長寿社会福祉基金を設置していただいております、七百億円の果実を活用して、今おっしゃいましたような事例なんぞも念頭に置きながら、地域の実情を踏まえた創意工夫をバックアップしていくようなシステムを組んで、地域地域でそういうモデル的な事業がなお盛んになるように、私

どもなりに御支援をさせていただきたいと考えております。

○西川潔君 ありがとうございます。いろいろ勉強させていただきますと、市町村でもこういうホームヘルパーに対する、またお年寄りに対する給食の制度とか、いろいろなことをまだやっておらないところがたくさんあるということを見たり聞いたりして、本当にびっくりいたしております。

次に、福祉機器について伺いたいと思っております。

現在、お年寄りを対象にした福祉機器は、いろいろ見せていただくんですけども、厚生省は福祉機器については今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

○政府委員 岡光序治君 私どもといたしましては、寝たきり老人やひとり暮らし老人の在宅での生活を支えるために、いろんな福祉機器の給付であるとか貸与を考えております。特に、平成二年度の予算では車いすとか歩行器もつけ加えていたしまして、自立した生活を送れるような支援をしたいというふうなことも考えておるわけでございます。そういった日常生活用具の給付事業のほかに、介護機器の購入等について、必要な費用につきまして低利融資を行うとか、そんなふうなこともあわせて行うことによつて自立した生活が送れるように、そして必要な介護機器について今後ともお年寄りの生活の実情を念頭に置きながら、必要なものをプラスしていくような方向で対応したいというふうに考えております。

○西川潔君 ぜひよろしく願います。

それで、今給付と貸与というお話が出たんですけども、今年度の予算に車いすと歩行器が追加されておるんですが、これ随分今までも僕なんかお願いしたかったんですけども、この二つが追加された御説明を。

○政府委員 岡光序治君 いろんな場で御議論になつておりますが、私も寝たきりのお年寄りをできるだけなくしていくことを考えてお

ります。それはいわゆる病院のほかに自分のうちで生活をなさっている方についてもそういう方向を目指すのではないかと、必要な介護の支援を申し上げるというところのほかに、そういう日常生活をみずから送るという意味で、自立した生活を確保するという意味で車いすとか歩行器というのが効果があるんじゃないだろうか、そのように考えまして日常生活用具の中につけ加えた次第でございます。

○西川潔君 随分本場に助かるんです、現場で見せていただきますと。

ここでもう一つ、僕お願いしたいことがございます。現在お年寄り向けの福祉機器、たくさん種類はございますが、お一人お一人のニーズがそれぞれ違っていると思うんです。もちろんその人のニーズに合った用具がその制度の対象用具であれば、これは問題ないのですが、その人のニーズに合った用具が対象用具の中にない場合も実は少なくないのであります。そこで、高齢者の方がその状態に応じて、その方に合った福祉機器が使えるようにするために、福祉機器のレンタルサービスをきちんと育てていただき、また何かマークのようなものをつけていただいて、市場でお年寄りが安心して福祉機器を選べるようにしていただきたいなと、こういうふうに思います。

ゴールドプランにもマンパワーということでも十万人という目標が出ておりますが、現場では随分高齢者の方々も介護なさつておられますし、人の力ではどうしようもないというふうなことも多々ございます。そういうときにこの機器、機械の力というのは本場に現場では皆さん方に助かっているんですよというお話をよく聞きますので、この福祉機器に関するサービスをもうひとつと今度は在宅の皆さん方、奥さんとか娘さんとかホームヘルパーさんとか、御本人はもとよりそういう方知つていただくためにパンフレットをつくつていただくとか、役所の一面に展示場を少し狭いスペースでも結構ですからおつくりいただくとか、ニュースを聞くとすぐに主婦の方でも行つて見て

これ、ああうちのおじいちゃん、おばあちゃんにはこういう機器がいいなというふうなことの工夫をしていただければと思うんですけども、大臣いかがなものでしょうか。

○国務大臣 津島雄二君 これからの在宅福祉を考えます場合に、福祉機器の開発、普及が非常に大きな意味を持つてまいります。外国におきまする現場を見てまいりましても、福祉機器の開発が非常に進んでおります。この点ではやがて我が国は立ち上がっているということを確認するを得ない現状にありますが、そのためには委員御指摘のとおり、福祉機器を高齢者や身体障害者の方々の心身の状態に応じて適切に選ぶことができるようにしなければなりません。そのためには、その使用期間ごととにそのときとに合った機器を購入することが必要でございますから、レンタルサービスということは大変いいことでございまして、委員の御提案私どもも大変高く評価をいたしたいと思っております。

厚生省としましては、今年度、質のよいレンタルサービスを育成するために行政指導のガイドラインを定めるとともに、これに適合するようなレンタル事業者に対して新たに社会福祉・医療事業団から低利融資を行うことといたしまして、今その規則改正を進めておるところでございます。また、利用者たるお年寄りが質のよいサービスを選択できるために、社団法人シルバーサービス振興会が実施するシルバーマーク制度を導入することといたしまして、優良な機器の開発を促進したいと思っております。

一方、このサービスを利用する方々の方には、幅広く知つていただくために高齢者総合相談センターや在宅介護支援センターに介護機器の展示コーナーを設ける等の取り組みを積極的に行つてまいりましたし、これからも行つてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、介護機器がどんどん普及をするにつれて工夫をされて発達していくわけでありまして、マーケットを大きくしな

ならないと思うんですね。そういう意味で、利用される方がどんどん関心を持っていい福祉機器を探していただく、いいものが出てくれば、先ほど申し上げたようなシルバーマーク等を使って、これを普及するということがお互いに波及効果を持つていつて、時間がたつにつれて立派な福祉機器の利用できる社会をつくり上げていきたいと思っております。

○西川潔君 現場の方々は大変期待しております。機械は冷たい感じですけども、お使いになつていらっしゃる方は本当に温かく心に感じて幸せに思つていらつしやいますので、今後ともよろしく願います。

これで終わります。

○菅野久光君 私は、きょう食品の安全の問題についてお尋ねをしたいと思つております。

私、実はふだんは農林水産委員会に所属をしておりまして、きょうは出稼ぎということになるわけですが、農林水産省の重要な仕事というのは安全な食物を安定的に供給するということが最大の任務でありますけれども、どうも国内の自給率などが下がつたり、特に近年食品の大量輸入というふうなことがありまして、どうしても食品の安全ということ、これは私どもとしても重要な関心を持って、国民が安心して食べることができ、飲食できる、そういう状況というものをくり上げていかなければならないというふうに考えておるわけです。

ところが、これがなかなか難しく、輸出側の食品行政とか、あるいは食品添加物や農薬などに対する規制基準などが日本とは異なるわけですね。また、ポストハーベスト、いわゆる収穫後の農薬散布の農薬の残留基準、添加物とその使用基準、合成抗菌剤、放射能、ホルモン剤などのチェックと基準の設定、こういう本場に未解決な問題がたくさんあるわけです。そうした中で、食品の輸入のみがどんどん先行して入つてくるというふうな状況になつていて、いわば安全衛生監視行政が後手に回つていっているというのが私は現状ではないか

というふうに思うわけです。とりわけ食品の安全の問題については、国内産にあつて全くないわけではありませんが、特に外国産の、外国から輸入される食品についてはかなり問題があるというふうには私は承知をしておるわけです。

そこで、輸入食品の検査の問題であります。きょうは時間がありませんのでちよつと申し上げますと、まず、家畜や肉類の動物検査ですね。これは農林水産省の動物検査所、全国で二十二カ所あつて百九十三名の者がこれに当たつてゐる。ここで検査して大丈夫だといふものが、言へば厚生省の方の食品衛生監視員の方に回つてくるというふうな状況ですね。それから、野菜や果物、穀類の問題については同じく農林水産省の植物検査所といふものが、これが百カ所約六百七十名ぐらゐの者がこれに従事をしてゐるというふうな状況です。そこで問題があれば、例えば病虫害のことがわかれればそこで蒸熱処理をされる。その蒸熱処理に回される件数は穀類で六割、豆類で七割、果物が八割、野菜は二割といふような状況を経て、それから食品衛生監視員の方に回されてくるというふうなことになるんで、農林水産省でやつてゐるのは動物の関係でいへば家畜伝染病予防法であつて、人間の食物として安全かどうかといふことは別なんです。それから、植物の場合には病虫害を予防するといふことが目的で、これも人間の食べ物で安全かどうかといふことは全く別で、それは厚生省の方の食品の関係の方でやる、こういうことになつてゐるわけです。

そこで、食品検査についてどんな検査があるか。書類検査が八割ぐらゐだといふふうについておられますが、あとの二割はどのような検査をされておられますか。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘のように、届け出をされた輸入食品につきましては、検査を要するものと要しないものというふうに振り分けをまづいたしまして、そのうち検査を要するものの中身を申しますと、いわゆる行政検査といつたようなこと、あるいは指定検査機関で行うといつ

たようなこと、あるいは輸出側、相手国側の公的な検査機関の検査の証明書といつたようなもの、そういうものが検査といふことになるわけでございます。

あるいはまた、この検査の方法から申しますと、今先生がおつしやいました残留農薬とかあるいは添加物とかあるいは抗菌性の物質あるいは乳製品などございしますが、細菌数等々、あるいは腐敗とか悪臭といったような感覚的なもののチェックといったようなことをいたしてゐるのでござい

ます。

○菅野久光君 ところで私、書類検査は約八割だといふふうにして上げましたが、あとの二割は現物検査といふことになるわけですね。現物検査の中には自主検査も含まれてゐるというふうにしてゐますが、その約二割の現物検査について十分検査されてゐるというふうにお思ひでしょうか。役所の立場としてはされてゐると言わないう大変だといふことになるのかもしれないが、現場の実態なども考えて、そこそこはひつとつづくばらんな話を聞いていただきたい、このように思ふんです。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘のように検査所におきます検査が必要だと認められております検査については、いわゆる指定検査機関等を活用いたしましたものを含めまして適切な検査を行つてきたところでございします。なお、その検査のリストは全体として高まつてきてゐるところでございまして、私も今後とも必要な検査が実施できるように努力をしてまいりたいと、このようなことを考えてゐるのでございします。

○菅野久光君 食品添加物とか残留農薬を調べる化学検査、それから大腸菌やサルモネラ菌などを調べる細菌検査ですね、こういったようなものはやっぱりある程度の施設も必要で、またそれなりの何というんですかね、機器も必要だといふようなことなどもあつて、この検査が思うやうにいつてゐないのではないかと、またいつてゐないやに私は聞いてゐるんですが、それは私がそうじゃないかといつても、いや、そんなことはあり

ませんと恐らく答弁されるんだろうと思ふんですが、実態は局長が答弁されたような実態になつていないといふふうに言わざるを得ないように認識をしております。

それはなつてゐる、なつてゐないといふことをここでどうしようといふことではありませんが、私はそういう意味では現物検査について十分検査をされてゐないといふようなことを前提にして、その中で、人が足りないといふことももちろんありますが、検査をするに必要な機器類、こういったような導入は十分なされておるでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘の検査の機器でございしますが、これは私も検査所におきましては、放射能の測定は機器とかあるいはいわゆる微量の物質の分析といふものが進んでおりまして、そういうものに必要な分析機器、名前を挙げますと、ガスクロマトグラフあるいは分光光度計、高速液体クロマトグラフ、原子吸光度計、ガスクロマトグラフ質量分析計等々といふようなものを全国に整備をいたしてゐるのでございします。

○菅野久光君 全国に整備してゐるという言ひましても、例えばソウル・オリンピックで例のカナダのベン・ジョンソンがドーピングテストで薬物使用が検出されました。それを検出したのはあの日本製のカスクロマトマススペクトルという機械なんだそうですね。しかし、これは一台数億円するといふような分析装置なんだそうですね。しかも、これですと、本当にごく微量なものでも検出できる。これは何台ぐらゐ用意されてゐるのでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘の件は、最後に私が申し上げましたガスクロマトグラフ質量分析計二台が整備されてゐるのでございします。

○菅野久光君 二台といふことは、どこどこですか。

○政府委員(目黒克己君) 横浜と神戸でございします。

○菅野久光君 これは、外国からの食品輸入なん

ですが、横浜と神戸が大変多いことは私も知つております。それ以外にもつと多いところ、あるいは備えつけなければならないと思つてゐるところがあるんじゃないですか。

○政府委員(目黒克己君) 輸入する食品の量から申しますと、次に行きますとやはり東京港ではなからうか、このように思つてゐるところでござい

ます。

○菅野久光君 東京とか成田とか、少なくとも本当は多いとか少ないとかといふことは関係なく、この種のものは人手が足りなかつたら器械で補うといふことが私は必要だと思ふんです。それがわづか二カ所にしか配置してゐないわけでしょう。それじゃ、ほかの方にいれたやつは全くその器械は使えないといふことになるわけですね。

そこでこの予算を見ますと、食品衛生対策費と輸入食品衛生対策費合わせましても、昨年度より九千二百万円ふえてゐるだけです。食品衛生対策費は七千七百円ふえて四億七千万、それから輸入食品衛生対策費は一千五百万円ふえて二億四千万、こういう状況です。これじゃ、数億円するといふこの機器を導入するといふことはできないと思ふんですが、導入したいと思つても予算がないからできないといふことなのか、予算が予算なんだから仕方がないからこの程度で済まそうといふのか、それはどちらでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) 私どもこの検査を行つてまいります場合に、いわゆる検査所自体が行つております検査と、このほか先生御承知のよう指定検査機関によりまして検査があるわけでございします。物によりまして、あるいは種類等によりましてその指定検査機関を活用しながら私どもも対応いたしてゐるところでございします。

○菅野久光君 じゃ、指定検査機関にはこのやうな機器が置かれてゐるということですか。

○政府委員(目黒克己君) 指定検査機関の大きなところには置かれてゐるというふうには私聞いてゐるところでございします。

○菅野久光君 それは聞いてゐるということだけ

であつて、確認はしていないんです。

○政府委員(目黒克己君) 今私ここで正確に承知しておりませんが、そのようなものがあると聞いておりますので、後刻確認して御報告申し上げたいと思つております。

○菅野久光君 自主検査というのは、本来行政がやらなければならないことをそういう民間の機関にゆだねていることなんですよ。ですから本当に、本来行政がやらなければならないような状況の中で、自主検査がなされているかどうかということもやっぱりきちつと把握をしてもらわなきゃならぬと思ふんです。

先ほど、放射能の測定の問題についてお話がありましたが、これは八六年のチェルノブイリの事故当時、あれは国立衛生試験所にある一台だけだった。そして、それから二年たつて、八八年の五月にゲルマニウム半導体検出器付ガンマ線分析装置、これが国立衛生試験所、それから東京、横浜、大阪、神戸、成田の検査所に六台設置されたというんですが、これは私も本で読んだんですが、間違ひございませんか。

○政府委員(目黒克己君) 今、放射能測定器は二十六台ございまして、大体の、すべての検査所で整備をしているものでございます。なお、そのうち五台が先生御指摘の精密なものと、このように私も整備をしているところでございます。

○菅野久光君 今はそうだけれども、あのチェルノブイリの事故があつてから二年たつて、先ほど言つたような五カ所の検査所に配置された、設置したということですねというのを聞いています。

○政府委員(目黒克己君) 現時点でそういうふうに私承知しておりますが、この二年間の間にどの時点で何台入つたかということ、正確に私今記憶いたしておりますが、結果として今二十六台あるということ、当初、二年前には先生御指摘のようにならなかつたものがある、ある程度十分なものになつていくということございまして、正確にこの二年間のいつの時期に何台

ということ、今ちよつと手元にございませんで、また後ほど御報告したいと思ひます。

○菅野久光君 私調べるつもりではございまして、それで、あのチェルノブイリの事故が四月にあって、その年のもう秋ぐらいからあの汚染地域からのものが日本の国に輸入されてきている、あるいはその前にもうあの灰が降つてきているんじゃないか。しかし、実際にそうやって設置されたのが八八年の五月にはわずか六台というふうなふうな私受けとめておるものですか、それじゃそれまでの間は一体放射能の検査はどのようにされてたのかということ、国民が思ふのは当たり前だということに思ふんです。言つてみれば、器械の問題、放射能測定器の問題を含めて、やられていくことが全部後手ではないかというふうに思ふんです。

それは予算があるから、あるいはないからということがあるのかもしれない。しかし事国民の健康に影響する問題です。きょう、先ほどから私朝からずっといろいろな質問をお聞きし、また答弁をお聞きしてございまして、老人が健康に老いるということに、バラ色の何かさういったようなものを我々がつくつていかなきゃならぬということ、大変いい質問をお聞きしましたが、今のような食品安全行政をやつていて、これから三十五年、五十年たつたときに、果たして健康に老いるということになるのかどうか。発がん性の問題から、あるいは腎臓を痛めたり、あるいは催奇形性の問題とか、さまざまな問題がこれらにあるわけですね。

そこで、私は前にも当時の中曽根総理にも言つたことがあるんですが、国を守るといふのは、鉄砲や大砲をもつて守るといふことだけが国を守ることではない。国土を守る、これは例えば農林水産関係であれば、そういう畑や田んぼや森林の問題やなんかはまさに私は国土を守っているものだというふうに思ふんです。今の安全食品、この問題については、まさに国民の健康を守る、その最大の問題ではないかというふうに思ふんです。人

間食をばきや生きていかなければならぬ。それから、私は、名前は厚生省であつても実質国民健康防衛省でなければならぬというふうに思ふてゐるんです。

そのために、例えば食品衛生監視員ですけれども、この数も、私が国会に出たときからずっとこの問題を取り上げてやつてまいりました。私が出た昭和五十八年には六十一人でした。そして順次に六人だとかあるいは五人だとかということであつて、ことしの子算を含めれば九十九人ということになるんだそうです。しかし、先ほど申し上げました植物防疫担当官、これは六百六十七人ということですね。動物防疫担当官といふのは百九十三人。それから見て人間様の食品安全を担当する人が、今年度の子算が通つたら九十九人ということですね。私は余りにもちよつとひど過ぎるのではないかとこのように思ふんです。防衛庁も定員があるけれども定員のとおりになつていないですね。定員よりも少ないんです。しかし、今、本當に国民のこういう健康の問題に、命の問題に直接かかわるこういうたつたような問題については、総務庁でやつている公務員の定員の問題やなんかいろいろあろうと思ふんですけれども、私は、もつとこれだけ大量の食品を外国から輸入するのであれば、そういう枠を超えて国民の要望にこたへるべきであらうか、国民が安心できるような体制にするべきではないかというふうに思ふて、私はずっと出てきたときからそのことを言い続けてまいりました。しかし、やつぱり思ふようにいかないですね。

わすれずわすれず、本當に牛の歩みのような状況ではないかというふうに思ふんです。それから、私はこの人たちが働いているところへも行ってみました。検査所の実態——局長行つてみました。もちろん、行かないといふことはいらないと思ひますが、狭いのですよ。いろんな器械を置いてやろうと思つても、今使っている器械を横に置かなければその器械を置いて仕事ができないうのです。だから、検査所をもつとちよつとした建物、そういう場所を確保するというようなこ

と、あるいはもう相当ひどくなつてくる建物もありますから、そういうものを建てかえる、そういうたつたような考え方はあります。

○政府委員(目黒克己君) 私ども食品の輸入にかかわります検査所といたしましては二十一年所あるわけでございまして、これは空港もあれば海港もあるといつたようなところで、またそれぞれの海港、空港の中には非常に大量に食品が入つてくるもの、あるいは特殊なものだけ入つてくるもの、あるいは飛行機だけで運んでくるものといつたようないろいろな種類があるのは事実でございます。私どもはそれぞれの海港、空港の輸入件数とか規模に応じてこれからもできるだけ人員あるいは施設設備等を充実するべく努力してまいりたい、このように思つておるところでございまして。

○菅野久光君 できるだけでなくて、どうしても私はやつてもらいたいのですよ。できるだけなんということになればいつやつてもらえるかわからない。いつやるかわからない。だから、もつと現場の實際に仕事をしている人たちが、その人たちの意見というものを聞いて、そして、仕事のしやすいような状況にしてあげるといふことが大事なことで、だといふふうに思ふんです。我が国も防衛は専守防衛でなければだめだと思ふ。そうですね。水際防衛といふも言われますね。国内に入つてしまつたらだめなものですから。そういう体制が極めてないといふことです。

しかも、もういつも私も新聞見て、何か日本の厚生省から外国に、どこその産のものにはこういう危険な農薬あるいは食品添加物あるいはホルモンなどが使われていますよというふうな連絡を他国にしたといふことを私は見たことがないのですけれども、そういうことというのは今まであります。

○政府委員(目黒克己君) これまで私もそのようなものは承知してないのでございまして。

○菅野久光君 そうですね。日本が発見して他国に連絡したといふことを私も新聞で見たことがあ

りません。日本の国、僕は技術でも何でもすぐれていると思うのです。ですから、人員がいて、そして機器がきちっと整備されていれば私はその点はやれるのじゃないかというふうに思っています。もう後手後手と言え、そういう食品の安全というものについての厚生省の取り組みといえますか考え方が非常に甘いのではないかとこのように思うのです。

例えば、昨年のチリ産のブドウの問題についてもアメリカの食品医薬品局で三月二日にチリの現地の大使館で連絡を受け取った。そして三月七日には厚生省に外務省から連絡が来た。しかし、その時点では匿名の電話だということからおかしく何かしやないかということでも余り取り合おうとしなかった。しかし、アメリカの食品医薬品局の検査の結果、シアンが入っていたということが十四日にわかって、それから対応ということになった。また、八八年のオーストラリア産の抗生物質汚染牛肉のときも非常に対応が遅くて、もう既に一部が市場に出回ってしまったというようなこともあった。ですから、こういう問題について非常に鈍感といえますか、まさに対応がなくて、非常には鈍感かというふうにも思えます。

私は、農林水産委員会でも山本農林水産大臣に国務大臣としてぜひ食品衛生監視の問題、これを含めた食品安全のためにひとつ最大の努力を尽くしてもらいたい話をしましたが、今の私と局長とのやりとりを聞いていて、大臣どのようなお考えをお持ちでしょうか。できれば強い決意をひとつ述べていただきたいと思えます。

○国務大臣(津島雄二君) 国民の健康を守る、防衛するというのが厚生省の大きな役割の一つであり使命でございます。そういう私どもに対して強い叱責、そして御激励をいただきましてありがたいたと思っております。

一言野野委員にお願いを申し上げますが、現場をよくごらんになっていただいております。それと、私も現場の話を先日聞きましたけれども、現在の定員の中で担当の皆さん方は本当に一生懸命

やっております。まずその点だけをひとつ御理解をいただきます。それでも著増する輸入量に対して監視体制としては不十分ではないか、またますますふえていくからますます問題が大きくなるではないかという御指摘、私も率直に受けとめさせていただきます。

そこで、今後の体制の強化のためには、従来の延長線上でなくて少し思い切ったやり方をとっていただかなければならないと私も今感じているところがございます。食品の監視体制全体を見直すというところをこれから検討してまいりたいと思っております。

○野野久光君 見直してしっかりやっていきたいという大臣の決意をお聞きいたしましたので、私も少し安心しておりますが、なおこれから引き続きこの問題については重要な関心を払っていきいたいというふうに思っております。

いろいろな問題がありますけれども、今後の問題として表示の問題なんかもあります。これは、例えばアメリカでできた小麦を韓国に持っていくって、韓国でお菓子にして日本に輸入すれば、原産国は韓国ということだけしか記入されないわけですね。そういうようなことでは本場の原産国ということにならないのではないかとこのように思うのです。原産国、加工国も併記できるようにするとか、あるいは製造年月日の問題とか、使われている食品添加物あるいは外国語の正確な翻訳をやるだとか、そういう表示のことなどもまだ十分になっておりませんし、先ほども一部申し上げましたが、検査基準、使用基準、残留農薬基準などを早急に設定をしていただかなければならないというふうに思っています。

それから、食品輸入に対する関係行政機関の連携強化なども必要だと思うのです。農林水産省やあるいは運輸省、労働省、通産省、そして港湾管理の自治体なども十分この問題については連絡をしないかなければならないと思えます。それから、先ほど申し上げました庁舎の問題、これはぜひ考えていただきたいというふうに思っていますし、

検査機器の充実、これも必要なものは金がかかった方がいいじゃないですか。そのことで国民はだれも怒る人はいません。途中であつたらこういうことこそ補正予算の中にびしっと盛って私はやっていくべきだというふうに思っています。そして、食品衛生監視員の増員の問題も、これもなってますが仕事に従事するというのは大変だというふうに思っていますけれども、ぜひこういうことも考えていただきたいと思っています。

とりわけ、これからは輸送の問題が、輸送が近代化されて、あの大きなコンテナの中に入ってきたら、もうコンテナのお話を聞きますと、コンテナのどこを、ちよつと何というんですか、すぐ取れるところだけはいいものをに入れて、中の方はちよつとまあというふうなこともあろうな感じがします。中にはです。私は全部だとは思いません。しかし、あれを全部取り出して中の方を見ただけでも大変な手数になります。そういうふうなうなものについてどうするか。あるいは国際宅急便ですね、個人で輸入する場合に一切検査の対象にならないというふうに聞いておりますが、そういうふうな輸送技術が進歩したことからくる問題点にどう対応するかというふうな問題などもあろうというふうに思っています。

これらの問題に、ひとつ積極的に取り組んで、来年度の予算は、ことしの予算二つ合わせて六億七千四百万というところですけれども、これがもっと飛躍的に増大されて、本場に厚生省、本気で取り組んだというふうな結果が得られることを期待して私の質問を終わりたいと思っています。

○委員長(浜本万三君) 以上で、厚生省所管及び環境衛生金融公庫に対する質疑は終了いたしました。

○委員長(浜本万三君) 次に、平成二年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算、労働省所管を議題といたします。

予算の説明につきましては、労働大臣から既に

聴取しておりますので、これより直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○糸久八重子君 私は、派遣労働者問題についてお尋ねをしたいと思います。

労働者派遣法は、一九八九年七月に附則第四項に規定いたしました施行後三年目の見直し時期を迎えたところでございます。その見直しをめぐる諸問題について、きょうはお伺いをしたいと思います。

この三年間に人材派遣業は、OA化とかFA化といった技術革新の急速な進展、それから終身雇用にとどまらない労働者の増加、さらに人手不足の深刻化といった社会経済的変化を背景として、非常に急成長を遂げておられるところでございます。そこで、派遣事業の許可、それから届け出受理の事業所数がどのくらいになっておられるのか。それから、業界全体の売上高というのはいくらくらいになっているのか。それから、派遣事業で働いた労働者数は大体推計でどのくらいなのかという数字をまず教えていただきたいと思っています。

○政府委員(清水博雄君) 平成二年六月一日現在で許可を受け、あるいは届け出をした事業所数は、一般労働者派遣事業千九百八事業所、特定労働者派遣事業八千五百九十四事業所、合計いたしまして一万五百二十二事業所となっております。

全体の売上高は、昭和六十三年の事業報告の集計結果によりますと、年間総額で五千八百億円でございます。

また、派遣労働者数は、同じ事業報告による常用の派遣労働者と登録者の合計数で見ますと、昭和六十一年度が約十四万五千人、昭和六十二年度が二十六万八千人、昭和六十三年度が三十一万五千人となっております。

○糸久八重子君 本場に年々相当な勢いで急成長しているということがよくわかりましたが、適用対象業務十六のうち、事業所数の多いものというのはたくさん派遣労働者が働いている事業所というところになるわけですが、大体、例えば一般の

場合と特定の場合、こういうものが多いのではありませんか。

○説明員(戸利和君) 実には、許可あるいは届け出を受理いたしますときに、その事業所から事業計画を提出していただいているわけですから、それによりまして、一般労働者派遣事業、これは登録型を主とする派遣事業でございますけれども、これは政令の二号でございますが、事務用機器の操作の關係、これが先ほどの千九百八事業所のうち千五百四十七事業所、八割をちよつと超えております。それから、そのほか多いのが五号のファイリング、それから七号の財務処理、大体こういった事務処理關係の業務が多くなっております。

それから、常用労働者のみの派遣をいたしております特定労働者派遣事業でございますが、これは一番多いのが一号の情報処理關係の業務でございます。これが八千五百九十四件のうち五千五百六件、六四％ほどを占めております。それから、そのほか多いのが二号、これは事務用機器操作でございますが、それから一号の二、これは機械設計關係でございますが、そういったところが多くなっております。

○糸久八重子君 労働省は、派遣労働者に関する労働条件管理等の状況調査というのを四月の二十七日に発表していらつしやいますね。本調査の結果をどのように分析していらつしやいますか。

○政府委員(野崎和昭君) 御指摘の調査は、派遣法の見直しに合わせまして、派遣労働者の労働条件管理等の実態を把握するために、派遣元千八百五十一事業場、それから派遣先二千六百十四事業場、合計四千四百六十五事業場について調査を行ったものでございますが、その結果から見ますと、派遣労働者について、労働基準法等の適用關係について、現行制度を変更すべき必要はないと考えておりますが、制度の運用面におきましては、まず派遣元につきましては、労働契約締結に際して賃金についての書面による明示が十分にないといふ、あるいは衛生管理者の選任、衛生委員

会の設置等の安全衛生管理体制が整備されていない、一般健康診断やVDT作業にかかる健康診断等が実施されていない、就業規則について未作成のものや周知が十分行われていない等の点が見られました。また、派遣先につきましては、三六協定の範囲を超えて時間外労働を行わせているものがある等の問題がございました。

このため、労働基準局といたしましては、法制度の一層の周知徹底を図るとともに、労働基準法、労働安全衛生法等の遵守の徹底等について監督指導に努めてまいりたいと考えております。

○糸久八重子君 確かに私が見る限りでも、今おっしゃられたとおり派遣労働者に関する労働条件をめぐってさまざまな問題点が浮き彫りになっております。今おっしゃいましたとおり、特に雇用時の健康診断を実施していないというのが登録型の事業場で四八・二％もある。約半数がそういうことをしていないということなんです。それから、作業内容変更時の安全衛生教育をしていないというのも五一・三％と半分以上ある。それから、VDTの健康診断について通達によって実施が必要な事業場で実施されていない、これが登録型も非登録型の事業場も七〇％を超えているという状況であります。私もこれを見て非常にびっくりしたわけですが、今非常に通り一遍の答えをなさつたわけですが、これらの問題について労働省は具体的にどうしようとしていらつしやるのか、もう一度お伺いをさせていただきます。

○政府委員(野崎和昭君) 御指摘のとおり一般の健康診断、これは法律で義務づけられているわけでございますけれども、それにつきましても雇入れ時で二六・七％、それから定期の健康診断で九・五％の事業場が実施していないということがございます。また、VDT健康診断については、行政指導で実施を指導しているんですが、七二・一％が実施していないというような事情がございますので、こういった点につきましては、今後とも重点的に監督指導に努めてまいりたいというふうに考える次第でございます。

○糸久八重子君 重点的な監督指導、例えば通達を強めるとかそういうことですか。重点的な監督指導というのは具体的にはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(野崎和昭君) 私どもでは毎年監督指導に当たりまして重点的な業種、職種等を決めまして、そういったところを重点に監督指導をいたすわけでございまして、そういう重点の事業場と申しますか職種と申しますかというものを、この派遣労働者の労働条件の確保の問題を取り上げてまいりたいという趣旨でございます。

○糸久八重子君 特に登録型の派遣労働者に多くの問題が生じていることが労働組合のアンケートとか、それから派遣労働者の悩み一〇番等からうかがわれるのです。派遣先があるときだけ派遣元と雇用關係が生ずる登録型派遣労働者というのは極めて不安定で無権利状況に置かれているという実態が私どもの調査でも明らかになっております。例えば派遣先の正社員の気に入らないというだけで派遣元から仕事をやれんと言われた、つまり解雇とか更新拒絶されたとかいう、そういう雇用不安が非常に多く寄せられているわけですね。

日本事務処理サービス協会を事務局とした労働省の派遣事業研究会の一般労働者派遣事業の実態調査というのがございまして、それを拝見いたしますと、ほとんど切れ目なく働いている者が六〇％、それから年間を通じて切れ目なく働き続けたいとする者が六三・五％、それから一週間の勤務日数五日が一番多い、それから一日の所定拘束勤務時間は大体七時間から八時間が多い、それから残業は五〇％の者が時々ある、そのように報告をしておりますが、好きな時間働けるという登録型のキャッチフレーズはこの事実と反しているんじゃないんですか。その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(清水傳雄君) 確かに登録型の派遣労働者は、好きなときに働けるといいますか、そういう基本的な就業ニーズに見合った業務の形態という性格のものであるわけですが、現実

に派遣契約に基づきまして雇用され、就業していくというふうな場合に、根っこの派遣契約そのものに依拠して働いていくというケースも御指摘のように多く、かなりの比重を占めているのではないかとこのように思われます。

もちろん、これは雇用契約をもととしてそういう就労の場に入っていくわけでございまして、そういう事柄の結果として出てくることではあるのかと思いますが、この登録型の派遣制度そのものの基本的な性格というのは、そうした労働者のニーズにも合った形態ということはあるであらうというふうに思っております。

○糸久八重子君 やはり登録型の派遣労働者というのは、今の御答弁もちよつとはつきりしなかつたんですが、非常に問題があると思うのです。もう一つあるんですね。フルタイムで期間の切れ目なく勤務しているから、健康保険や厚生年金や雇用保険にも加入して安定して働きたいと派遣元に申し出たところが、そんなこと言ふんら仕事はやらない、そう言われたと言ふんですね。こういう派遣労働者に対する労災保険とか雇用保険とか社会保険の適用状況というのは一体どのようなになっているのでしょうか。

○政府委員(清水傳雄君) まず、雇用保険の關係でございますが、派遣労働者に対する適用は、基本的な考え方といたしまして、従来から反復継続して派遣就業をする方々に対しては雇用保険を適用することといたしております。もちろん、一定の要件というふうな取り扱いの基準を明確にしつつそのような形を行つておるわけでございます。登録型派遣労働者で雇用保険の被保険者となっている人たちの数は、私どもの集計によりまして平成元年度末現在で約四万二千人ということでございます。登録型という業務の性格上、短時間労働もございましてあるいは間断的な業務もある。それから、登録労働者御本人の意識面におきまして、自己負担が伴う形の保険の適用ということについてかなり消極的な方々もおおいでになるというところもございまして。

しかし、それは申ししても、雇用の安定、身分の安定ということのために得る限り雇用保険の適用というものが適正に行われていくということが非常に重要なことでございますので、こうした形では登録型の派遣労働者の場合でも雇用保険が適用になるんだと、こうした要件、条件というものを事業主に對してさらに徹底を図りまして、雇用の安定ということへ向けての努力をいたしてまいりたいと思っております。また事業主団体の方におきまして、こうした雇用状況の中でございまして、いわゆる登録型の労働者そのものをスタッフとして、要員として確保していくということも非常に大きな課題になるわけでございまして、そうした方向へ向けてできる限りの、事業主団体自身も研究をして適用促進に努める、そういう姿勢を持っておるところでございまして、そういう方向へ向けて指導をさらに積極的に行いたしてまいりたいと思っております。

なお、労災保険につきましても、労働基準法の労働者である限り適用があるわけでございまして、以上でございまして。

○糸久八重子君 労働保険とか社会保険の適用要件については、派遣労働者の就業実態に即したものと異なるようにやはり見直していかなければいけないんじゃないかなと思うんですが、一定以上の登録とか就業期間のある派遣労働者に社会保険の適用を義務づけるということは考えられませんか。

○政府委員(清水博雄君) こうした保険の適用につきましては、もちろんその保険制度の持つております本来の姿というふうなものに合った形の業務に對して適正に適用を行っていくということが本旨であらうかと思ひます。そしてまた、そうしたものに合っている以上は、いろんな難しい面があったにいたしましても、できる限り適用を図っていくということではなれないと思ひうわけでございまして。

この業務の形態というのが、先ほど申し上げましたように、労働時間や雇用期間が通常の労働者に比べて短い方々もかなりおられるわけでござ

います。断続的に就労をする場合も多いわけでございまして。そうした非常に難しい中をできる限り適用の形に合ったような形で要件設定をして、そうしたものに事業主自身もよく研究をして適用というふうな形に乘れるような、そういう方向に指導をして適用拡大というふうなものを図っていくということが保険制度そのものの運用という面からいましてとるべき形であらう、このように思っております。

○糸久八重子君 こういう問題は理論だけでなく、現実には推し進めていかなければいけないのではないかと思ひます。

現行法四九条一項は、派遣適用対象業務を専門性、それから特別の雇用の管理の必要のある業務と規定して、十六業種が指定されておりますが、この中にこの二つに該当するかどうか疑問のあるものがございます。それは、ファイリング業務と称して、一般事務が派遣労働に置きかえられつつあるというところなんです。例えば銀行に派遣されている労働者から、一日に電話番ばかりさせられて、百本も電話の対応をさせられたとかいう事例がありまして、この状況は今金融業界とか商社ではすさまじい勢いで進行しておるようです。常用雇用を派遣で代替するということは禁止するという国会の附帯決議は尊重されるべきでありますし、それから専門分野に限って派遣を認めた趣旨を厳守させなければならぬと思ひますが、この部分は労働省はどう指導していられしやるんですか。

○政府委員(清水博雄君) ファイリングの業務につきましては、これは単純労働というものでは決して本来ございませぬ。本来総合的、系統的な分類基準に従ひまして文書等の整理、保管を行うという、そうした専門的な業務であるべきはずでございまして。

御指摘のように、実際にこれを拡大して解釈をして単純に文書を仕分けするというふうな、そうした業務に就業させているという事例が少なからず見られる。これはもう私どももいたしまして、問題として十分に認識をいたしておるわけでござ

いますし、また、本来の業務の範囲を超えた業務の処理を行わせているということ自体も問題であるというふうな思ひしております。このことにつきましては、派遣事業小委員会の報告書におきましても指摘がなされております。

私どももいたしましては、業務内容を定める政令を改めると同時に、業務の範囲をより明確にするための解釈基準を各方面に示して適正な処理がなされるように改善を行つてまいりたいと、このように考えております。

○糸久八重子君 派遣の原型であります労働者供給事業、これは労働者保護に反する多くの側面を持つていたわけですね。中でも中間搾取であることから禁止をされてきたわけですが、派遣法の中には中間搾取を規制する規定が設けられていないわけですね。そのためにコンピュータの職場のなすが、派遣先で払った金額の四分の一しか賃金として受け取っていないという例も聞いております。もっともこれは二重派遣だったそうですけれども。

そこで、これらの問題解決のために派遣料の明示とかピンはね制限事項というものは考えられなもののなかでしょうか。

○政府委員(清水博雄君) 労働者派遣法におきましては、派遣労働者の就業条件を明確化いたしました。就業条件をめぐるとラブル防止のために一定の就業条件の内容をあらかじめ派遣労働者に明示するということは義務づけておるわけでござい

ます。ただ、今のお尋ねはいわゆる派遣料金というものと、それから労働者に支払われる賃金の関係の問題であらうかと思ひうわけでございまして、その差がこれがピンはねであるという性格のものではないというふうな思ひうわけでございまして。派遣料金そのものは労働者派遣というサービスに対する対価という性格を持つものでございまして、一方、派遣労働者の賃金は派遣元と派遣労働者間で決定をされる、いずれも独自の立場からの市場原理に基づいて決定をされるわけでございまして。そう

いった意味で両者直接の因果関係があるというのではないということになるわけでございまして、そうした派遣料金そのものを一種の取引上の情報というふうなたいのものを派遣労働者に明示をするということを法律で強制をするということとは、先ほど申し上げました就業条件の明示とないまじない形のものじゃないか、このように存じます。

派遣料金そのものにつきましては、これはいろいろ要素が中に入り得るものでございまして、社会保険等の福利厚生もございまして、派遣労働者を教育訓練をする、能力開発を行つていく、そういうコストもございまして、あるいはまた、例えば広告掲載等を含めました派遣労働者募集そのものに対するコストもございまして、また、派遣労働者そのものの雇用の管理についてのコストもある。そういう諸要因によって派遣料金というものは成り立つておる性格のものであらうというふうな思ひます。この問題につきましては、労働者派遣事業小委員会におきましての制度見直しの過程でも議論がなされたところでございまして、そうした状況の中で派遣労働者の賃金その他の労働条件の維持、向上ということも重要なことでござい

ます。したがいまして、派遣料金とそれから派遣労働者の賃金水準につきまして、定期的に調査をいたしまして、これを公表していく、こうした措置をとることが適当であらうと、小委員会の結論としてはそういうふうになっていくところでござい

ます。○糸久八重子君 マージン率そのものを法的に規制することは無理としても、いろいろと今おっしゃられたように確かにいろいろな要件が必要があるわけなんですけれども、しかし、派遣労働者への手数料の通知を義務づけすればラブルの発生はかなりの程度は未然に防げるのじゃないかと思ひますし、悪質な業者もかなりいると思ひますので、そういう業者を淘汰することができるとはなれないかなとも考えるんですが、その辺の

ろはいかがでしょうか。

○政府委員(清水傳雄君) 今御提案いただきまし
た手数料というものが派遣料金と派遣賃金との関
係の中でどういう位置づけを持つのか、あるいは
派遣料金とそれから労働者の賃金との差に相当す
るものであるのか、御指摘の意味が仮にそうだと
いうふうに理解をいたしました。ただいま私が
申し上げましたようなことになろうかと思うわけ
でございます。御指摘のような趣旨というふう
なものをできるだけ現実の運用の中で反映させ
いく方法といたしまして、先ほど申し上げました
ように派遣料金と賃金水準、これがどういふう
な形で現実一般的に行われているか、こうした
レベルの問題を私どもといたしまして定期的に調
査をいたしまして、それを公表するということ
によって、派遣労働者そのものが派遣事業者と契約
をする場合に、自分たちの業種のこういった賃金
については大体相場はこういうものだな、こうし
たことが明らかになるような措置をとってまいり
たい、こういうことでございます。

○糸久八重子君 高齢化社会への移行に伴いまし
て老人介護の問題が非常に深刻化しているわけ
で、きょうも同僚議員から厚生関係の質問の中
でたくさんこの問題が出ました。八七年の春に介護
福祉法が成立をいたしました。そしてその中で
介護福祉士は、専門的知識及び技術を持って、身
体上または精神上の障害などで日常生活に支障の
ある人たち、この人たちに對して入浴、排せつ、食
事などの介護とその指導が仕事とされているわけ
です。

介護福祉士の分野は厚生省なんですけれども、
そうなりますと、この介護福祉士という方たちは
専門的知識を持っていらっしゃるわけですから、
そういうことを考えますと現行法四一条一項の専門
性ということに該当する。そうしますと、在宅介
護業務というのを派遣対象業務にすることに
ついて、労働省はどういう御見解をお持ちなの
でしょうか。

○政府委員(清水傳雄君) 御指摘の高齢化の中

老人介護ニーズが非常に高まる、またその中身も
多様化する、このように考えております。そうし
たものに対応できる介護労働力の需給システムの
整備ということには非常に重要なことである。介護
労働力の養成、確保と並びまして、こうしたシス
テムの一つとして労働者派遣の対象業務に在宅介
護業務を加えることが適当である、私どもとして
はそういう考え方を持っているわけでございま
す。

また、最近増加をしつつございます民間の在宅
介護サービス業者の実態を見ますと、いわゆる派
遣形態に相当するようなものが見受けられ
るのじゃないかというふうにも見られるわけでござ
います。また介護を必要とする老人の方の症
状でございますとか、家族の事情によりましては、
そうした方々の指揮、命令に基づいてニーズにこ
たえたお世話をしていく、こうした派遣形態が適
当な場合も多いのじゃないか、このようにも思
うわけでございまして、また労働者という立場から
見ましても、いわゆる職業紹介形式によるという
形よりも派遣法の適用対象にいくという形の
方が能力アップなりあるいは保護というふうな面
も図りやすいというふうに思っています。

例えて申し上げますならば、現在の民営の看護
婦さんの場合、いわゆる雇用保険とかそういったも
のについての適用は非常に難しいわけでございま
すが、こうした派遣業務にする方がそういったこと
を適用することが可能になる、こういったことも
ございます。この問題につきましては、小委員会
におきましても、見直しの過程におきまして適用
対象に加えるべきじゃないか、こうした強い御意
見もあつたわけでございますが、ただ検討すべき
事項がかなり多岐にわたりました、小委員会での
結論を得るには至っておりませんが、引き続き大
きな課題として小委員会でも検討を進める、こうい
うことといたしておるわけでございまして、その
御意見も伺いながら私どもといたしましても対応
をいたしてまいりたい、このように思っております。

○糸久八重子君 制度の見直しを検討した中職審
の小委員会ですが、そこでは大きな摩擦もなく定
着をしたとして、現時点においては現行制度の法
的枠組みを要するべき状況にないという報告を出
しております。この報告を審議会に出して審議
会待ちというふうな対応を恐らく労働省はするん
じゃないかと思うのですが、制度発足以来今まで
ほんの一部の部分を出したけれども、やっぱり
かなりの問題点があるわけですが、労働者派遣
法の見直しの基本的な立場に立つて大臣の御見解
をお伺いして終わりにしたいと思います。

○国務大臣(塚原俊平君) ただいま先生御指摘の
ように、労働者の派遣事業制度の見直しにつ
きましては、昨年末、中央職業安定審議会の小委員
会で御検討いただきまして、この三月に検討結果が
取りまとめられました。この小委員会の報告では、
やはりこれも御指摘いただきましたように、新し
い需給システムとしては比較的定着をさせている、
現時点においては現行制度の法的枠組みを要する
必要は認められず、むしろたゞいま答弁いたし
ましたように、法の趣旨が生かされるように制度
の運用の改善を図ることが重要であるとされまし
て、具体的な方策が提言をされました。私どもと
いたしましては、小委員会の報告に沿ひまして、
事業の適正な運営の確保や派遣労働者の雇用の安
定、福祉の増進を図るためにまず制度の運用を改
善いたしまして、その円滑な実施に努めてまいり
たいと思ひますが、本日の先生の御指摘等も十分
に肝に銘じながら進めてまいりたいというふう
に考えております。

○糸久八重子君 ありがとうございます。
○清水嘉子君 私はまず労働者の労働災害の防
止問題についてお伺いしたいと思います。
五月二十六日に東京の板橋におきまして第一化
成工業が過酸化ベンゾイルの詰めか作業中に爆
発事故を起こしました。そして二十六人の死傷者
を出すという大惨事を起こしたわけでございま
す。

私もあの近くの地図をいささか知っているので

ございすけれども、確にかつては工場地帯で
あつたというふうに思ひますけれども、今はもう
一般住宅がたくさんあるところとございまして、
いわゆる都市の過密化の中で起きた災害というこ
とで、大変人々に大きな不安を与えたというふう
に思ひます。

報道によりますと、まだまだいろいろな法令違
反が出てきているようでございます。過去にも数
回小規模な事故を起こしているというところでござ
いますけれども、労働者の安全管理上非常に問題
があつたのではないかとこのように思ひまして、こ
の事件に對しましてどのように対応していらっしゃるの
か、その辺をお伺いしたいと思います。

○政府委員(野崎和昭君) 御指摘の五月二十六日
の東京都板橋区の第一化成工業の爆発火災に関し
ましては、御指摘のとおり労働者の方々が八名が死
亡いたしました、十八名が重軽傷を負うという重
大災害になりましたことはまことに遺憾に思ひ
ております。

〔委員長退席、理事糸久八重子君着席〕

労働省といたしましては、災害発生後直ちに東
京労働基準局に災害対策本部を設置すると同時に
に、労働本省に特別調査団を設置しまして、現在
災害原因の調査、再発防止対策の検討を行つて
いるところでございます。また、当面の対策といた
しまして、同種災害の防止のために過酸化ベンゾ
イルの製造事業場、第一化成を含めて全国に六事
業場あるというふうな把握をしておりますが、これ
に對しましては、緊急に監督指導を実施すると
もに、関係の団体を通じて過酸化ベンゾイル
の使用事業場につきましても安全衛生管理状況に
ついて総点検の実施を要請したところでございま
す。

監督の過去の実施状況でございますが、第一化
成工業に對しましては、所轄の池袋労働基準監督
署において過去十年間に八回監督指導を実施して
おります。最近では本年の三月七日に同社工場内
で粗製過酸化ベンゾイルが水洗いの不足により原

料の苛性ソーダと反応して爆発し、建物の一部を破損するという事故が発生いたしましたので、翌日監督指導を実施し、同種災害の再発防止のために粗製過酸化ベンゾイルの水洗いを徹底する等の指導を行ったところでございます。

今回の事故の原因につきましては、現在特別調査団を中心に鋭意調査中でございますけれども、その結果労働安全衛生法違反等の事実が判明すれば厳正に対処したいと思っておりますところでございます。

○清水嘉子君 これまでも何度かチェックをされてたということでございますけれども、それでもついにこうした大きな事故が起きてしまったということは大変残念なことだと思っております。この事件の詳細につきましては、労働省におきましても、また警視庁ですとか、消防庁におきましても取り調べ中というふうに伺っておりますので、深くは伺うことができないと思っておりますけれども、労働者の職場の安全を守るという立場だけでなく、やはり地域の住民の方の健康を守るという立場からも、安全を守るという立場からも、危険物を取り扱っている企業が義務として安全管理に対する万全の措置をする、あるいはそこにお金を投資するのは当然のことだと思っておりますので、原因がわかりましてから十分な行政指導をお願いしたいというふうに思いますし、また今おっしゃいました同種企業に対しまして安全総点検等またよろしく願いたいと思います。またさらに、犠牲になられた方々の災害補償の問題も残っていると思っておりますので、この辺につきましても、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから次でございますが、けさの新聞で労災により死者が昨年同期に比べてふえているというふうな情報が伝えられております。この問題につきましても、もう少し詳しくお教えいただきたいというふうに思います。

○政府委員(野崎和昭君) 労働災害による死亡者でございますが、過去昭和四十年代前半におきましては年間六千人台の死亡災害が発生してたのでございますけれども、四十年代の後半から幸い減少に転じまして、現在まで基本的には減少傾向で二千八百人台にまで下がってきているわけでございます。しかしながら、昭和六十二年にわずかに増加するとともに、昭和六十三年には対前年比八・八%というかつてない大幅な増加、かつ二年連続の増加ということになりました。このため、平成元年に労働大臣にお願いいたしました本部長になつていただきました労働災害防止緊急対策を実施して対策の徹底を行ったわけでございます。その結果、幸いにも平成元年につきましては死亡者は二千四百九十九人でありまして、前年に比して百三十人、五・一%の減というところで、二年連続の増加に歯どめをかけることができたわけでございます。

過去の傾向を見てみますと、死亡災害というのは景気の動向に非常に左右されまして、それと基本的には並行関係にあるというふうに言わざるを得ないと思っておりますけれども、景気がよくなれば死亡災害がふえるということでは安全対策の存在意義がございせんので、そういう景気のよくなつたときこそ安全対策に力を入れて死亡災害をふやさないようにしよう、そういうかけ声でこれまでやってまいつたんでございますが、今先生から御指摘ございましたように、平成二年に入りまして死亡災害が再び増加傾向を示すようになりまして、一月から四月における死亡者は七百三十五人でございまして、前年の同期に比較しますと七十一人、一〇・七%の増加という大変憂慮すべき状況になっております。内容的には建設業と交通事故によるものが多発している現状でございます。

したがって、労働省といたしましては、建設業、交通事故による死亡災害の防止を最重点に、何としてもことしにつくましても、前年よりも死亡災害をふやすことにならないように全力を挙げて努力してまいりたいと考えているところでございます。

○清水嘉子君 今御指摘のように、建設業では

景気の動向によって非常に死亡者がふえているというふうなことがこの記事にも書いてございまして、出来高が五十兆円前後であった昭和六十年、六十一年の死者が年間九百人台だったけれども、七十兆円前後になった一昨年には千人を超えたというふうなことで、人手不足から現場の監督者が足りない、それが事故の原因じゃないだろうかというふうなことが書いてございまして、建設業が常にはほかの業種に比べて災害が多い、特に死亡災害が非常に多いということでございますけれども、この業界のこれから公共事業、ますます人手が不足してまいらざるを得ないと思っております。またさらに、こうなりまして高齢者が入ってくる、あるいは未熟な労働者が災害に遭うという機会も多いのではないかと、このことが大変心配されますが、建設業におきまして労働災害の防止対策を労働省でやっておられるというふうな何とてお思いますけれども、この点につきましてお伺いしたいと思います。

○政府委員(野崎和昭君) 御指摘のとおり、建設業は死亡災害の四割を一業種で占めておりまして、その原因につきましてはいろいろとあるものでございまして、やはり一つには高所作業、高いところの仕事とか、その他要するに危険な作業が多いということが一つかと思っております。もう一つは、先生よく御承知のとおり、建設業は重層下請で仕事をやりまして、下請業者が大勢入つていまして、さらに専門工事業者も工事の進捗状況に応じていろいろな業者が入るというところで、そういった混在作業が多いことも大きな原因であるというふうに思っております。

したがって、労働省といたしましては、まず危険作業が多いという点につきましては、工事用機械設備の安全の確保、あるいは安全な作業の仕方の徹底、あるいは危険な作業につきましましては作業主任者を置くようにさせまして、そういった関係法令を整備して、その遵守の徹底を図つていくところでございます。また、いろいろな労働者が混在をして災害がふえるという点につきましましては、元請が中心となりまして下請と一体になって

安全管理をすることが重要でございますので、元請の事業者の下請も含めた協議組織を設置すること、あるいは元請が作業場所を遵守すること等の義務を元請業者に義務づけているところでございます。

なお、いずれにせよことしに入りましてから建設業の死亡災害が非常に増加しておりますので、労働省といたしましては、七月が全国安全週間でございますが、その準備期間でございます六月に、労働大臣にもお願いいたしました建設業界の首脳に直接自主的な安全活動の強化を要請していただくことを予定するとともに、全国一斉監督を実施する等あらゆる対策を講じて、何としてもこの死亡災害の増加に歯どめをかけたというふうに思っているところでございます。

○清水嘉子君 この労働災害を規模別に見てみますと、やはり中小企業が非常に災害の発生率が多い。百人未満の事業所で全体の八〇%が起きているというふうなことを見ますと、中小企業対策というのがどうしても必要なんではないかというふうに思いますけれども、この辺につきましましてはいかがでございますでしょうか。

○政府委員(野崎和昭君) 御指摘のとおり、労働災害防止につきましては、建設業と中小企業が二大対策の重点といたしてよいかと思っております。

中小企業で災害が多い原因を分析してみますと、やはり経営基盤の弱さとか人材がいないうことで、一つには安全管理体制が十分にできていないというところ、もう一つは設備、機械の安全水準一つをとってみても不十分であるということ、そういったことが大きな原因になっていると思っております。したがって、安全衛生管理体制の整備につきましては、昭和六十三年に労働安全衛生法を改正いたしまして、安全管理者の設置が義務づけられていない十人以上五十人未満の小規模事業場につきましても安全衛生推進者を選任するように義務づけたところでございます。そして、平成二年度予算におきまして、その安全衛生推進者になっていただく方を養成する意味で大企業の

安全担当者を定年退職された方に必要な研修等を行いまして、そういう方に中小企業の安全衛生推進者として働いていただくというシニア・セーフティ・リーダーと言っておりますが、そういう制度の予算も平成二年度予算に組み込んでいただいております。

一方、設備等がどうしてもなかなか安全化できないという点につきましては、労働安全衛生融資制度とかあるいは中小企業共同安全衛生事業助成制度と言っておりますが、共同でいろいろな安全衛生事業を行うものに対する助成とか、そういった財政的な援助もいろいろと講じているところでございます。

○清水嘉与子君 労働省のお出しになっていらっしゃる資料を拝見いたしますと、かなりいろいろなことを幅広くやっておりますしやるなというふうに見えんわけなんですけれども、今ちょっとお触れにならなかつたんでしょか、中小企業の事業所に対して死亡災害等のそういう事故を起こしたところで「自らの確な再発防止対策を立てる」とことが困難と認められる中小規模事業場等に対し、国の費用負担により企業外の専門家による労働災害防止に係る安全診断を実施する」というようなことが、これは局長の通達でございましょうか、出されているようでございますけれども、この「企業以外の専門家」というのはどういう方でございましょうか。

○説明員(草刈隆君) 一定の試験と経験のもとに大臣が認可した安全コンサルタントと称せられる方々でございまして、労働安全コンサルタントと労働衛生コンサルタントがございまして、委員御指摘の場合は安全コンサルタント等を活用した労働災害防止特別安全診断事業のことだと思っております。

○清水嘉与子君 私も安全コンサルタントがどういう活躍をしているのかということと直接には知らなかつたわけですが、今ここでそういう制度があることを伺ったわけですが、これで拝見しますと、要するに「死亡災害等の重篤な災害

が発生」して、そして「自らの確な再発防止対策」ができないところというふうに書いてあるんですが、こういう事故を起こしてみずから再発防止対策が立てられないようなところに、そういう例えは危険物を扱わせておいていいのかなという気さえたしますし、むしろ先ほどの例ではございませぬけれども、何度か問題を起してチェックされているようなところにこそ、そういう事故が起る前にこそこういう方々を活用する方がもっと有効なんじゃないだろうかというふうにも私も伺いながら思った次第でございまして。これは御参考までに、もう時間もありませんので、結構でございます。

それから最後でございしますが、今労働災害防止のためにいろいろな職種の方々が、労働安全法を見ますとたくさんの方々がここにかかわっておりますし、安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者、いろいろな方々がいらつしやるわけでございまして。何といたしてもこの方々が本意に意識を持って安全衛生、安全管理を推進しなければならぬわけでございまして、この方々の教育と年度の法改正におきましても、この方々の教育といたことを非常に重視してらつしやると思うのですけれども、その辺はどんなふうに進めていらつしやるのか、お伺いしたいと思います。

○説明員(草刈隆君) 労働災害防止のためには、委員御指摘のとおり、企業の中で事前に作業全体が安全また健康に、有害なものとならないようなことをする仕組みが必要でございまして。そういう意味で、機械設備の安全化を進める一方、それを扱う方々に対する安全衛生教育の適切な実施が不可欠でございまして、雇入れ時の教育や危険有害作業にかかわる特別教育などを義務づけております。また、そういう作業を管理する安全管理者に対する必要な教育を行っておりますが、それこそ技術革新の進展あるいは社会情勢の変化がございまして、そういった教育内容をより適切なものにするために新たな知識、技能を習得させ、また能力の向上を図ることとして、六十三年

五月に安全衛生法の改正を行ひまして、安全管理者等の能力向上のための教育について規定いたしました。また、平成元年五月に安全管理者等に対する能力向上教育の適切かつ有効な実施を図るための労働大臣の指針を公表しまして、この指針に基づき事業者に対して教育の実施、促進を指導しているところでございます。

また、委員御指摘のいろいろな職種のということでございますが、これは特にこれからの高齢化社会に向けて健康増進の方のマンパワーを養成しております。

○清水嘉与子君 最後に、ことしも「災害ゼロはみんなのねがい」あなたのために、家族のために」というスローガンを掲げて全国安全週間を展開するというふうになっております。これがスローガンだけに終わることなく、本当に安全管理体制の万全を期して実行されますように、ぜひお願いをしたいと思っております。この経済大国日本がやがて我が国の誇り得るべき安全管理体制をもつて開発途上国等へも、ハードの面だけではなくて、こういったソフト面におきましても援助できる、国際的に貢献できるというふうなことをやはり期待をしたいと思っておりますので、大臣、最後にこの点につきまして、一言お願いしたいと思います。

○国務大臣(塚原俊平君) 労働災害、特に死亡災害はこれは本来絶対あつてはならないものであります。本日の朝の報道等を委員御引用になりましたが、またふえているということで大変に心を痛めております。七月に全国安全週間がございしますものから、私自身も国会の中でお許しをいただける範囲でできる限り先頭に立ちまして、積極的に労働災害の防止対策というものを展開をし、各方面にお願いをしてまいりたいというふうな考えでおります。

○清水嘉与子君 ありがとうございます。○木庭健太郎君 きょう六月一日は改正入管法の施行日でございます。ただ、施行前に新聞報道随分ありましたが、みずから不法残留を申し

出る外国人が入管局に殺到するというような非常に混乱を生じております。

法務省、来ていただいておりますんで、これどう受けとめていらつしやるか。これは改正の内容が不徹底じゃないかというふうに思っておりますけれども、どうでしょうか。

○説明員(町田幸雄君) 本年の初頭から若干数がふえてまいつたわけでございますが、首都圏を管轄いたします東京入国管理局に本邦から退去強制を求めてくる外国人が若干ふえてまいりまして、その数が特に五月に入りまして急増いたしました。

確かに私もから見ますと、今度の改正法では不法就労している外国人について変わったのは基本的には罰則の関係を言いますと、いわゆる不法就労助長罪というぐあいに通称言われております七十三三条の二が新設され、つまり雇用主とかあるいはブローカー等についての罰則が加わつただけでございまして。そういうようなことで、どうしたことかという感じがちよつとあつたのは事実でございまして、しかしおいでになつていらっしゃる方々は私どもから見ますと退去をしていただくべき方々なので、ただ、その人たちに無用の混乱を起こさせないようにならるべく円滑にということを中心として作業を進めております。

ただ、私もから見ますといわば広報、今委員から御指摘がありましたように若干広報が足りなかつたのかな、もし彼らが誤解に基づいて出てきたというのであれば広報が足りなかつたのかな、そういう点については反省いたしております。

○木庭健太郎君 本当ちよつとひどかつたような気もいたします。

それで、今おつしやつた七十三条の二の問題なんですけれども、これちよつと確認させていただきたいんです。助長した場合の罰則、これは要するに、具体的には例えば、不法就労と知つて雇つていた使用者はすべて処罰されるかどうか、あとブローカーの点、もう一回確認させていただきた

そういうことから、いわゆる悪質なブローカーとかあるいは雇用主、そういったものを重点に置いて取り締まってはほしい、そういう考えを持っておるわけです。それは国会の附帯決議とも我々の方では一致いたしておりますて、それに基づきまして私どもは、罰則は我々が所管しておりますん、我々入管の職員は罰則の運用をできないわけですので、それで、管理しております警察あるいは検察庁等に対して、私どもはこういうふうな考え方をいたしておりますのでよろしく願いますというふうなことをいわば御説明したり、あるいはお願いしたりしている、そういう状況でござ

○政府委員(清水傳雄君) 現在の方針を策定いたしましたのが昭和六十三年でございます。それ以降、例えば不法就労者の関係について言いますと、下降、例えは摘発件数が昭和六十三年一万四千三百四十四件、平成元年一万六千六百八件、引き続き増加傾向があるわけでございますし、また労働力需給の関係については中小企業を中心に人手不足感が広がり、また深まってきたり、こういう状況であるわけでございます。

不法就労の急増という点につきましては、私と

○木庭健太郎君 今言われたとおりのような状況だと思ふんですけども、ただ、現実としては、外国人の労働者の問題というのは現実の方が先行しているような気がします。

もうごらんになっているでしょうけれども、中小企業の経営者災害補償事業団、KSDですね、あれが行った最近の調査を見ましたら、中小零細企業では約七割が違法と知りながら不法就労者を雇っているという結果が出ておりました。雇わな

ポイントとは三点でございまして、第一点は、この問題についてはやはり日常から事業主の方々の正しい理解と協力というふうなものが何よりも必要であり、そういうことを通じての事業主に對するいわゆる指導というふうな形をもって不法就労の防止を図っていくということが基本ではないかかというふうに考えております。日常的でないいろいろな業種団体、事業主団体あるいは個別的なそうした説明会等の場を通じて、そうしたことの理解をいただくようにやってまいっておるわけでございます。また、昨年の十一月にはその問題につきましてのキャンペーンの句間を設けまして、集

中のなキャンペン活動も行っていました。それから二点目は、不法就労問題について適正に対応をしていくということでございまして、関係当局とも十分連携をとりつつ適正な対応を図っていく、こういう姿勢でやってまいっておるわけでございます。さらに、いわゆる適法で就労される方々も含めまして、私どもの行政機関の窓口にも外国人労働者の方がおいでになる、こういうケースもあるわけでございまして、これにもまた適正に対応していかなければならない。もちろん外国人労働者でありますれば日本のいろんな国内関係の状況についても十分御承知じやない。それから、そうした面の対応の仕方という点についても、私どもの職員につきましても適正に対処していくというふうな用意が必要である。

そういう意味合いにおきまして、マニュアル的なものも配付いたしまして、それから安定機関に外国人労働者の専門官を大都市地域に配置をいたしまして、そうしたことに対応できるような体制をとるといふような三点を中心として現在まで行っております。

ちなみに、現在まで集団指導というふうな形で事業主の方々にいろいろと御説明を行ってまいりましたのも七百数十件に及んでおるところでございます。

○木庭健太郎君 もう一つ、今の制度上の問題でいつも言われるのが入国後のフォローアップ体制の問題でございます。入国の際に、入管法に定める在留資格に該当するかどうかまず審査が行われますけれども、入国してしまえば、後は資格どおりに行動しておるかどうかチェックするような仕組みが現在ございません。まずこれをきちんとすることが大事だと思うのですけれども、このフォローアップ体制についてどういうふうにお考えになつてゐるか、お聞かせください。

○政府委員(清水傳雄君) 現在の体制につきましては、基本的には入管法の施行という形で入管当局の方で担当をさせていただいておる状況であるわけでございますし、いわゆる改正前の法律に基づ

きまして就労を適法な形でしておられる方々については、一定の把握が現実に行われているというふうな私どもとしては承知をいたしております。

労働省といたしましては、いわゆるフォローアップという点につきましては、やはり労働条件等が確保されるような分野からのフォローアップということが、現在の私どもの行政の仕組みの上では任務となつてくるわけでございまして、そうした点につきましては、先ほど申しましたような基本的な通達を通じて事業主に対する周知指導を行うわけでございますが、今後におきましても、改正入管法の施行を契機といたしまして、より綿密なフォローアップが可能となりますよう安定所ごとに外国人雇用対策懇談会、事業主の方々にまいりますという懇談会の設置を進めるように指導いたしていくことにいたしております。また、法務省との関係におきましても中央、地方を通じて連絡協議会を持ちまして、情報交換を通じて対応してまいりたい、このように考えております。

○木庭健太郎君 そういうフォローアップの問題ともかかわるんですけれども、労働省がかつておっしゃつていました雇用許可制度、外国人を受け入れる際に経営者に対する雇用許可の問題なんですけれども、これはたしか検討されたと思うんですが、もう最近ニュースで出てこないものですが、断念してしまつたのかどうか伺いたいし、もしまだ検討をしていらつしやるなら内容的にどこまで煮詰めていらつしやるのか。また、もう一つは、もしやろうとするならいつごろまでにこれを導入するという目標で進められるのか、この点をお聞かせください。

○政府委員(清水傳雄君) 今の雇用許可制度という提言は昭和六十三年三月に学識経験者からお願いをいたしました外国人労働者問題研究会から提唱をされたものでございまして、ヨーロッパ諸国の労働許可制度を参考としつつ、海外からの外国人労働者を雇入れようとする事業主に對しまして、一定の要件のもとでその雇用を許可する、こ

ういう仕組みを主たる内容とするものでござい

このことによりまして、事業主による外国人労働者の雇用というふうなものが適正な形で行われることが担保される、また、外国人労働者についても適正な労働力需給調整が可能になるというふうに見ておるわけでございしますが、この制度の具体化という面につきましては、いろんな関係諸制度の整合性の問題、こういうことが一つの課題であるわけでございまして、そういう意味合いにおきまして、さらに六十三年十二月に学識経験者、労使の三者構成によりまして外国人労働者問題に関する調査検討のための懇談会というふうなものを、ある意味におけるコンセンサスづくりを図る観点からもお願いをしたわけでございますが、そこにおいてさらに引き続き検討するよう、こうした形での意見集約をされたところでござい

私も、外国人労働者の受け入れ範囲というものと、それから体制の整備というものは、ある意味においては車の両輪のような形で一体となつて進められていくべきものではないかというふうな思つておるわけでございますが、いづれにいたしましても、この六月一日に入管法の施行がなされたわけでございまして、やはりその定着というふうなことが現時点におきます大きな課題であると思つてございまして、そうした面に私どもの分野からもできる限りの御協力をいたしながら、また、そうした施行状況も見守りながら、先ほど申し上げました中期的な問題というふうなものも踏まえつつ、さきに提言がありましたように引き続き検討という意見集約がなされていることを受けまして、さらに検討を進めてまいり、こういうふうな考え方でございます。

○木庭健太郎君 研修制度の問題も聞きたかつたんですけれども、ちょっと時間が足りないよう

一つ、これも確認したいんですけれども、外国人の不法就労者の対応ですね。労基署とか職安窓

口で今いろんな形でつくつていらつしやいまして、成果も上げていらつしやるようなことも聞いているんですけれども、この場合、よく労働省の場合は入管当局に通報しないという措置をとつていらつしやいますけれども、具体的に通報しないというのはどのような場合とされるのか、これだけちょっと教えてください。

○政府委員(野崎和昭君) 不法就労者につきましては、もとと法が予想してない状態でございますので、これに対する法律の適用関係は非常に難しいものがあるかと思ひます。また法律によつて違ふかと思ひますけれども、労働基準法につきまして、仮にこの適用がないということになりますと賃金が払われないままに帰国させられる、あるいは災害があつても補償が受けられないということになりまして、そういうことを法が予想しているというところは考えにくいと思ひますので、労働基準法等の適用があるという考えに立ちまして、法違反等がございましたならば監督、指導によつてそれを正させているところでござい

そして今御指摘の通報の件でございますが、入管法によりまして公務員につきましては通報義務がございまして、原則的には私どもも通報、基本的には通報する体制にあるわけでございまして、ただ個人的な権利の救済を求めて申告、相談がありまして場合に、かつてはそれも通報の対象になるという考えでいたしたのでございすけれども、そういった話と、結局権利救済の道をふさいでしまつたという状態も生じたので、その後そういった個人的権利の救済を求めて申告、相談があつた場合についてこれを直ちに通報するということとはしないという取り扱いに改めたわけでございす。これは法務省の人権擁護局でも同じような取り扱いになってゐると承知しております。

ただ、そうはいひましても、そういった不法就労の内容が悪質、重大な法違反に連なつてゐるような場合あるいはその事業場で非常に多数の不法

就労者が雇用されており、他の人についてもいろいろ問題が生ずるおそれがあるような場合、そういう場合には通報するという扱いでいたしてあります。ただ、通報の細部につきましては、今後改正入管法の施行という新しい事態も踏まえまして、法務当局とさらに細部を詰めているところでございます。

○木庭健太郎君 最後に大臣に。もうちょっと本当は議論したかったんですけども、こういう日本の国際化とか労働環境の変化とか、また労働省にとつては深刻な人手不足の中というところで、外国人労働者の受け入れ問題というのはもう避けて通れない課題であるということは大臣も何回もおっしゃっているとおりでと思うんです。ただ、将来的に我が国がどんな職種で、どの程度まで外国人労働者を受け入れていくのかというのをそろそろもう検討する時期にきているんじゃないかなというふうにも思いますし、また一方で将来展望を労働省が積極的に示すべきときではないかというふうに考えるんですけども、大臣のお考えをお伺いして、終わりたいと思います。

○国務大臣(塚原俊平君) 外国人労働者問題につきましては再々御質問等いただきまして、どうしても日本の国内の雇用というものがいろいろな面でこれから拡大をしなければいけないというような状況にありますし、かつて昭和四十年代の前半にかなり外国人労働者受け入れるべしという声が強かったわけですが、結果的にはそれから十年たないうちにレイオフの状態が出たということとで、いろいろな形の見直しをつくっていかなくちゃいけないということもござります。また外国人労働者を入れるためのいろいろな形のもの、例えば二国間でいろいろなお話し合いをする、あるいはこちらにおいていたいても劣悪な状況になつてはいけませんから、それが決まらないうちに、全く日本人と同じような形で待遇をされるような監視機関もつくつていかなくちゃいけないというふうな、いろんな面を考えていきましたときに、果たしてそういうような状況にまでなつて外

国人労働者の雇用がさらに雇用主の方から、事業主の方から期待されるかというような疑問点というものも出てまいりと思ひます。またこれから先行きの経済見通しも大変に不透明な部分がござりますし、こういう状況の中で非常に事業主の方も省力化を現在図っているということもござります。加えて、現在外国人労働者が、特に単純労働者を要求しておりますいわゆる三Kと言われる部署につきましては、いずれも日本の根幹をなす極めて大切な部分でございまして、ここが全員外国人になつてしまふといったときに、日本の国全体に大きな危険性が及ぼされるんじゃないかということもありまして、またそこに、一番重要なところに対しての事業主側の就業環境というものの整備を怠るというようなことになつてもこれも大変に大きな問題でござります。

今ちょっと思いつくままに言ひましても、かなりのいろいろな問題があるわけでございますが、先生御指摘のようにやはりしっかりとした展望をして、どういふ条件、どういふ状況、どういふ場合ならばというふうな、これは研究はしなければいけないわけでございます。労働省内におきましても、そういう研究のグループをつくつて現在も細かなデイスカッション等を行つておりますけれども、そういう点につきましてはどんどん進めてまいりたいというふうに考えております。

○省脱タケ子君 それでは、育児休業の法制化に関連をいたしましてお聞きをしたいと思ひます。御存じのように、今働く女性にとりましては育児休業の制度化、この法制化というものは切実な願ひになつております。昨年の百十六国会、参議院に寄せられましたこの種の請願が百九十四万人を超してござりました。ところで最近、各省庁関係の報告等でも育児休業制度の確立の必要性というものにつきまして指摘をするものが非常に目につくようになっております。例えば厚生省は、ことしの一月、これからの家庭と子育てに関する懇談会報告、人事院では昨年の二月でしたか、勤務時間問題研究会報告、労働省でも雇用政策研究会で

も制度の確立等について報告をされているようでございます。時間がありませんから、内容には触れませんが、科学技術庁の資源調査会でもそういう問題が触れられておるということで見てまいりますと、各省庁関係の中でこの問題についての制度化の世論というのですか、そういう趨勢というのは非常に広がっているというふうに思ひますが、いかがでしょう。

○国務大臣(塚原俊平君) 今先生の御指摘をいただきましたすべてにおいて認識しているわけではございませんが、社会全体に大変大きな広がりがあると思ひます。そのことはもう大変にすばらしいことだと認識をいたしております。

○省脱タケ子君 それでは、国際的に見てまいりますと、先進資本主義国 とりわけサミット七カ国のうちで法制化をしていないというのは日本とアメリカ、全くしてないというのは日本だけなのか、日本とアメリカだけじゃないかと思ひます。アメリカは六つの州が導入してある。もちろん完全な形ではなくて、例えばカナダなどというのは十月余りだとか、あるいはイギリスでは七月余りという状況になつておりますけれども、西ドイツでは十二月と、フランスでは三年を限度にとかいう形になつて、いろいろでござはありますけれども、大体制度化をしているのではないかと思ひますね。これは異論がありますか。

○政府委員(佐藤ギン子君) 大変よく先生御研究をいたしております。アメリカは現在制度がほとんどございせん。先ほど御指摘ございましたのは、多分産前産後の休暇に当たるようなものではないだろうかというふうに認識をいたしております。それから、イギリスの場合には育児休業という法律上は形にはなつておりませんが、子供が生まれた後二十九週以内なら復職する権利があるという形でございまして、おおむね御指摘のとおりだと理解いたしております。

○省脱タケ子君 それでは、総理は今国会の施政方針演説で「育児休業制度の確立などに向けて積極

的に努力してまいります」ということをお述べになられた。これは初めてですわ、施政方針演説でお述べになったのは。自民党の方でも法的整備も含めて実効ある措置を講じるといふふうに言われておるようでございます。野党の側も当然でございます。今国会でも提案が既にやられているところでございます。

そういうふうに見てまいりますと、育児休業制度の法制化をしていく上での政治的な環境というのが大分整ってきたんではないのかなと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(佐藤ギン子君) 御指摘のように、社会の育児休業問題などについての御認識、非常に広まっております。それから、実際に出生、育児をしながら働き続ける女性ふえておりますので、私どもでも育児休業制度が普及していくことは非常に重要なことだというふうに認識をいたしております。

ただ、なかなかこれが企業の中で根づくのに時間がかつておりました。現在普及率が二割弱というふうな状況でございまして、私どもとしてはまず育児休業制度がより多くの企業で採用されるように努力していくということが制度の確立の近道だということで、現在普及に一生懸命力を注いでいるところでございます。

○省脱タケ子君 私は今局長が言われた、現行制度で企業にもっと制度を採用するようにということとで、一〇%余りを二〇%、三〇%になるようにということとを待っているというのではなくて、各省庁からいろいろな角度からの既に御意見が出てきている、与党・自民党の方でも何らかのことをやらなければということとで御意見が出ていて、野党はもちろんのことです。国民は非常にたくさんござつて強い御要望が出ているという状況ですから、労働省としても既にもう検討すべき段階ではないのかなというところを感じていただきたいと思います。そういう点では法制化を進めていく上で政治的な環境が十分整つてきているわけだから、その

辺のところを踏まえて法制化の方向づけというものをぜひやっていただかなければならない段階へ来ているんじゃないかと思うんです。

わずかに時間残っているようですから、もう少し敷衍いたしますと、例えば働く女性にとつては大変強い要求、今日御承知のように諸外国と比べて我が国の長時間超過労働というのは格段でございいます。そういう中で子育てをしながら仕事を十分やっていくことが大変困難になってきている。そういう状況の中で女性の労働者にとつてはもう不可欠だということへ、これは数年前とは条件違ひますよ、要求の切迫さというのは。そういう状況になってきている。しかも、一方では何とかして女性の労働力を活用していきたい、こういう客観的な情勢。そういう状況の中なんですから、これは私、大臣にそういった客観情勢を含めてよくよく御検討いただいて法制化の方向づけをぜひ大臣の時代につくっていただきたいなと思うんです。

なぜそのことを申し上げるかといいますと、例えば人口問題だってそうなんです。きょうも前段での御質疑の中で同僚議員からも出ておりましたけれども、今日我が国では出生率が一・六人だということでしょう。この間私たまたまスウェーデンの男女平等オンブズマンの方のお話を聞く機会がございまして、その間の資料を拝見いたしました。スウェーデンはかつてから大変出生率が低いという状況であつたんだそうですけれども、今日では女性の八四％が仕事についている。そういうふうな女性の職場進出がどんどん急速に飛躍をしたという背景というのは、子育てがお仕事をしていく上での障害にならないという段階の制度を国が設けた。制度の内容はいろいろその国によつて違ひますけれども、非常に手厚くその制度を設けたということになっております。そうすると女性の社会的進出が非常に積極的になるし、しかもそのことが女性の地位向上に当然つながりますし、しかも出生率も一・六人であつたのが今日二・〇まで膨れ上がっている。

こういうことが報告をされておりましたけれども、そういったあらゆる面から考えましても、今労働省としては踏み切つていただかなければならない段階へ来ているんじゃないか。時間がありませんから詳しく申し上げられませんが、そういう点で大臣、そういった諸事情を勘案していただいて、やりますと一筆には言えないだろうと思ひますけれども、そういった事情を踏まえて制度の方向づけだけでもひとつ大臣の時代に筋道をつけていただくことができないだろうか。そういう御努力を御期待申し上げたいんですが、いかがでございましょう。

○国務大臣(塚原俊平君) 私自身も今下の方の子がやつと幼稚園の年中さんですから。まず育児の範囲というのが一つ問題になってくると思うんですけれども、ともかく母乳で育てることが一番いいと、それから母乳とミルクと折半がいいと、これはいろんな説がございいます。それから、私どもの経験からいいますと、大体それが一年ぐらいで一つの段階が終了する。ただ、子供にとつては幼稚園に入るまでは母親と一緒にいた方がいい、あるいは小学校に入るまでは一緒にいた方がいい、あるいは父親が母親かどっちかが常についていた方がいいと、これはもういろんなまた議論の分かれるところになってくると思ひます。そうすると、一つはその育児休業制度です。もう一つはまた先生方から御指摘をいただいている再雇用の問題、この二つはこれから非常に重要な問題だと思ひます。

そういう状況の中で、ただいま御指摘をいただいたわけでございしますが、労働省の方といたしましても、非常に熱心に現在勉強を、無論制度の確立は一生懸命努力をして、法制化につきましても大変熱心に勉強をしておる最中でございますので、でき得る限り私の在任中にお褒めをいただくような状況ができるようにできればいいなというふうに考えております。

○斎藤タケ子君 御意見伺いましたので、御努力を御期待申し上げます。野党でそろってやれば参

議院では法制化はすぐにはできないわけですが、政治的な環境から言つたらそうもいかないうけで、そういう点で大臣の御努力に御期待を申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○国務大臣(塚原俊平君) この問題は与野党対立するような問題では、国会のこと、私今政府側です。それから、国会議員の立場で言えば当然のことでございます。みんな一緒にというのが一番理想的だと思ひますので、そういう面につきましても努力をいたしたいというふうな考えております。

○斎藤タケ子君 それじゃ終わります。

○乾晴美君 私はきょうは母性保護について質問させていただきます。

現在の産前産後休業のことなんですが、産前産後の期間が、産前六週間、産後八週間になっていくような職場というのか、労基法に基づいた職場は現在何％ぐらいあるのだろうか、そしてまたそのとり方が産前産後を連算して前が少なければ後の方にたくさん休めるとかといったように、十四週としてなっているところはどれぐらいあるか、それでしょうか。それから、産前産後別々に決めているところはどれぐらいあるのかというところについてお聞きしたいのと、もう一つは労基法の基準以下で規定しているようなところはないだろうか。例えば産前でしたら四十二日あるわけなんです。四十一日以下になっているようなところ、それからまた産後で言いましたら五十六日あるわけですが、五十五日以下になっているようなところはありますか。ちょっとお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤ギン子君) 労働省で昭和六十三年に調査をいたしました結果が一番新しいものでございいます。

(理事系久八重子君退席、委員長着席)

これで見ますと、まず十四週という形で与えているものは六・八％というふうになっております。それから、産前産後の休業を別々に計算して与え

ておりますものが九一・八％でございまして、それぞれ法定の産前六週間、産後八週間以上与えているという形になっております。

違反いたしましたものを調査で見ますと、労働基準法の規定に違反いたしております。これは監督実施結果としてでございますけれども、〇・〇％。これは調査を、定期監督を実施いたしましたものが十六万二千六百五十九ある中で五でございまして、〇・〇％ということになります。

○乾晴美君 それでは、その産前産後休んでいるときの休業補償というのがどうなっているのでしょうか。有給はどれぐらいあるか、全期間いたしているのか、それとも健保といいますが、その給付だけなのか、それからまた給与とか賞与をカットしているところはあるだろうかということ、でちよつと聞かしてください。

○政府委員(佐藤ギン子君) まず、産前産後の休業中有給として取り扱っております事業所の割合は四一％でございまして、それ以外の事業所につきましては、今御指摘ございましたように、健康保険の方から手当が出ているという形になっております。

大変恐れ入りますが、最後の御質問につきましては、調査がないわけでございます。

○乾晴美君 多分そんなところはないのではないかと、いふふうに思うんですが、実は徳島県の農協の場合なんぞございまして、これはある農協の実例なんですけれども、徳島県は恐らくこういうところが随分あるだろうということで今質問させていたわけなんです。

例えば、ある農協では就業規則の第三十八条には特別休暇の規定があり、別表によりまして産前六週間、産後八週間が特別休暇として認められているわけなんです。特別休暇にはこのほかに結婚休暇、忌引休暇、生理休暇などがあり、いずれも有給休暇とされて、いわゆるボーナスからのカットの対象にされていない。これは当たり前のことなんです。しかし、同じ特別休暇の扱いを受けながら産前産後の休暇だけは別扱いとしてカットの対象に

されているわけです。ひどいことに、この産休をとった人は、A子さんとしておきますけれども、A子さんは冬のボーナスで賞金カットを十三万円強取られているわけなんです。こういう事実があるわけなんです。非常にこれは大変なことではないかというふうに思うわけなんです。

賞与基準というのがあります。この第六項の第三では、「年次有給休暇、特別休暇、公傷休暇及び生理休暇（三日まで）等は出勤扱いとする」となっているにもかかわらず、同じ第六項のところの第四では、「休職、出勤停止、産休及び生理休暇（四日目を除く）は欠勤扱いとする」とわざわざ書いてあるわけなんです。

で、この彼女はそういうことが今までの先輩のことでわかっていますので産前はとってないです、ほとんど、ようとならなくて。産後だけに休んでいるんですね。法律というのは、使用者は産後八週間を超えない女子労働者を働かせてはいけないとなっていて、だから彼女は法を守ったわけなんですけれども、こういった法を守ったばかりに損をするようなシステムというのは、本当にこの法の趣旨というか精神が生かされていないのではないだろうかと思ふ怒りを感じざるわけなんです。しかも彼女は冬とったわけなんですけれども、冬と年度末というように単年度に二回以上ものカットをされているわけなんです。今度のときはもちろん夏のボーナスにひつかれば夏と年度末というようになっているわけなんです。

母性を守り、法を守り、子供を産み育てていくという重大な任務を遂行しながらどうしてこんなことが平然と行われているかというところに怒りを感じているんですけれども、労働省の御見解を伺わせていただきたいと思ひます。

○政府委員（佐藤ギン子君） 先生御存じのとおり、産前産後の期間中の賞金の支払いにつきましては、労働基準法上は使用者に義務づけがされておられないわけでございます。労働協約や就業規則で定められることになっております。ボーナスももちろん賞金ということになるわけでございます。

が、月々の支払いにつきましては、先ほど申し上げましたように有給のもの、有給でない場合も健康保険からそれなりの手当が出ているということとでございますので、それプラスボーナスといえますか、そういうものにつきましては、労働協約とか就業規則で労使で話し合つてどこまでするかというところは決めたいたくべきものだと思います。ふうに思っております。

ただ、その取り扱いが女子に非常に著しく不利なことを課すものではないかというところ、趣旨としては望ましくないというふうに考えております。

○乾晴美君 このカット額なんですけれども、夏の子と冬の子では差がつくんですね。なぜそんなことが起こるかといいますと、賞金カットの算出方法が要出勤日数分のボーナスの総支給額掛ける欠勤日数というふうになっておりますから、夏と冬のボーナスの支給額はどこの農協さんでも大分違うわけなんです。そして総額の大きい冬のボーナスの方のカット額が大きいというわけなんです。どうしてもこの農協の例のように十万円を超えるようなカット額というのは余りにも大き過ぎるのではないかと思ふんです。そして彼女は産前をとってないわけなんです。もしこの人が産前産後の全期間、いわゆる十四週間をとりましたらボーナスの六割以上ものカットに達するわけですね。この農協ではないんです。それにまだプラスして昇給までストップさせると農協が徳島県内にあるわけなんです。

産前産後休暇取得に伴う——夏の一時金であるうと冬の一時金であるうと賞金なんです。これは、もう給料生活者は給料をくれるとして計画を立てて生活しているんですから、年度末手当といったような賞金カットはもう全面的に廃止すべきであると思ひます。昇給ストップもだめというようにしていかないとだめだと私は思ふわけです。ですから母性保護の見地から労働省の御見解をこちら辺も一度はつきり聞かせていただきたいと思ひます。

○政府委員（佐藤ギン子君） 今御指摘の例は非常に個別具体的なケースでございますので十分検討しなければならぬと思ひます。

ただ、先ほど申し上げましたように、基準法上はその支払いを義務づけられておりませんが、私どもとしては労使で十分話し合つて産前産後の休暇の趣旨に照らして、できる限り望ましい方向でそういう問題につきましても話し合いが行われるというところは一般的には望ましいことではないかというふうに考えております。

○乾晴美君 強力な指導をしていただきたいと思ふわけですね。賞金を支払うか支払わないかというのはいいんですけれども、カットするというのはひど過ぎるのではないかと思ふんです。

この農協の場合、もう一つ給与支給基準には問題が二つあるんです。一つは、要出勤日数に四週六休制が取り入れられないで四週五休制に基づいて出しているというところが一点、もう一つは、子供を育てるときにはどうしても子供がむずかかったり、それから病気のときは早く帰りたいということがあつて、遅刻、早退は五回で一回の欠勤扱いとなつておるんですね。これはきちんと時間決めておるべきでないかというふうに思ふんですが、いかがでしょうか。——時間がありませんので、ちょっと一度徳島県全体に実態調査をして、農協の産前産後休暇がどうなつていっているかということとをぜひにお調べしていただきたいと思ひます。あと私残された時間五分しかありませんので、次の問題に行きたいと思ふんです。

今度は、妊婦の通勤緩和措置というのがあるんですが、これは労働契約とか就業規則で盛り込んでいるところがあるわけなんです。実はこれも徳島県の場合なんですけれども、これは公官庁なんですけれども、実際にこれと緩和をさしていただけて、今労使で問題になつていっているところで、私のところへ手紙やら資料をたくさん送つていただきました。

この公官庁は一九七二年からそういう緩和ができるというようにしているわけなんですけれども、局長さんがかわられたかどうか知りませんが、それがそれまでは該当者は申請したら即日もしくは翌日承認されておつた。それが今回、九月四日申請したA子さんに對して十日間もの実態調査をして九月十九日に至つて不承認の旨の通知があつた。

その理由を聞いてみたら、乗車時間が短いというところで、バスに乗っている時間が短いと言ふんですが、こちらの方は契約の中に時間契約という、時間が短いとか長いとかということとは触れてないじゃないかと申つておられるわけなんです。また、危険を感じるような乗車車ではないかというように回答してきているんですが、このところでは一九七二年の十二月十八日の公用私信で、バスの場合でも上記の混雑程度に応じて取り扱うことにするんですけれども、車両構造の相違もあるもので、一五〇%を下回る場合であっても差し支えないというようなことが今まで言われてきているわけなんです。

それから、バスの便が何便かあるので、混雑しているのあれば、もう一つ後で帰れというようない回答なんです。帰つて少し早く横になりたい人に、寒い中、次の便を待つということは何事だということをやつていたんですが、そのうちに彼女が切迫流産で危険があるということで、十月三十日から二週間の病休に入つてしまつた。十一月十三日の病休明けにお医者さんの時差通勤が望ましいという診断書を添えて機会均等法の二十七条に基づき再申請をしたわけなんです。けれども、再度調査を行ったわけなんです。当事者の方が、それと同時に、この支部の女性部も十三日から十八日の間ずっと調査してきたんですけれども、多い日には十六人も立っている状況だった。にもかかわらず二十日、本人に對して再び不承認が来た。こういうようなことで非常に今困つていられる状況だということ、私の手元にそういうことが来ているわけなんですけれども、一度労働省のこの実態に對しての御見解を聞かせていただきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤ギン子君) まず、一般的に私どもいたしておりますことを申し上げます。基準法上は母性保護につきましては、産前産後の休業その他軽業務への転換等の規定があるわけでございますが、そのほかにも私どもで母性健康管理指導基準というものを作りまして、できる限り通勤等について、医師の御意見なども伺いながらということになると思いますが、通勤の緩和の措置その他考えるようにということで企業を指導いたしているわけでございますが、企業の方で個別にその実態に応じて緩和措置等を行うことになっておるわけでございます。

今御指摘のものは大変細かくお話がございました、私、実態を十分把握できたかどうか自信がないのでございますけれども、その企業で何らかの指針なり定めをされて、それに応じてやっておられる、そのことについて今該当の方の申請が認められないことが正当であるか不当であるかというお尋ねなのかと思いますが、その点につきましては、もう少し私も御本人とか事業所の言い分も聞かないとわからないのでございますけれども、一般論で申し上げますと、妊娠中の女性が産前の休暇に入るまでは母体の健康が維持できるような形で仕事が続けられることはもちろん重要なことでございますので、そういう観点で、今労使の間で何らかの協定なり何なりがあったのかと思えますけれども、それに基いて行われていくことが望ましいと思えます。

○乾晴美君 大変重要な問題でして、一分一秒というような、たった一回だけのために流産するということもありますので、労働大臣の所信表明の第三にはすばらしいことを書いてくださっているわけですから、これが本当に実のあるものになるように指導強化をよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございます。
○西川潔君 よろしく願っています。
まず、介護労働力のことについて御質問申し上げます。

急速に増大し、多様化していく老人介護のニーズに対応したサービスを十分に提供していくことは重要な課題だと思えます。そのためには、家政婦の方や介護サービスに従事する人たちの養成、労働力を確保し、供給する体制の整備充実が必要ではないかと思えます。中でも介護サービスに従事する人材の養成が最も重要なことではないでしょうか。

私、長野県の信濃毎日という新聞を読ませていただきました。「在宅福祉の充実へ増員 家庭奉仕員いま人気」という記事がございまして、県内市町村が家庭奉仕員の増員を進めているそうですけれども、この新聞を読みますと、昨年十一月、長野市が行った採用試験には四十人の採用枠に六十八人お越しになったそうです。十月に二十二人を採用した松本市には九十九人の方が応募されたそうです。応募者の多い背景には、家庭奉仕員の身分がこれまでの嘱託や臨時職員から市町村や社会福祉協議会の正職員になれる場合が多くなってきたとあります。社会的に意義のある仕事としての魅力に少しずつ皆さん方がいい意味で理解してくれていらっしゃるんではないかと思えます。一つの安定した職業として認められるといいなと思えます。

人手不足人手不足と今騒がれておるんですけれども、このような大切な仕事に随分大学生の方々も応募されているようです。すばらしいことだと思えます。せっかくの若い人たちの芽を生かして、そしてまた育てていただいて、バックアップ体制の充実、そして整備の対応策、安定化が私は望まれると思えます。労働省としてのこの職種の人材の確保についてお考えを聞かせていただきたいと思えます。

○政府委員(清水傳雄君) おっしゃるように介護ニーズが増大をし、また多様化をしております。それに応じた適切な人材の養成、確保、供給、このための体制整備は私どもといたしましても極めて重要な課題であると思っております。
労働省の担当分野におきまして、この分野を担

当しておりますのはいわゆる家政婦さんでございます。現実の問題として、現時点においてはやはり介護の中心的な役割を果たしておられるものと私ども思うわけでございます。こうした家政婦さんの知識、技能を高めたり、あるいはたいまにおっしゃいましたような介護分野へ働くことを希望される、そういう主婦の方々にも介護の技能を身につけていただく、そうした職業講習を実施いたしております。それからまた、そういう分野にぜひ参入をしたい、そういう方々を確保していくための介護労働力の、言うなれば供給拡大のための巡回説明会を全国各地で開催する、こうした形で介護労働力の供給体制の整備にも努めております。また、公共職業訓練施設の場合におきましても、家政科でございますとか、あるいは福祉ヘルパー科、こうしたものを設置いたしまして、介護関連の職業訓練を実施いたしております。こうした形をさらに積極的に進めてまいりたいと思っております。

○西川潔君 ありがとうございます。本当によく、ここにいらっしゃる先生方、いろんな分野いろんな方面から質問をなさって、いろいろやらなければいけないというような御注文をいただいて皆さん方も大変でしょうけれども、聞く方もなかなかいいことばかり、つらいんですけれども、ひとつよろしく願っています。

次に、シルバー人材センターのことについて伺いたいと思えます。休業制度の方は、もし時間があればまた後ほど伺いたいと思えます。シルバー人材センターについて、大臣の所信表明の中でもシルバー人材センターの拡充について述べられておりました。私も大変関心を持っておりまして、いろいろなことを現場ではお年寄りの皆さん方にもお伺いするんですけれども、シルバー人材センターの現状についてお聞かせいただきたいと思えます。

○政府委員(清水傳雄君) これはもう先生御承知のように、シルバー人材センターは高齢者の方々に対してそれぞれ地域社会の日常生活に密

着をした臨時的な、あるいは短期的な仕事を組織的に把握いたしましてこれを提供する、こういう活動を行う団体でございます。平成元年度までに四百二十五団体が設置されておりまして、会員数は昭和六十三年で約十八万人という状況になっております。

やっていただいている仕事の内容といたしましては、これはもうさまざまでございます。造園関係の仕事もございまして、あるいは公共施設の管理もございまして、いろいろな地域地域でアイデアも出していただいております。現在一日当たりの月の平均就業日数は、昭和五十五年当時は三・〇日という状況でございましたが、六十三年度におきましては六・八日、こういうふうな形で伸びてきてまいっている、こうした状況でございます。

○西川潔君 シルバー人材センターの目的は生きがい就労ということが基本であるようですが、会員となられる方々の動機や目的はそれぞれ違うと思えます。例えば、報酬を得ることを目的としている方々、また一方で福祉の要素に生きがいを求めることを目的としている方々、いろいろだと思えますが、それは多様性があっていいと思えます。

臨時的や短期間の生きがい目的でなく、もう一歩幅を広げてはどうかと思うんですが、今後のシルバー人材センターについて、何かお考えがございましたら伺いたいと思うんです。

○政府委員(清水傳雄君) シルバー人材センター、いわゆる引退過程におられる高齢者の方々について、やはりフルタイムの仕事というのがなかなか現実のこういう人手不足の場におきましては確保がしにくい。しかしスポット的な仕事でありますならば、会社においても公共団体においても、あるいは個人の家庭におきましても出てくる。そうしたものを組織的に集めて、まとまりを持った形で提供をしていこう。まさにそれで、いわゆる自立、自助、共助、こういう三つの精神を基本にしてやっていただいております。

現在、かなり多様な形の仕事を開拓していく、高齢者の方々はアイデアが豊富でございます。特に関西のシルバー人材センターではいろいろなアイデアを出していただいて、私ども日ごろ敬服をいたしておるわけでございますが、いろんな形、例えば観光案内でございましてかあるいは文化、史跡の資料の編さんでございましてか、率直に申しましてホワイトカラー向けのお仕事というふうなものもひとつと研究して開発をしいていかないと難しい面があるわけでございますが、特にそうしたものを十分に意を用いながら多様な仕事を受託できる、いろいろ各方面の活動分布状況というふうなものをお互いに知らせ合せて、お互い参考としながら進めていただくようお願いをしておりますところでございます。

○西川潔君　ありがとうございます。

そこで、今お話に出ましたんですけれども、ホワイトカラーの方々のいろいろな難しい問題が多々ございまして、いろいろお話を伺いたしますと、中には本当に働く気持ちがあるのかと、随分ぜいたくなお年寄りの方も実際にはいらつしやいます。でも、一生懸命まじめに働きたいという方もいらつしやいますので、ひとつそのあたりよろしくお願いいたします。

その一つのアイデアといいますが、シルバー人材センターというのは地域との連携だと思ふんですけれども、シルバー人材センターの事業は主に公共あるいは民間から仕事の発注があつて、その仕事をこなすのが多いようでございますが、シルバー人材センターがみずから事業を行い、直販店を営業しているところも随分ございまして。例えば、おじいちゃん、おばあちゃんが家庭でつくった野菜とかお漬物とか民芸品とか工芸品とかいろいろございまして。持ち寄つてその店で販売したり、今行われている業務もそこで注文を受ける。そして、その立地場所を例えば公設市場であるとか、そういうふうにご提供することによって地域の住民が買い物の途中に奥様が立ち寄れるようなシルバー人材センターショップのような、そういうふうな

ものをつくつていただけないかな、行政でこういうことを指導していただければ一つのまた新しい姿として全国にも普及していくんではないかなと、こういうふうにも思ふんですが、局長並びに最後にひとつ大臣にも感想をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(塚原俊平君)　今先生から一つのアイデアをお出しただいて御指摘をいただきました。また職安局長の方からもいろいろなアイデアを集約して、さらに皆様方の経験を生かして地域社会に、国家に御貢献をいただきながら、なおかつ御健康も保つていただき、ある程度の余暇の資金もというふうな形のものでございまして、いろいろなことを精いっぱい勉強させていただきたいというふうに考えております。

○西川潔君　どうもありがとうございます。このごろは報道によりまして寝たきりの人ばかり、何か六十五歳、七十歳になると寝たきりの人ばかりになるんではないかなというふうな恐ろしい報道ばかりですけれども、お元気な方々が多くなるわけですから、どうぞひとつこのお年寄りの方々がお仕事ができるような場所の提供をよろしく願ひたいと思ひます。

これで終わります。

○委員長(浜本万三君)　以上で労働省所管に対する質疑は終了いたしました。

これにて平成二年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、厚生省所管、労働省所管及び環境衛生金融公庫についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(浜本万三君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(浜本万三君)　次に、労働者災害補償保

険法等の一部を改正する法律案及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。塚原労働大臣。

○国務大臣(塚原俊平君)　ただいま議題となりました二法案につきまして、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

まず、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

労働者災害補償保険制度については、高齢化の進展等経済社会の変化等に的確に対応し、また、一層の公平、均衡を図る観点から、その改善について、かねてから労働者災害補償保険審議会において検討が行われてきたところであります。

同審議会における検討の結果、昨年十二月、当面講ずべき措置について労使公益各側委員全員一致による建議をいただきました。

政府といたしましては、この建議を尊重し、法律改正を要する部分について改正案を作成し、これを労働者災害補償保険審議会及び社会保障制度審議会に諮問し、それぞれ了承する旨の答申をいただきましたので、ここに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案として、提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

まず、労働者災害補償保険法関係の改正についてであります。

第一は、年金及び一時金たる保険給付のスライドについて、現在、賃金水準が六%を超えて変動した場合にその変動率に応じて改定することとしておりますが、これを年度ごとに賃金水準の変動に応じて改定するいわゆる完全自動賃金スライド制とすることとしてあります。

第二は、休業補償給付及び休業給付のスライドについて、現在、賃金水準が二〇%を超えて変動した場合にその変動率に応じて改定することとしておりますが、この賃金水準の変動幅の要件を一

〇%に緩和するとともに、現在、事業場の規模、産業により異なる変動率の算定方式を、全規模、全産業の平均賃金を用いて一本化することとしたこととあります。

第三は、療養開始後一年六ヶ月を経過した者に對する休業補償給付及び休業給付に係る給付基礎日額について、年金たる保険給付の例にならひ、年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を定めることとしたこととあります。

次に、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律関係の改正について申し上げます。

現在、暫定任意適用事業とされている五人未満の労働者を使用する個人経営の農業の事業への労災保険の適用拡大を図るため、労災保険に特別加入している者が行う農業の事業に労働者が使用された場合、当該事業を強制適用事業とすることとしたこととあります。

以上のほか、この法律案においては、その附則において以上の改正に伴う所要の経過措置を定めております。

なお、施行期日は、年金及び一時金のスライド制の改善につきましては平成二年八月一日、休業補償給付及び休業給付のスライド制の改善並びにこれらの給付の給付基礎日額への最低・最高限度額の導入につきましては同年十月一日、農業の事業への適用拡大につきましては平成三年四月一日としてあります。

次に、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案につきまして、申し上げます。

中小企業退職金共済法は、中小企業の労働者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的として、昭和三十四年に制定されたものであります。

その後、本制度は着実に発展し、一般の退職金共済制度に加入している事業主の数は約三十六万、加入労働者数は約二百四十三万人に達しており、本制度は、中小企業の労働福祉対策の主要な柱の一つとなっております。

ところで、我が国における退職金制度の現状を見ますと、大企業ではあまねく普及を見ているものの、中小企業においてはその普及状況及び内容はまだまだ必ずしも十分なものとはいえない実情にあります。

また、最近における経済社会情勢を見ると、賃金、退職金水準の上昇、短時間労働者の増加、金利情勢の変動、高齢化の進展等の変化が見られるところであります。

このため、このような本制度の経緯及び現状を踏まえ、経済社会情勢の変化に対応しつつ、長期的に安定した制度としてその一層の充実を図ることが必要となっております。

政府は、このような観点から、本制度について所要の改善を行うこととし、先般、中小企業退職金共済審議会に諮問し、その答申をいただきまして、ここに中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一は、掛金月額の最低額及び最高額の引き上げであります。

現行制度では、掛金月額の最低額は三千円、最高額は二万円となっておりますが、賃金、退職金水準の上昇等を勘案し、退職金給付水準の向上に資するため、掛金月額の最低額を四千円に、最高額を二万六千円にそれぞれ引き上げることとしております。

第二は、短時間労働被共済者に係る掛金月額の最低額の特例の設定であります。

現行制度では、短時間労働者が本制度に加入する場合にも通常の労働者と同様の掛金月額の範囲内から掛金月額を選択して加入することとされておりますが、通常の労働者を前提として設定された掛金月額の最低額は高過ぎる場合があることから、短時間労働被共済者については掛金月額の最低額を二千円とし、その加入促進を図ることとしております。

第三は、付加退職金制度の導入であります。

現行制度では、退職金の額は、掛金月額及び掛金納付月数に応じて一定の金利の運用収入を前提として計算された現行法別表のみにより定まる額とされていまして、最近における金利情勢等のもとで、共済制度の安定を維持するため、退職金の額は、掛金月額及び掛金納付月数に応じて定まる基本退職金の額に金利の変動に応じて定まる付加退職金の額を加えた額とすることとしております。

第四は、分割支給制度の導入であります。

現行制度では、退職金は一時金として支払われることとされていまして、高齢化の進展の中で、老後生活の安定化に資するため、被共済者の請求により退職金を分割して支給することができるようとするとしております。

この法律案の主たる改正内容は以上のとおりであります。この法律の附則におきましては、この法律の施行の際被共済者である労働者に関し、最低掛金月額までの掛金月額の引き上げについて一定の猶予期間を置くこと及び施行日前に加入した被共済者で施行日以後に退職した者に係る退職金の額は、掛金のうち施行日前における掛金月額の最高額を超える部分について新法により算定した額と、それ以外の部分について従前の算定方法により算定して得た額の合算額とすること等の経過措置を定めるとともに、そのほかこれらの改正が円滑に実施されるよう所要の経過措置を規定しております。

なお、この法律のうち掛金月額の最低額の引き上げに係る規定は平成三年十二月一日から、そのほかの規定は平成三年四月一日から施行することとしております。

以上、二法案の提案理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(浜本万三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(浜本万三君) 次に、育児休業法案を議題といたします。

発議者糸久八重子君から趣旨説明を聴取いたします。

○糸久八重子君 ただいま議題となりました育児休業法案につきまして、日本社会党 護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院及び民社党・スポーツ・国民連合を代表いたしまして、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、女性の職場進出は目覚ましく、一九八九年には雇用されて働く女性の数は千七百四十八万人に達し、そのうち有配偶者が約六割を占めるに至っており、今後も乳幼児を持ちながら働く女性の増加が見込まれております。

しかし、働く女性の職場環境を見ますと、出産後も勤務する意思を持ちながら、育児のためにやむなく職場を離れなければならない例が多く見られ、一度離職すると再就職が難しく、また、不利な労働条件を余儀なくされる場合が多い実態にあります。この職業と家庭生活との調和の問題に対処するためには、延長保育、夜間保育、ゼロ歳児保育を行う保育施設の整備充実を図るとともに、育児休業制度を普及させることが不可欠となっております。

ヨーロッパ諸国では、多数の国において、早くから育児休業制度あるいは親休暇制度が立法化され、働く女性の権利と母子福祉、育児についての手厚い配慮がなされております。これに対し、我が国では、現在、公務員である女子教員、看護婦、保育等について、無給の育児休業が制度化されているのみで、極めて対象範囲が限られております。労働省の調査では、昨年の二月時点で、三十人以上規模の事業所で育児休業を実施している事業所は、わずかに一九・二％にすぎません。しかも、この数字は、現行法に基づく実施事業所を含んでいないものであり、その他の事業所では、さらに低いものとなっております。

一九八五年六月に、我が国が批准をした国連の

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は、「子の養育には男女及び社会全体がともに責任を負うことが必要であることを認識する」と述べております。

また、ILOも、一九八一年に、男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約及び勧告を採択しており、その勧告では「両親のうちのいずれかは、出産休暇の直後の期間内に、雇用を放棄することなく、かつ、雇用から生ずる権利を保護された上、休暇(育児休暇)をとることができなければならない」とうたっておりますが、現在、これらの理念が世界共通の認識となるに至っております。

しかるに、一九八五年六月、第百二回国会で成立をしいわゆる男女雇用機会均等法は、その目的及び基本的理念において「職業生活と家庭生活の調和を図る」ことをうたいつつも、育児休業については、旧法の勤労婦人福祉法と変わらず、「事業主は、育児休業の実施その他の育児に関する便宜の供与を行うように努めなければならない」との単なる努力規定にとどまっております。

かかる実情の中で、我が国においても、雇用を継続しながら、一定期間休業し、育児に専念できるように、女子労働者のみならず男子労働者も含めすべての労働者を対象とする所得保障を伴う育児休業制度を早急に法制化する必要がおります。

これが、ここに育児休業法案を提出する理由であります。この際、私は特に、一昨年五月に本院の国民生活に関する調査会が議長に提出をした報告書においても、「女子労働者のみならず男子労働者を含めたすべての労働者を対象とする育児休業制度の法制化」の必要性が主張されているほか、昨年十二月十四日に提出された人事院の勤務時間問題研究会報告書、さらにことし四月十日に提出された労働省の雇用政策研究会緊急報告書等においても、育児休業制度確立の必要性が強調されていることに、委員各位の御注意を喚起しておきたいと思っております。

次に、この法律案の内容について、その概要を

御説明申し上げます。

まず第一に、この法律は、育児休業について最低の基準を定めて、子を養育する労働者に育児休業を保障するとともに、育児休業をする労働者に対して育児休業手当を支給することにより、その労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進を図り、もって労働者の福祉の増進に資することを目的としております。

第二に、使用者は、父または母である労働者のいずれか一方が、その子が一歳に達するまで養育するための休業を請求したときは、その請求を拒むことができないこととしております。

第三に、育児休業をする労働者には、その期間中、賃金の六割相当額の育児休業手当を支給することとしております。育児休業手当の支給に必要な財源は、すべての労働者、事業主及び国が、それぞれ三分の一ずつ負担することとしております。

第四に、育児休業を理由とする不利益取り扱いの禁止を規定するとともに、使用者は、育児休業をした労働者には、休業終了後、原職または原職に相当する職に復帰させなければならないものとしております。

なお、この法律は、公務員を含めた全労働者に適用されるものであります。

また、この法律の施行期日は、啓蒙宣伝期間等を考慮して、一九九二年四月一日としておりますが、それまでには整備しておかなければならないものとして、別途すでに提出しております育児休業手当特別会計法案のほか、義務教育事業等の公共部門の事業遂行に支障を生じさせないようにするための関係法律の整備等についても、追ってできるだけ早く提案する予定であることを申し添えておきたいと思っております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(浜本万三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

第七部 社会労働委員会会議録第五号 平成二年六月一日【参議院】

本案につきましては、既に設置されております育児休業制度検討小委員会において審議を進めたいくことに理事会で合意いたしておりますので、同小委員会において育児休業制度等の全般的な調査検討とともに便宜本案の審議をしていただきたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時五十六分散会

五月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、育児休業法案(糸久八重子君外七名発議)
一、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月二十八日)

育児休業法案

育児休業法

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 育児休業(第四条―第十五条)

第三章 育児休業手当(第十六条―第五十二条)

第四章 罰則(第五十三条―第五十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、育児休業について最低の基準を定めて、子を養育する労働者に育児休業を保障するとともに、育児休業をする労働者に対して育児休業手当を支給することにより、労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進を図り、もって労働者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 労働者 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者をいう。

二 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者をいう。

三 賃金 労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。

(適用除外)

第三条 この法律は、一月以内の期間を定めて雇される労働者については、適用しない。

第二章 育児休業

(育児休業)

第四条 一歳に満たない子を養育する(その子と同居してこれを監護することをいう。以下同じ。)労働者は、当該子が一歳に達する日までの期間を限度として次に掲げる期間を除く期間について、使用者に対し、当該子を養育するための休業(以下「育児休業」という。)を請求することができる。

一 請求した労働者が父である場合にあつては母が、請求した労働者が母である場合にあつては父がその請求に係る子について育児休業をする期間

二 請求した労働者が父である場合にあつては母が、請求した労働者が母である場合にあつては父が職業に就いていない期間及びこれに準ずる期間として政令で定める期間(負傷、疾病その他やむを得ない理由によりその請求に係る子を養育することができない期間並びに出産の日後五十六日間及び出産の予定日前四十一日(多胎妊娠の場合にあつては、六十九日)から出産の日までの期間を除く。)

三 前項の請求は、一の期間を定めてしなければならない。

四 使用者は、労働者が第一項の請求をしたときは、拒んではならない。

五 前項の規定にかかわらず、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず育児休業を始めた日とする日からさかのぼって一月以内の日に第一項の請求をした場合には、育児休業の

始まる日とその請求のあった日から一月以内の日でその請求に係る日より後の日とすることができ。

(育児休業の期間の変更)

第五条 前条の規定による育児休業をする労働者は、当該育児休業の請求に係る子が一歳に達する日までの期間を限度として前条第一項各号に掲げる期間を除く期間について、使用者に対し、育児休業の期間の延長を請求することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の請求について準用する。

3 使用者は、労働者が第一項の請求をしたときは、拒んではならない。

4 前項の規定にかかわらず、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず延長されない場合に終期となる日からさかのぼって一月以内の日に第一項の請求をした場合には、その請求を拒むことができる。

5 前条の規定による育児休業をする労働者は、使用者に対し、育児休業の期間の短縮を請求することができる。

6 使用者は、労働者が前項の請求をしたときは、拒んではならない。

(育児休業の終了)

第六条 第四条の規定による育児休業は、当該育児休業をする労働者が産前の休業を始めたとき、若しくは出産したとき、当該育児休業の請求に係る子が死亡したとき、当該育児休業の請求に係る子を養育しなくなったとき、又は第四条第一項第二号の期間が開始したときは、終了する。

(この法律違反の契約)

第七条 この法律で定める基準に達しない育児休業について定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準による。(不利益取扱いの禁止及び原職復帰)

第八条 使用者は、第四条の規定による育児休業

を理由として、労働者に対し、次項に規定する配置換の場合を除いて、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 使用者は、第四条の規定による育児休業を理由として、その育児休業の期間中に労働者を配置換した場合には、その育児休業の終了の日の翌日までに、原職又は原職に相当する職に復帰させなければならない。

(復帰時における処遇)

第九条 使用者は、昇給、退職手当等について勤務した期間に基づいて算定する定めをする場合において、第四条の規定による育児休業をした労働者が業務に復帰したときは、当該労働者の育児休業の期間の少なくとも二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして取り扱わなければならない。

2 使用者は、第四条の規定による育児休業をした労働者が業務に復帰した場合における賃金、配置、昇進等に関する処遇について、同一の事業場における同種の労働者との均衡を失ふることのないよう適切な配慮を行わなければならない。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第十条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この章の規定の実施に関する事務をつかさどる。

第十一条 労働基準監督官は、この章の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員の職務を行う。

(報告等)

第十二条 都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この章の規定を実施するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、必要な報告又は出頭を命ずることができ

(立入検査)

第十三条 労働基準監督官は、この章の規定を

施するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(労働者の申告)

第十四条 労働者は、使用者にこの章の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(船員に関する特例)

第十五条 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員に関しては、この章に規定する都道府県労働基準局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、地方運輸局長(海運監理部長を含む。)又は船員労働官が行うものとし、この章中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

第三章 育児休業手当

(育児休業手当の支給要件)

第十六条 育児休業手当(以下「手当」という。)は、労働者が第四条の規定による育児休業をするときに支給する。

(認定及び支給)

第十七条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、第四条の規定による育児休業を始めた後、遅滞なく、その受給資格について、公共職業安定所長の認定を受けなければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の認定をした受給資格者に対し、当該認定に係る第四条の規定に

よる育児休業の期間について、手当を支給する。(手当の日額)

第十八条 手当の日額は、賃金日額に百分の六十を乗じて得た額を基準として、労働大臣が定める手当日額表における受給資格者の賃金日額の属する賃金等級に依りて定められた金額とする。

(賃金日額)

第十九条 賃金日額は、育児休業の始まる日前六箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、次の各号のいずれかによって計算した金額を下つてはならない。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の総額をその期間中の労働した日数で除した金額の百分の六十

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額の合算額

2 前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。

3 前二項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する期間がある場合には、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。

一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間

二 産前産後の女子が労働基準法第六十五条の規定によつて休業した期間

三 女子の船員が船員法第八十七条の規定によつて勤務に従事しない期間

四 第四条の規定によつて育児休業をする期間

五 使用者の責めに帰すべき事由によつて休業した期間

六 試みの使用期間

賃金及び三月を超える期間ごとに支払われる賃金並びに通貨以外のものので支払われた賃金で一定の範囲に属しないものは算入しない。

5 賃金が通貨以外のものので支払われる場合、第一項の賃金の総額に算入すべきものの範囲及び評価に必要事項は、労働省令で定める。

6 雇入後六月に満たない者については、第一項の期間は、雇入後の期間とする。

7 前各項の規定により賃金日額を算定することが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した賃金日額が著しく不当であるときは、労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とする。

(手当の減額)

第二十条 受給資格者が手当の支給期間に係る賃金を受ける場合には、その賃金の基礎となつた日数(以下この条において「基礎日数」という。)分の手当の支給については、次の各号に定めるところによる。

一 その賃金の一日に相当する額(賃金の総額を基礎日数で除して得た額をいう。以下この条において同じ。)が賃金日額未満であるとき、賃金日額からその賃金の一日に相当する額を控除した額の百分の六十に相当する額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二 その賃金の一日に相当する額が賃金日額以下であるとき、基礎日数分の手当を支給しない。

(支給方法)

第二十一条 手当は、労働省令で定めるところにより、手当を支給すべき事由の発生した日から一月に一回、その直前の一月の日分を支給するものとする。

(未支給の手当)

第二十二条 受給資格者が死亡した場合において、その者に支給されるべき手当でまだ支給されていないものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)子、父母、

孫、祖父又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の手当を請求することができる。

2 前項の規定により、受給資格者が死亡したため第十七条第一項の規定を受けることができなかった期間に係る手当の支給を請求する者は、労働省令で定めるところにより、当該受給資格者について同項の規定を受けなければならない。

3 第一項の受給資格者が第二十條の規定に該当する場合には、第一項の規定による未支給の手当の支給を受けるべき者は、労働省令で定めるところにより、同条の賃金の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

4 第一項の規定による未支給の手当の支給を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

5 第一項の規定による未支給の手当の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(支給の制限)

第二十三條 手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第二十八條第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

(返還命令等)

第二十四條 偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した手当の全部又は一部を返還することを命ずることができる。また、労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた手当の額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主が偽りの報告を

したためその手当が支給されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、その手当の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3 第四十條及び第四十八條第三項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

(受給権の保護)

第二十五條 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができる。

(公課の禁止)

第二十六條 租税その他の公課は、手当として支給を受けた金銭を標準として課することができる。

(届出)

第二十七條 受給資格者は、第四條の規定による育児休業の終了その他の手当の支給を変更する事由が生じたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

(調査)

第二十八條 公共職業安定所長は、手当の支給を行うにつき必要があると認めるときは、受給資格者に対し、受給資格の有無、手当の額その他の事項に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は所属の職員にこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(費用の負担)

第二十九條 手当の支給に要する費用は、その三分の二に相当する額を次条に規定する掛金をもつて充て、その三分の一に相当する額を国庫が負担する。

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、手当に關する事務の執行に要する費用を負担する。

(掛金)

第三十條 政府は、手当の支給に要する費用に充てるため、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)ごとに、事業主から掛金を徴収する。

(掛金の額)

第三十一條 掛金の額は、賃金総額に次条の規定による掛金率を乗じて得た額とする。

2 前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

(掛金率)

第三十二條 掛金率は、毎年度における手当の支給に要する費用の予想総額の三分の二に相当する額を当該年度における賃金の予想総額をもつて除して得た割合を基準として、労働大臣が定める。

(概算掛金の納付)

第三十三條 事業主は、毎年度、その年度に使用するすべての労働者に係る賃金総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。)の見込額(労働省令で定める場合にあつては、直前の年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額)に前条の規定による掛金率を乗じて算定した掛金を、その掛金の額その他労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その年度の初日(年度の中途に事業を開始した者については、当該事業を開始した日)から四十五日以内に納付しなければならない。

2 政府は、事業主が前項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、掛金の額を決定し、これを事業主に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた事業主は、納付した掛金の額が同項の規定により政府の決定した掛金の額に足りないときはその不足額を、納付した掛金がないときは同項の規定により政府の決定した掛金を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。

(増加概算掛金の納付)

第三十四條 事業主は、前条第一項に規定する賃金総額の見込額が増加した場合において労働省令で定める要件に該当するときは、その日から三十日以内に、増加後の見込額に基づく掛金の額と納付した掛金の額との差額を、その額その他労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて納付しなければならない。

(概算掛金の追加徴収)

第三十五條 政府は、第三十二條に規定する掛金率の引上げを行ったときは、掛金を追加徴収する。

2 政府は、前項の規定により掛金を追加徴収する場合には、労働省令で定めるところにより、事業主に対し、期限を指定して、その納付すべき掛金の額を通知しなければならない。

(概算掛金の延納)

第三十六條 政府は、労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、その者が前三條の規定により納付すべき掛金を延納させることができる。

(確定掛金)

第三十七條 事業主は、毎年度、その年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額に第三十二條の規定による掛金率を乗じて算定した掛金の額その他労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の年度の初日(年度の中途に事業を廃止し、又は終了した者については、当該事業を廃止し、又は終了した日。次項において同じ。)から四十五日以内に提出しなければならない。

2 事業主は、納付した掛金の額が前項の掛金の額に足りないときはその不足額を、納付した掛金がないときは同項の掛金を、同項の申告書に添えて、次の年度の初日から四十五日以内に納付しなければならない。

3 政府は、事業主が第一項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると

認めるときは、掛金の額を決定し、これを事業主に通知する。

4 前項の規定による通知を受けた事業主は、納付した掛金の額が同項の規定により政府の決定した掛金の額に足りないときはその不足額を納付した掛金がないときは同項の規定により政府の決定した掛金を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。ただし、労働省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 事業主が納付した掛金の額が第一項の掛金の額（第三項の規定により政府が掛金の額を決定した場合には、その決定した額）を超える場合には、政府は、労働省令で定めるところにより、その超える額を次の年度の掛金若しくは未納の掛金その他この章の規定による徴収金に充当し、又は還付する。

（追徴金）

第三十八条 政府は、事業主が前条第四項の規定による掛金又はその不足額を納付しなければならぬ場合には、その納付すべき額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に百分の十を乗じて得た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による掛金又はその不足額を納付しなければならぬかつた場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する掛金又はその不足額が千円未満であるときは、同項の規定による追徴金を徴収しない。

3 第三十五条第二項の規定は、第一項の規定により追徴金を徴収する場合について準用する。

（口座振替による納付等）

第三十九条 政府は、事業主から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による掛金の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが掛金の徴収上有利と

認められるときに限り、その申出を承認することができ。

2 前項の承認を受けた事業主に係る掛金のうち、この章の規定によりその納付に際し添えることとされている申告書の提出期限とその納期限とが同時に到来するものが労働省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後であるときにおいても、その納付は、納期限においてされたものとみなして、次条及び第四十一条の規定を適用する。

（督促及び滞納処分）

第四十条 掛金その他この章の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定によつて督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、掛金その他この章の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

（延滞金）

第四十一条 政府は、前条第一項の規定により掛金の納付を督促したときは、掛金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金の額が千円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

2 前項の場合において、掛金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる掛金の額は、その納付のあつた掛金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の掛金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに掛金その他この章の規定による徴収金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 掛金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 掛金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（先取特権の順位）

第四十二条 掛金その他この章の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（徴収金の徴収手続）

第四十三条 掛金その他この章の規定による徴収金は、この章に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

（掛金の負担）

第四十四条 労働者は、掛金の額の二分の一の額を負担するのを原則とする。

2 労働者の負担すべき掛金の額は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める掛金額表によつて計算する。

3 事業主は、当該事業に係る掛金の額のうち当該掛金の額から前項の規定による労働者の負担すべき額を控除した額を負担するものとする。

（賃金からの控除）

第四十五条 事業主は、労働省令で定めるところにより、前条第二項の規定による労働者の負担すべき額に相当する額を当該労働者に支払う賃金から控除することができる。この場合において、事業主は、掛金控除に関する計算書を作成

し、その控除額を当該労働者に知らせなければならない。

（不服申立て）

第四十六条 手当の支給に関する処分又は第二十四条第一項若しくは第二項、第三十三条第二項若しくは第三十七条第三項の規定による処分について不服がある者は、異議申立てをすることができる。

（不服申立てと訴訟との関係）

第四十七条 前条に規定する処分又は掛金その他この章の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決又は当該処分についての異議申立てに対する労働大臣の決定を経た後でなければ、提起することができない。

（時効）

第四十八条 手当の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第二十四条第一項又は第二項の規定により納付すべきことを命ぜられた金額を徴収する権利並びに掛金その他この章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 手当の支給に関する処分又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定による処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 政府が行う掛金その他この章の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

（報告等）

第四十九条 労働大臣は、この章の規定を実施するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業主又は労働者に対し、必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

（立入検査）

第五十条 労働大臣は、この章の規定を実施する

ため必要があると認めるときは、所属の職員に、事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

2 前項の場合において、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

第五十一条 この章に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を公共職業安定所長に委任することができる。

(労働省令への委任)

第五十二条 この章に規定するもののほか、この章の実施のために必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

第四章 罰則

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第四項の規定に違反して育児休業の請求を拒んだ者

二 第五条第三項の規定に違反して育児休業の期間の延長の請求を拒んだ者

三 第五条第六項の規定に違反して育児休業の期間の短縮の請求を拒んだ者

四 第八条第一項又は第十四条第二項の規定に違反して解雇その他不利益な取扱いをした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者

二 第十三条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第四十九条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、

若しくは虚偽の文書を提出した者

四 第四十九条の規定による出頭をしなかった者（事業主を除く。）

五 第五十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

（義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の廃止）

第二条 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）は、廃止する。

（義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（以下「旧法」という。）第三条の規定による育児休業の許可を受けた者及び旧法第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等旧法第三条に規定する育児休業の許可に相当する取扱いを受けたものについては、なお従前の例による。

2 旧法第十五条の規定により臨時的に任用されている者の取扱いについては、なお従前の例による。

（労働基準法の一部改正）
第四条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「左の」を「次の」に、同項第三号中「責」を「責め」に改め、同項に次の一号を加える。

五 育児休業法（平成二年法律第 号）
第四十条の規定によつて育児休業をした期間第三十九条第七項中「及び産前産後」を「産前産後」に改め、「よつて休業した期間」の下に「及び労働者が育児休業法第四条の規定によつて育児休業をした期間」を加える。

第九十八条第二項中「賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）」の下に「育児休業法」を加える。

（船員法の一部改正）
第五条 船員法の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中「及び女子」を「女子」に改め、「よつて勤務に従事しない期間」の下に「及び船員が育児休業法（平成二年法律第 号）第四条の規定によつて育児休業をした期間」を加える。

（国会職員法の一部改正）
第六条 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」の下に「の規定並びに育児休業法（平成二年法律第 号）第十條から第十四条まで、第四十九条、第五十条及び第四章の規定」を加え、「これらに基づく」を「これらの規定に基づく」に改める。

（国家公務員法の一部改正）
第七条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「及び船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）」を「育児休業法（平成二年法律第 号）」に改める。

（地方公務員法の一部改正）
第八条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「労働安全衛生法第九十二条の規定を「育児休業法（平成二年法律第 号）第十一條、第四十九条及び第五十条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定」に改め、「労働基準法第九十二条の規定」の下に「育児休業法第十一條の規定」を加え、同条第四項中「労働安全衛生法」を「育児休業法、労働安全衛生法」に、「基づく」を「基づく」に改める。

（自衛隊法の一部改正）
第九条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第八十八条中「及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」を「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）並びに育児休業法（平成二年法律第 号）第十條から第十四条まで、第四十九条、第五十条及び第四章の規定」に、「これらに基づく」を「これらの規定に基づく」に改める。

（一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正）
第十条 一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

（育児休業をする者の給与）
第二十四条 育児休業法（平成二年法律第 号）第四条の規定により育児休業をする職員には、いかなる給与も支給しない。

附則第七項から第十項までを削り、附則第十

一項を附則第七項とし、附則第十二項を附則第八項とし、附則第十三項を附則第九項とする。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第十一条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(育児休業をする者の給与)

第二十六条の二 育児休業法(平成二年法律第 号)第四条の規定により育児休業をする職員には、いかなる給与も支給しない。

第二十七条の見出し中「国家公務員災害補償法等」を「国家公務員災害補償法」に改め、同条第一項中「並びに義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第一条」を削り、「国家公務員災害補償法の規定中」を「同法の規定中」に改める。

附則第十六項を削り、附則第十七項を附則第十六項とする。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十二条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項に次の一号を加える。

五 育児休業法(平成二年法律第 号)

第四条の規定によつて育児休業をした日

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第十三条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項に次の一号を加える。

五 育児休業法(平成二年法律第 号)

第四条の規定によつて育児休業をした日

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第十四条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「うちに」の次に「育児休業法

(平成二年法律第 号)第四条の規定による育児休業」を加える。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第十五条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子教育職員又は医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等に該当するもの」のうち、同法に規定する公務員の場合における育児休業の事由に相当する事由により、同法に規定する公務員の場合における育児休業の許可に相当する取扱いを受け」を「育児休業法(平成二年法律第 号)第四条の規定による育児休業をし」に改め、「取扱いの」を削る。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第十六条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子教育職員又は医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等に該当する者で、同法に規定する育児休業の許可に相当する取扱いを受け」を「育児休業法(平成二年法律第 号)第四条の規定による育児休業をし」に改め、「取扱いの」を削る。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)

第十七条 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十

年法律第六十二号)に規定する育児休業に相当する休業」を「育児休業法(平成二年法律第 号)第四条の規定による育児休業」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項に次の一号を加える。

十四 育児休業法(平成二年法律第 号)

第四十四条第二項の規定により負担する掛金

(社会保険労務士法の一部改正)

第十九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の十五の次に次の一号を加える。

二十の十六 育児休業法(平成二年法律第 号)

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正)

第二十条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「女子労働者について」の下に、「育児休業法(平成二年法律第 号)に規定する育児休業を実施するほか」を加え、同条第二項中「育児休業」を「育児に関する便宜の供与」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第二十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条の二を次のように改める。

第六条の二 削除

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第二十二条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第二十三条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「定」を「定め」に、第三号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、第六号を削る。

(地方公営企業法の一部改正)

第二十四条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第六条第二項、第十二条及び附則第二項」を削る。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第二十五条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号を削る。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第二十六条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三号を削る。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 この法律の施行の際現に旧法第十五条第一項の規定により臨時的に任用されている者については、改正前の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第十七条第三号の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第二十八条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六

年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三号を削る。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 この法律の施行の際現に旧法第十五条第一項の規定により臨時的に任用されている者については、改正前の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第二十三条第三号の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(労働省設置法の一部改正)

第三十条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十号中「賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)」の下に「育児休業法(平成二年法律第 号)」を加える。

第五条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 育児休業法に基づいて、育児休業手当の掛金を徴収すること。

第五条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 育児休業法に基づいて、使用者又は労働者に必要な事項を報告させ、又は出頭させること。

第七条第一項及び第八条第一項中「賃金の支払の確保等に関する法律」の下に「育児休業法」を加える。

第十条第一項中「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の下に「育児休業法」を加える。

(政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約四百四十億四の見込みである。

五月三十一日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は四月十三日)
一、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

平成二年六月二十一日印刷

平成二年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P